

V 商工労働水産部の私債権

V-1 商工政策課 口蹄疫対策地域活性化基金資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	口蹄疫対策地域活性化事業実施要綱 口蹄疫対策地域活性化基金資金貸付要綱
事業目的	平成 22 年 4 月に宮崎県において発生した口蹄疫により大きな影響を受けた本県地域経済の速やかな回復を図るため、県の貸付及び拠出により公益財団法人かごしま産業支援センターに <u>基金を設置し、その運用益等により地域経済の活性化につながる事業を実施する。</u>
期待される成果	口蹄疫により影響を受けた本県の地域経済の <u>速やかな回復</u>
事業開始年度	平成 23 年度
今後の継続予定	平成 27 年度末で事業廃止予定 (5 年間)
貸付対象者	公益財団法人かごしま産業支援センター
資金の使途	基金 (造成額 102 億円) ①運用益活用型 100 億円、②取崩型 2 億円
資金の財源	県債 100 億円、一般財源 2 億円

(参考)「口蹄疫対策地域活性化事業実施要綱」抜粋

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 22 年 10 月に国の口蹄疫対策本部がとりまとめた口蹄疫復興対策に係る対応方針に基づき、県の出資している財団法人に基金を設け、当該法人が、その運用益等を活用して、口蹄疫により影響を受けた地域経済の速やかな回復を図るために行う助成金交付事業（以下「助成金交付事業」という。）とこれに附帯する管理事業（以下「管理事業」という。助成金交付事業及び管理事業を以下「基金事業」という。）の実施について、法令その他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基金の運用方法)

第 5 条 基金の運用方法は、次のいずれかによるものとする。ただし、元本保証のあるものに限る。

- (1) 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券等の取得
 - (2) 金融機関への預金
 - (3) 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託
- 2 センターは、基金の運用方法及び運用計画について別途定め、知事の承認を得るものとする。

2 債権の発生

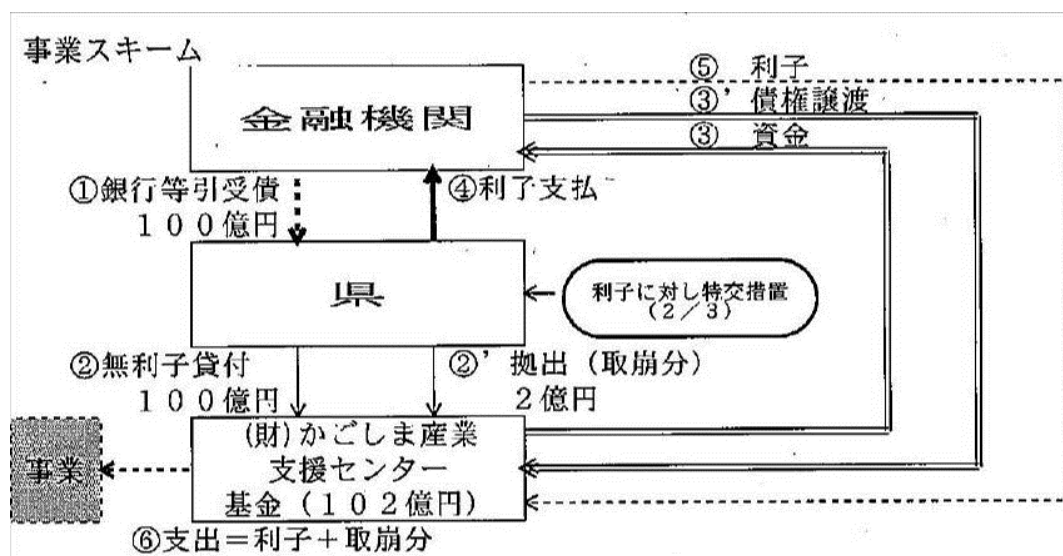
平成 22 年度に公益財団法人かごしま産業支援センターに基金を造成するための資金として 100 億円の貸付¹が発生している。

当然ではあるが、滞納及び不納欠損等は生じていない。

¹ 「口蹄疫対策地域活性化基金資金に係る金銭消費貸借契約証書」第 1 条において、「(6)使途 口蹄疫対策地域活性化基金造成のため、金額を用いるものとする。なお、その運用益は、助成金交付事業の原資とする。」と規定されている。

3 事業スキームの概要

平成22年度12月補正予算時の「口蹄疫対策地域活性化基金設置事業」（県資料）に記載されている事業スキームは次のとおりである。



4 証憑等の資料確認

- ① 県は「鹿児島県信用農業協同組合連合会」（県信連）から100億円一括借入
「金銭消費貸借契約書」平成23年3月30日
返済期限：平成28年3月30日、年率0.642%（固定）
- ② 県は(公財)かごしま産業支援センター(支援センター)に無利子貸付 100億円
- ③ 県信連は支援センターに県に対する貸付債権を譲渡 譲渡代金：100億円
県信連は支援センターに譲渡債権の明細を記載した「地方債証書」100億円（最終償還期日：平成28年3月30日）を交付
- ・ 県信連（支援センター業務代理店）が作成した県に対する「返済計画表」では、平成23年9月30日を第1回として利息相当額32,363,835円（2回目～9回目32,100,000円）を返済、28年3月30日に元利合計10,032,012,054円を返済することになっている。

結果的には、県の取崩型基金の2億円と支払利息約321百万円の計約521百万円が事業資金となり当活性化事業が実施されることになっている。

(注)利息のうち2/3については国の交付措置がある（上記「事業スキーム」参照）。

5 助成金交付事業の内容等

助成金交付事業における助成対象事業、内容、助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成額の上限は次のとおりである。

5-1 地域再生・元気づくりイベント等支援事業

内 容	助成対象者	助成対象経費	助成率	助成額の上限
1 助成対象者が、商工団体、特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)、まちづくり会社、地域活動団体及び複数の地域住民のいずれか又は複数と共生・協働して行う商店街等の活性化に資する事業への助成	1 市町村 2 商工団体 3 NPO 法人 4 まちづくり会社 5 実行委員会	1 来街者の増大、地域の活性化、経済効果が見込まれるイベント・づくりの企画・実施に要する経費 2 高齢者等の利便性の向上に資する事業に要する経費 3 空き店舗対策事業に要する経費 4 地域住民の商店街利用促進を図る取組に要する経費 5 後継者育成のために行う研修に要する経費 6 新たな商品、サービスの開発や掘り起こしに要する経費 7 その他助成事業の目的を達成するためにセンターが必要と認める経費	宮崎県境の地域及び家畜の搬出制限区域が設定された地域(曾於市、霧島市、志布志市、伊佐市、さつま町、湧水町)については10分の8以内、その他の地域は2分の1以内	1 対象者あたり 2,000 千円以内
2 多くの参加者が見込まれ、地域の活性化や経済効果が見込まれる催しへの助成	上記 1~5 6 観光団体			1 対象者あたり 3,000 千円以内。 ただし、会議を主たる内容とする事業については、1 対象者あたり 500 千円以内、年間を通じて継続的に複数回開催される事業については 1 対象者あたり 10,000 千円以内。

当事業の助成対象者は、表のように市町村、商工団体、NPO 団体、まちづくり会社、実行委員会、観光団体と広範になっており、助成対象経費の範囲も同様に広い。

5-2 かごしま黒牛・黒豚販路開拓事業

内 容	助成対象者	助成対象経費	助成率	助成額の上限
本県産食肉(牛肉・豚肉)の県外・国外への販路開拓等を図る事業者に対して、取組に要する経費を助成	本県産食肉(牛肉・豚肉)の販路拡大に取り組む企業・団体	1 市場開拓調査に要する経費 2 商品 PR に資する経費 3 商談会等の開催に要する経費 4 試験販売スペース等の設置に要する経費 5 テスト輸出に要する経費 6 その他助成事業の目的を達成するためにセンターが必要と認める経費	1 については 2 分の 1 以内 その他は 10 分の 8 以内	1 については 1 対象者あたり 1,000 千円以内、 その他は 1 対象者あたり 5,000 千円以内

助成対象者は牛肉・豚肉の販路拡大に取り組む企業・団体であるが、助成対象経費は広範である。

5-3 本県産牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券発行支援事業（注）

内 容	助成対象者	助成対象経費	助成率	助成額の上限
本県産牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券の発行事業への助成	市町村	1 地域商品券のプレミアムとして付され換金された本県産牛肉・豚肉ギフト券の相当額 2 地域商品券及び本県産牛肉・豚肉ギフト券の発行、広報等に要する経費	2分の1以内	1対象者あたり5,000千円以内。 ただし、2については1対象者あたり300千円以内。

（注）平成23年度はプレミアムの使途制限（食肉に限定）をしないプレミアム付地域商品券発行事業への助成

助成対象者は市町村であり、市町村が鹿児島県産の牛肉・豚肉ギフト券付地域商品券を発行する場合の経費等についての助成となっている。

5-4 観光活性化対策事業

内 容	助成対象者	助成対象経費	助成率	助成額の上限
口蹄疫により観光客減等の影響を受けた本県観光の速やかな回復と地域活性化を図るために「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」が実施する各種誘客キャンペーン等の事業への助成	観光かごしま大キャンペーン推進協議会	1 地域独自の観光資源の磨き上げ、旅行商品の造成に要する経費 2 各種メディア等を活用した誘致宣伝に要する経費 3 旅行エージェントやキャリア対策に要する経費 4 黒牛や黒豚等の地域の食材や地域の観光資源を生かした観光関連イベントの企画・開催に要する経費 5 その他助成事業の目的を達成するためにセンターが必要と認める経費	10分の10以内	予算で別途定める。

助成対象者は「観光かごしま大キャンペーン推進協議会」であり、助成対象経費の範囲も広い。

6 事業実施法人での運営状況

6-1 平成22年度及び23年度の正味財産増減計算書

事業を実施している公益財団法人かごしま産業支援センターの平成23年度の正味財産増減計算書の状況（抜粋）は次のとおりである。

（単位：千円）

科 目	⑰口蹄疫対策地域活性化事業		
	23年度	22年度	増 減
特定資産運用益	64,768	177	64,591
受取補助金等	—	200,000	△200,000
雑収益	7	—	7
経常収益計	64,776	200,177	△135,400
事業費	97,452	0	97,452
経常費用計	97,452	0	97,452
当期一般正味財産増減額	△32,675	200,177	△232,853
一般正味財産期首残高	200,177	0	200,177
一般正味財産期末残高	167,501	200,177	△32,675

平成22年度の受取補助金等の2億円は前掲1の表における基金のうち取崩型に該当する一般財源による補助金である。

特定資産運用益は、基金のうち運用益活用型100億円の運用益である。

6-2 平成22年度及び23年度の貸借対照表

（単位：千円）

科 目	⑰口蹄疫対策地域活性化事業		
	23年度	22年度	増 減
現金・預金	27,635	—	—
省 略			
流動資産合計	27,636	177	27,459
基金（投資有価証券）	10,000,000	10,000,000	0
基金（普通預金）	40,000	40,000	0
基金（定期預金）	120,000	160,000	△40,000
特定資産合計	10,160,000	10,200,000	△40,000
資産合計	10,187,636	10,200,177	△12,540
未払費用	20,065	—	20,065
県借入金	10,000,000	10,000,000	0
省 略			
負債合計	10,020,135	10,000,000	20,135
一般正味財産	167,501	200,177	△32,675
負債及び正味財産合計	10,187,636	10,200,177	△12,540

（注）表中の「基金（投資有価証券）」は県信連が県に有する貸付債権を内容とするものである。

7 債権の回収可能性

「口蹄疫対策地域活性化基金資金に係る金銭消費貸契約証書」によると、平成28年3月30日に満期一括償還となっている。

支援センターでの運用債権は満期が平成28年3月30日の鹿児島県に対する貸付債権を内容とするものであり、通常の状態では毀損することは考えられないことから、県債権である支援センターに対する貸付金の回収についても問題ないものと考えられる。

8 実施事業内容について

当該債権は平成22年10月に国の口蹄疫対策本部がとりまとめた口蹄疫復興対策に係る対応方針に基づき発生したものである。

口蹄疫の発生県である宮崎県では、新規に財団を設置して1,000億円の基金を設立して事業を実施している。鹿児島県は、基金事業を実施する法人として、実施事業に近い団体である（公財）かごしま産業支援センターに決定したとのことである。

県における事業内容は「口蹄疫により大きな影響を受けた本県地域経済の速やかな回復を図る」ためのものであり、同センターが事業を実施しているが、前記のように直接的に口蹄疫防疫対策に資する事業は対象とはなっていないようである。

（補足）口蹄疫対策事業について

口蹄疫対策地域活性化基金資金貸付金は、国の口蹄疫対策のうち市町村の実施する復興事業への支援、観光振興、商工業者への支援など、地域の実情に応じた事業を実施する「運用益活用型基金の創設」によるものであり、上記のように直接的な防疫対策を内容とする事業は実施されていないが、県においては次のような口蹄疫防疫対策事業等が実施または予定されている。

■地域ぐるみ防疫・衛生意識高揚対策事業（県単独事業）

○地域ごとの集団的な消毒体制の整備

（目的）

伝染病の侵入を許さない畜産環境の整備を推進するために、地域ぐるみで消毒実施など集団的な防疫体制の強化を図るとともに各農場の飼養衛生管理基準の遵守を集団的に推進するなど地域をあげての防疫対策の取り組みの定着化を促進し、伝染病の侵入防止対策の強化を図る。

（事業内容）

（1）集団的な消毒実施の推進

（事業主体：市町村、市町村自衛防疫協議会、防疫集団及び生産者集団）

- ・生産者及び畜産関係者の防疫意識維持、向上のための研修会の実施
- ・地域ごとの集団的消毒の実施

（2）集団的消毒作業用機器の導入

（事業主体：市町村、市町村自衛防疫協議会、防疫集団及び生産者集団）

- ・集団的消毒の実施時に使用する機器の導入
（動力噴霧機、石灰散布機、石灰塗布機、スプレーヤー）

（3）畜産密集地域等における車両消毒装置、施設の整備

（事業主体：市町村、市町村自衛防疫協議会、防疫集団及び生産者集団）

- ・畜産農場が密集する地域などに共同利用の車両消毒装置や施設を整備
（車両消毒装置（消毒ゲート）、車両踏み込み消毒槽、大型防除機）

（予算額）平成24年度 16,267千円

○地域に応じた畜舎衛生管理資材の供給

（目的）

地域における畜舎衛生管理資材の供給体制を整備することで畜舎の飼養衛生環境の改善を図り、各農場

の飼養衛生管理基準の順守を集団的に推進することで、伝染病の侵入防止対策の強化を図る。

(事業内容)

(1) 敷料製造機械、施設の整備

(事業主体：市町村、農協、生産者集団)

・畜舎の衛生的な管理に欠かせない良質な敷料の供給体制を整備するために敷料製造機械及び施設を整備し、地域における広範囲な農場での家畜の飼養衛生環境の向上を図る。

(植絨機、おがくず製造機、木材粉碎機、及び敷料保管施設・機械格納庫)

(予算額) 平成24年度 24,000千円

■県境防疫体制強化施設整備事業

(目的)

口蹄疫等の家畜伝染病予防が万一発生した場合に、迅速な侵入・まん延防止等が講じられるよう、県境の主要道路に車両消毒等を行うための消毒ポイントの設置場所の整備を行う。

(事業主体) 県

(事業実施年度) 平成24年度

(事業概要)

(1) 国道及び県道沿いの消毒ポイント候補地の用地測量調査

(2) " " " " の用地決定・交渉・取得

(3) " " " " のアスファルト等舗装工事

(予算額) 計 113,593千円 (内容省略)

[参考 1] 新聞報道によると、「鹿児島県土地改良事業団体連合会（県土改連）は、口蹄疫など家畜伝染病の発生時に対応する「家畜防疫管理システム」を構築した。県土改連の農地地図情報をベースに作成。必要な情報を入力することで家畜・畜舎情報や消毒ポイント、移動制限エリアなどがひと目で把握できる。宮崎県とも共有が可能で、広域的な連携に向けて各市町村に導入を呼びかけている。」（平成24年11月21日南日本新聞より抜粋）

[参考 2] 「鹿児島県は20日、口蹄疫防疫演習を曾於市で実施した。通報から72時間以内に家畜の埋却を終える一連の初動防疫を、防護服を着用した同市職員ら60人が実演し、迅速に対応できるか確認した。2010年の宮崎県での口蹄疫発生を受け、畜産が盛んな鹿児島県内の自治体で年1回実施している。(略)」（平成24年11月21日南日本新聞より抜粋）

[参考 3] 中国・大連市で豚の口蹄疫が発生し、農林水産省が牛の飼料用稲わらの輸入を一時停止した問題で、鹿児島県は29日、県庁で緊急防疫対策会議を開いた。(中略) 県畜産課によると、県内で年間に必要な稲わらの4割弱にあたる約4万トンを輸入。ほとんどが中国からとなっている。(中略) 家畜防疫対策監は「2年前に隣県で大発生した際の危機感を忘れず、基本に立ち返って防疫に取り組んでほしい」と話した。(平成24年11月30日南日本新聞より抜粋)

[参考 4] 宮崎県の昨年1年間の観光客数が、2010年の口蹄疫発生前の水準にほぼ回復したことが、19日分かった。12年度から本格スタートした古事記と日本書記の「記紀編さん1300年記念事業」関連イベントなどが奏功した格好。県は同日策定した同事業基本構想を踏まえ、神楽のユネスコ無形文化遺産登録運動などを核に、今後さらなる誘客を図る考えだ。(中略) 同基本構想では、20年度までの9年間で3段階に分け、神話・伝承の掘り起しやブランド定着化、県民総語り部化など推進。事業の集大成として、神楽群の世界無形文化遺産登録や国民文化祭誘致に重点的に取り組む。(平成25年2月20日南日本新聞より抜粋)。

V-2 経営金融課 中小企業高度化資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	独立行政法人中小企業基盤整備機構法 鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則
事業目的	中小企業者が共同して経営体質の改善、環境の変化への対応を図るために工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して (独) 中小企業基盤整備機構と県が財源を出し合って、長期・低利の融資を行い、資金面から支援する制度
期待される成果	中小企業者の経営体質の改善、環境変化への対応等
事業開始年度	昭和 30 年度
今後の継続予定	継続予定
貸付対象者	事業協同組合、第三セクター等
主な貸付対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 集団化事業 一定地区等に移転し、集団化して施設を設置する事業 ● 集積区域整備事業 組合員等が集積している一定の地域において、共同で施設等の設置等を行うとともに、個々の組合員の施設整備を行う事業 ● 共同施設事業 特定中小企業団体（協同組合等）、協業組合、企業組合等が共同店舗等を設置する事業 ● 施設集約化事業 事業協同組合、協業組合、合併会社等が、共同工場、共同店舗等を設置する事業 ● 商店街整備等支援事業 第三セクター（まちづくり会社等）や商工会等が、イベント広場やコミュニティホール等の商店街活性化施設及びこれと併設した商業店舗等を整備する事業 ● 地域産業創造基盤整備事業 第三セクター、商工会、市町村等が、インキュベーター施設等を設置する事業
債権に係る管理 規程、マニュアル等	債権管理マニュアル（中小企業支援資金） 中小企業支援資金貸付金に係る法的措置及び不納欠損処分基準
債権管理システム等	貸付台帳、債権管理台帳

2 主な資金の種類と貸付条件等

当該事業の主な資金の種類と貸付条件等は次のとおりである。

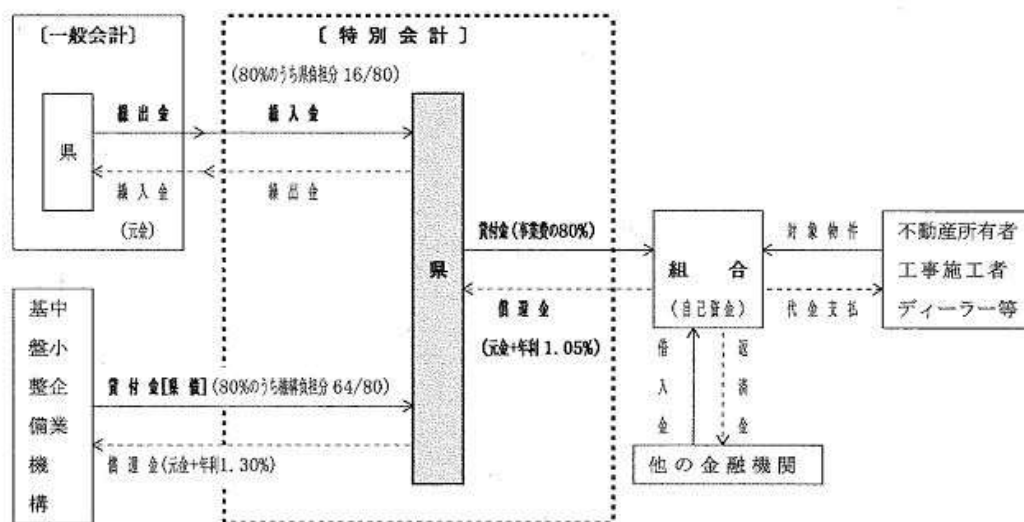
事業種類	貸付対象	利率	貸付限度額		償還期間
			貸付対象事業費の	うち県費	
集団化事業	事業協同組合等及びその組合員たる中小企業者	1.05% (特別な法律の規定に基づき実施する事業については、無利子)	貸付対象事業費の80%以内 (小規模事業者については90%以内)	貸付対象事業費の16%以内 (小規模事業者については18%以内)	20年以内 (据置3年以内)
集積区域整備事業	事業協同組合等、商店街振興組合等及びその組合員たる中小企業者				
共同施設事業	特定中小企業団体企業組合又は協業組合				
施設集約化事業	事業協同組合等、協業組合、合併会社又は出資会社				
商店街整備等支援事業	第三セクター、一般社団法人商工会	無利子			
地域産業創造基盤整備事業	第三セクター、一般社団法人商工会、市町村等				

3 貸付方式

貸付方式には次のようにA方式とB方式がある。

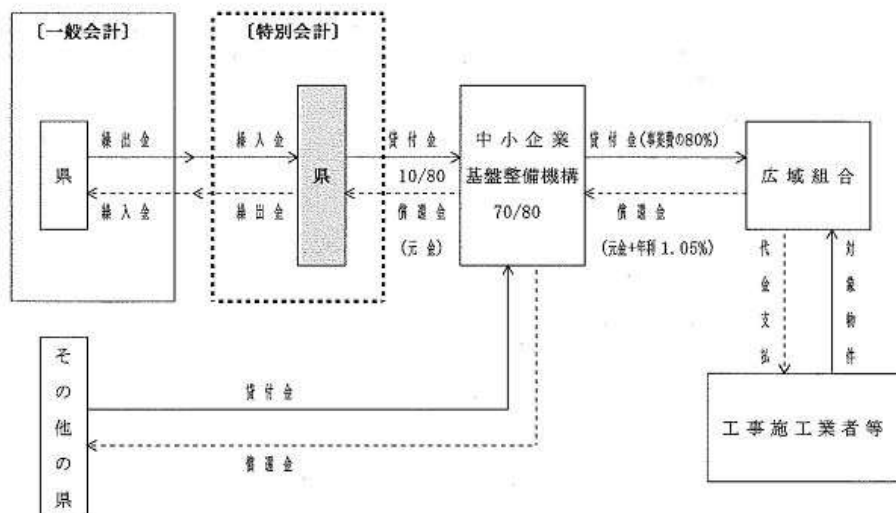
(1) A方式

県が資金の一部を中小企業基盤整備機構から借り入れて、県の財源を加えたものを直接組合等に貸し付ける方式



(2) B方式

中小企業基盤整備機構が、資金の一部を各県から借り入れて、中小企業基盤整備機構の財源を加えたものを2つの県以上にまたがって存在する組合に商工中金を窓口に貸し付ける方式



4 最近5年間の当該債権の状況

平成19年度から23年度までにおける当該債権の発生、回収、不納欠損及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	1	—	—	—	1
金額	9,870	—	—	—	311
回収					
(注1) 件数	2	1	1	5	3
金額	353,535	363,305	311,929	304,369	269,349
不納欠損					
件数	1	1	2	1	1
金額	392,838	51,961	64,745	16,705	8,811
年度末残高					
(注2) 件数	56	54	51	45	41
金額	4,826,532	4,411,266	4,034,592	3,713,518	3,435,669
(うち滞納分)					
(件数)	19	18	17	14	13
(金額)	2,028,168	1,911,160	1,820,527	1,789,910	1,768,618

(注1) 回収先のうち当該年度完済先数である。

(注2) 高度化B方式の貸付先「中小企業基盤整備機構」とは複数契約しているが1先として計上している。

表のように新規の貸し付けは低調であり、この5年間においてはB方式によるもののみであり、直接貸付であるA方式の実績はない。

[参考]過年度との比較

当該債権は平成14年度の包括外部監査の対象となっており、平成4年度から13年度までの新規貸付、回収額及び残高及び収入未済額の状況が記載されている。

(単位：千円)

年 度	新規貸付	元金回収	年度末残高	収入未済額
平成4年度	3,125,153	1,908,585	18,614,378	2,873,196
平成5年度	847,213	1,206,043	18,255,548	3,017,347
平成6年度	1,226,315	1,262,233	18,219,629	3,167,661
平成7年度	1,134,899	1,269,352	18,085,177	3,387,445
平成8年度	1,260,754	1,109,306	18,236,624	3,557,076
平成9年度	251,740	1,181,959	17,306,406	3,726,450
平成10年度	950,974	982,871	17,274,509	3,820,419
平成11年度	1,959	1,263,857	16,012,611	3,871,803
平成12年度	856	3,099,082	12,914,385	3,924,946
平成13年度	820	927,177	11,988,028	4,028,583

平成13年度末時点の状況においても新規貸付は減少しており、その後回収等が進み、23年度末までに残高は約86億円減少し、収入未済額も約23億円減少している。

5 債権の管理

5-1 債権の分類について

所管課では、中小企業支援資金について、平成14年より、「債権管理マニュアル」を定め、債権を以下のように分類し、区分ごとに細かい対応方法を定めている。

区分	内容	具体的事例
A	正常債権 元利金が約定どおり償還されており、債権管理に特段の注意を要しないもの	B～F分類以外の貸付先
B	要注意債権 経営状況が悪化あるいは不安定であるなど財務内容等に問題があり、今後の債権の管理に注意を要するもの	次のいずれかに該当する貸付先 ①債務超過、赤字、繰越欠損など財務内容等に問題があり、注意を要するもの ②償還猶予の貸付条件の変更を行ったもの
C	初期回収債権 直ちに回収困難とはならないが、経営状況が悪化あるいは不安定であるなど財務内容等に問題があり、今後の債権の管理及び回収に注意を要するもの	次に該当する貸付先 償還状況に問題があり、1年未満の元利金延滞があるもの
D	延滞 後期回収債権 経営破綻の状況ではないが経営難であり、経営改善等の進展が見られず、今後、回収困難になるおそれがあるもの	元利金の延滞が1年以上あるが、概ね20年以内に完済が見込まれており、次のいずれかに該当する貸付先 ①分割納入を行っているもの ②担保等資産の処分又は連帯保証人等への請求で償還が見込めるもの ③事業の継続又は再開が可能であり、今後、償還が見込めるもの
E	債権 回収困難債権 法的、実質的な経営破綻の事実は発生していないが、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たないなど、全額回収の見込みが困難なもの	元利金の延滞が1年以上あり、次のいずれかに該当する貸付先 ①分割納入中であるが、概ね20年以内に完済の見込みが立たないもの ②過去1年間に、全く納入が無いもの ③担保等資産の処分及び連帯保証人等へ請求しても全額回収が見込めないもの ④事業の継続又は再開の見込みがなく、今後、償還が見込めないもの
F	回収不能債権 法的、実質的に経営破綻の事実が発生しており、全額回収が不可能なもの	破産、会社整理、民事再生手続の申立て、会社更生の申立て、手形交換所の取引停止等により経営が破綻している貸付先。ただし、担保等資産処分及び連帯保証人等からの回収により、概ね20年以内に完済が見込めるものは除く。

5-2 延滞債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
債権管理マニュアルに基づき、部内に設置している 債権管理審査会 において、貸付先の経営内容や延滞の状況を踏まえて、貸付先ごとに債権分類を行うとともに、個々の延滞組合・企業ごとに具体的な処理方針を検討し、債権回収対策を強化している。	主債務者や連帯保証人、相続人に対する戸別訪問 文書、電話による督促の徹底 債権回収強化月間(6,12月)における集中的な指導 主債務者、連帯保証人等の資力調査 担保物件の不動産鑑定 法的措置の実施 債権管理事務補助員の委嘱

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はない。

5-3 延滞債権の状況

平成23年度末の延滞債権の個別の状況は以下のとおりである。なお、平成23年度末では13件の延滞債権が存在したが、うち1件は24年度に完済していることから、記載を省略している。

区分 \ 貸付先	A 組合 (a 社が重畳的債務引受)	B 組合 (b 社が重畳的債務引受)	C 組合	D 社
当初貸付年度	昭和49・50年度	昭和54・56年度	昭和56年度	昭和55・56年度
延滞発生年度	昭和59年度	昭和59年度	昭和59年度	昭和59年度
H23年度末貸付金残高 (うち収入未済額)	[利子含む] 811,300,759 円 811,300,759 円	203,500,000 円 203,500,000 円	220,053,000 円 220,053,000 円	115,794,000 円 115,794,000 円
返済状況	(一部入金) 抵当権に基づく物上代位により 賃料差押えを実施中	(一部入金) b 社が償還中	(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 主債務者及び連帯保証人が償還中
事業の状況	(事業停止)	(継続中)	(継続中)	(継続中)
債務者の状況 死亡の場合は相続人の状況	(破綻) 平成13年破綻	(破綻) 昭和60年破綻	(存続)	(存続)
保証人の状況 死亡の場合は相続人の状況	(死亡6名) (相続人18名)	(生存3名、死亡2名) (相続人8名)	(生存4名、死亡1名) (相続人3名)	(生存9名、自己破産1名、死亡1名) (相続人3名)
担保の状況 担保処分による回収可能性	(有) (低)	(有) (高)	(有) (低)	(有) (低)
担保処分による回収 担保処分未実施の場合 担保処分を実施しない理由	(一部実施済) 毎月確実に回収できているため	(未実施) 操業中 毎月確実に回収できているため	(未実施) 操業中 毎月確実に回収できているため	(未実施) 操業中 毎月確実に回収できているため
債権分類	D	D	E	D
不納欠損処分を行えない理由	主債務者：有資力(土地)	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在

区分 \ 貸付先	E 組合	F 組合	個人 G	H 社
当初貸付年度	平成 7・8 年度	昭和 42・43 年度	平成 5 年度	平成 5 年度
延滞発生年度	平成 13 年度	昭和 55 年度	平成 19 年度	平成 19 年度
H23 年度末貸付金残高 (うち収入未済額)	239,908,000 円 162,305,000 円	2,800,000 円 2,800,000 円	14,334,000 円 9,310,000 円	159,930,000 円 101,552,000 円
返済状況	(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 主債務者が償還中	(入金なし) 平成 23 年 1 月から入金なし	(一部入金) 主債務者が償還中
事業の状況	(継続中)	(継続中)	(事業停止)	(継続中)
債務者の状況 死亡の場合は相続人の状況	(存続)	(存続)	(生存) 平成 24 年廃業	(存続)
保証人の状況 死亡の場合は相続人の状況	(生存 4 名、自己破産 1 名)	(生存 2 名、死亡 10 名) (相続人 35 名)	(生存 8 名、死亡 1 名) (相続放棄 4 名)	(生存 10 名)
担保の状況	(有)	(無)	(有)	(有)
担保処分による回収可能性	(高)	(一)	(低)	(低)
担保処分による回収	(未実施)	(一)	(実施中)	(未実施)
担保処分未実施の場合 担保処分を実施しない理由	操業中 毎月確実に回収できているため		現在、任意売却中であるため	操業中 毎月確実に回収できているため
債権分類	E	D	F	E
不納欠損処分を行えない理由	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在	連帯保証人：有資力者の存在	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在

区分 \ 貸付先名	I社	J社	K社	L社
当初貸付年度	平成6年度	平成7年度	平成9年度	平成9年度
延滞発生年度	平成17年度	平成16年度	平成19年度	平成19年度
H23年度末貸付金残高 (うち収入未済額)	58,837,000円 36,831,000円	50,782,888円 50,782,888円	51,126,000円 19,314,000円	21,479,228円 21,479,228円
返済状況	(一部入金) 抵当権に基づく物上代位により、賃料差押えを実施中	(一部入金) 連帯保証人が償還中	(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 連帯保証人が償還中
事業の状況	(継続中)	(事業停止)	(継続中)	(事業停止)
債務者の状況 死亡の場合は相続人の状況	(存続)	(破綻) 平成15年破綻	(存続)	(破綻) 平成23年破産
保証人の状況 死亡の場合は相続人の状況	(生存10名, 死亡2名) (相続放棄2名)	(生存8名, 自己破産1名, 死亡1名) (相続放棄3名)	(生存10名, 死亡 [生存中に自己破産] 1名)	(生存11名, 自己破産2名, 会社更生計画実施中1名, 会社破産1名)
担保の状況 担保処分による回収可能性	(有) (低)	(無) (-)	(有) (低)	(無) (-)
担保処分による回収 担保処分未実施の場合 担保処分を実施しない理由	(実施中) 平成24年度中に競売実施予定	(実施済) 平成19年2月に競売実施済み	(未実施) 操業中 毎月確実に回収できているため	(実施済) 平成21年1月に任意売却実施済み
債権分類	F	F	D	F
不納欠損処分を行えない理由	連帯保証人：有資力者の存在	連帯保証人：有資力者の存在	主債務者：事業継続中 連帯保証人：有資力者の存在	連帯保証人：有資力者の存在

5-4 不納欠損の状況

債権管理マニュアルにおいては、貸付先の状況に応じた債権回収及び管理の方針を定め、効果的な債権管理に努めることとされている。そして、貸付先や連帯保証人等が無資力と判断され回収不能と見込まれる債権については、債権放棄等による不納欠損処分を検討し、必要に応じて手続きを行う旨が定められている。

この検討にあたって所管課では「中小企業支援資金貸付金に係る法的措置及び不納欠損処分基準」を明文化し、法的措置の実施基準、消滅時効に伴う不納欠損処分、権利の放棄に伴う不納欠損処分、破産法等に基づく不納欠損処分、その他法令の規定による債務の消滅に伴う不納欠損処分など詳細に定め、回収可能性の判断についての厳しい一定の基準と処理手続きを定めた。また、平成20年より無資力の判断基準を具体的に定め、より回収可能性の判断の基準を明確化している。

このような明確な基準のもと、回収不能と判断されたものは不納欠損処分を進め、回収可能と判断されたものに注力することが可能となっている。

この結果、延滞債権は減少し、平成19年度から平成23年度までの5年間の不納欠損処分の内訳は以下のとおりであり、5年間の合計で535,059千円の不納欠損処分が実施されている。

年 度	貸付先	貸付年度	金額 (千円)	選 定 理 由
19年度	組合A	S59	392,838	平成16年 破産廃止、代表者、保証人自己破産・無資力
20年度	組合B	S57	51,960	昭和61年 事業休止、代表者死亡、保証人自己破産・無資力
21年度	組合C	S39	761	昭和42年廃業 代表者死亡、保証人死亡・時効援用
21年度	企業A	H5	63,984	平成12年倒産 代表者死亡、保証人自己破産・無資力
22年度	企業B	S44	16,705	昭和55年会社更生計画認可 代表者死亡、保証人死亡・時効援用
23年度	企業C	S41 S42	410 8,400	昭和62年 廃業 代表者死亡、保証人死亡・時効援用
計			535,059	

5-5 まとめ

平成23年度末の延滞債権の個別の状況は5-3のとおりであり、貸付先が経営環境の悪化により倒産・廃業し会社や組合が事実上存在しないケースや、代表者や連帯保証人が死亡、自己破産、さらには連帯保証人が死亡し債務が相続されていること等、回収上の問題が発生している。

V-3-1 経営金融課 中小企業設備近代化資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	中小企業近代化資金等助成法
事業目的	中小企業者に対して無利子の設備資金を貸し付けることにより、設備の近代化を促進する。
期待される成果	設備の近代化
事業開始年度	昭和 29 年度
今後の継続予定	平成 11 年度で制度廃止
貸付対象者	中小企業者 工業等（資本金 1 億円以下、従業員 300 人以下） 小売・サービス業（資本金 1 千万円以下、従業員 50 人以下）
貸付対象事業	設備の近代化に必要な設備
貸付条件	貸付限度：貸付対象設備の 1/2 以内で 50～4,000 万円 （設立 1 年未満は別枠） 利息：無利子 償還期間：5 年以内（1 年据置）
貸付財源	国 1/2 県 1/2
債権に係る管理 規程、マニュアル等	債権管理マニュアル（中小企業支援資金） 中小企業支援資金貸付金に係る法的措置及び不納欠損処分基準
債権管理システム等	貸付台帳、債権管理台帳

2 最近 5 年間の当該債権の状況

平成 11 年度で制度廃止となったことにより、当該債権は回収業務のみである。

（金額単位：千円）

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
回収					
（注）件数	3	3	2	1	0
金額	6,426	5,475	5,625	3,099	5,471
不納欠損					
件数	—	15	5	—	—
金額	—	51,162	26,880	—	—
年度末残高					
件数	37	19	12	11	11
金額	140,439	83,802	51,297	48,198	42,727
（うち滞納分）					
（件数）	36	18	12	11	11
（金額）	137,759	82,462	51,297	48,198	42,727

（注）回収先のうち当該年度完済先の件数である。

3 債権の管理について

債権の管理については中小企業高度化資金と同様「債権管理マニュアル」を定め、きめ細かい対応が行われている。

3-1 延滞債権の状況

平成23年度末の延滞債権の個別の状況は以下のとおりである。

区分	貸付先名	個人 A	個人 B	法人 C	法人 D	法人 E	個人 F
当初貸付年度		昭和 50 年度	昭和 54 年度	昭和 54 年度	昭和 57 年度	昭和 58 年度	昭和 59 年度
延滞発生年度		昭和 52 年度	昭和 56 年度	昭和 59 年度	昭和 60 年度	昭和 60 年度	昭和 61 年度
平成 23 年度末貸付金残高 (うち収入未済額)		1,089,000 円 1,089,000 円	2,556,000 円 2,556,000 円	656,000 円 656,000 円	300,000 円 300,000 円	3,430,000 円 3,430,000 円	2,311,000 円 2,311,000 円
返済状況		(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 主債務者が償還中	(一部入金) 連帯保証人が償還中	(入金なし) 平成 24 年 4 月から 入金なし	(一部入金) 主債務者の相続人が 償還中
事業の状況		(事業停止)	(継続中)	(事業停止)	(事業停止)	(事業停止)	(事業停止)
債務者の状況 相続人の状況		(生存) 昭和 52 年破綻	(生存)	(破綻) 昭和 59 年破綻	(破綻) 昭和 60 年破綻	(破綻) 昭和 60 年破綻	(死亡) 昭和 62 年破綻 相続人 4 名
保証人の状況 死亡の場合は相続人の状況		(生存 1 名, 死亡 1 名) (相続人 7 名)	(行方不明 1 名, 死亡 2 名) (相続人 11 名)	(生存 2 名, 死亡 1 名) (相続人 5 名)	(生存 4 名, 行方不明 1 名)	(生存 1 名, 自己破産 手続中 1 名, 死亡 2 名) (相続人 5 名)	(生存 2 名)
担保の状況 担保処分による回収可能性		(無) (-)	(無) (-)	(無) (-)	(無) (-)	(無) (-)	(無) (-)
担保処分による回収 担保処分を実施しない理由		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
債権分類		D	D	D	D	D	F
不納欠損処分を行えない理由		連帯保証人等: 有資 力者の存在	主債務者: 事業継続中 連帯保証人等: 有資力 者の存在	連帯保証人: 有資力 者の存在	連帯保証人: 有資力 者の存在	連帯保証人等: 有資 力者の存在	連帯保証人: 有資力 者の存在

区分 \ 貸付先名	法人 G	法人 H	法人 I	法人 J	法人 K (L 社が重畳的債務引受)
当初貸付年度	平成 4 年度	平成 7 年度	平成 9 年度	平成 9 年度	平成 9 年度
延滞発生年度	平成 8 年度	平成 10 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
平成 23 年度末貸付金残高	6,267,000 円	2,480,000 円	7,395,531 円	14,400,000 円	1,842,483 円
(うち収入未済額)	6,267,000 円	2,480,000 円	7,395,531 円	14,400,000 円	1,842,483 円 [延納利息含む]
返済状況	(一部入金) 連帯保証人が償還中	(一部入金) 連帯保証人が償還中	(一部入金) 債務者が償還中	(一部入金) 連帯保証人が償還中	(一部入金) 連帯保証人が償還中
事業の状況	(事業停止)	(事業停止)	(継続中)	(事業停止)	(事業停止)
債務者の状況	(破綻) 平成 7 年破綻	(破綻) 平成 12 年破産	(存続) 平成 14 年民事再生計画 認可	(破綻) 平成 14 年破産	(破綻) 平成 17 年主債務者、重畳 的債務引受者ともに破綻
死亡の場合は相続人の状況					
保証人の状況	(生存 2 名, 自己破産 1 名)	(生存 1 名, 自己破産 2 名)	(生存 2 名)	(生存 1 名, 自己破産 2 名)	(生存 3 名, 死亡 1 名)
死亡の場合は相続人の状況					(相続人: 自己破産 1 名, 相続放棄 3 名)
担保の状況	(無)	(無)	(有)	(無)	(無)
担保処分による回収可能性	(-)	(-)	(低)	(-)	(-)
担保処分による回収	(-)	(-)	(未実施) 操業中	(-)	(-)
担保処分未実施の場合 担保処分を実施しない理由			毎月確実に回収できて いるため。		
債権分類	F	D	D	F	D
不納欠損処分を行えない理由	連帯保証人: 有資力者の存在	連帯保証人: 有資力者の存在	主債務者: 事業継続中 連帯保証人: 有資力者の存在	連帯保証人: 有資力者の存在	連帯保証人: 有資力者の存在

3-2 不納欠損の状況

平成20年度、21年度の2年間で不納欠損処分を行っており、内訳は以下のとおりである。

年度	貸付先名	貸付年度	金額(千円)	選 定 理 由
20	企業A	S38	82	昭和42年倒産、代表者無資力、保証人死亡
		S40	750	
		S41	880	
	個人B	S38	46	時期不明廃業、代表者不明、保証人死亡・無資力 (違約金のみ)
	企業C	S40	1,484	昭和42年倒産、代表者、保証人死亡
	企業D	S40	21	昭和45年解散、代表者死亡、保証人无資力(違約金のみ)
	個人E	S41	678	昭和55年頃倒産、代表者無資力、保証人死亡
	企業F	S41	460	時期不明廃業、代表者無資力、保証人死亡
	企業G	S42	2,090	昭和43年倒産、代表者死亡、保証人死亡、無資力
	企業H	S49	6,800	昭和51年頃倒産、代表者死亡、保証人无資力
	企業I	S52	1,609	昭和55年倒産、代表者無資力
		S53	357	保証人死亡、無資力
	企業J	S54	9,900	昭和57年頃倒産、代表者死亡、保証人无資力
	企業K	S55	2,080	平成12年廃業、代表者、保証人无資力
	企業L	S55	2,920	昭和58年倒産、代表者、保証人无資力
	企業M	S60	12,475	時期不明廃業、代表者、保証人无資力
	企業N	H1	826	平成7年頃倒産、代表者無資力、保証人死亡、無資力
企業O	H6	7,700	平成7年倒産、代表者、保証人无資力	
21	企業P	S45	399	昭和46年倒産 代表者無資力、保証人自己破産・死亡
	個人Q	S49	4,220	昭和55年廃業 代表者死亡、保証人死亡・無資力・時効援用
	企業R	S55	2,675	昭和57年倒産 代表者無資力、保証人死亡・無資力
	個人S	S61	6,992	時期不明廃業、代表者行方不明、保証人无資力
	企業T	H5	12,594	平成8年倒産、代表者無資力、保証人行方不明
合計			78,042	

3-3 まとめ

平成23年度末の延滞債権の個別状況は5-1のとおりであり、中小企業高度化資金に比してより零細事業者が多く、個別の債権額も比較的少額となっているが、高度化資金と同様に経営環境の悪化により倒産・廃業し、代表者や連帯保証人が自己破産、行方不明、死亡し、債務が相続されていること等、回収上の問題となる状況が発生している。

V-3-2 経営金融課 小規模企業者等設備資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	小規模企業者等設備導入資金助成法 鹿児島県小規模企業者等設備資金及び設備貸与資金貸付要領
事業目的	貸与機関である（公財） かごしま産業支援センター が、小規模企業者等に対して、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する資金の半額まで無利子で貸し付ける事業に要する資金の貸付を行う。
期待される成果	創業支援及び経営基盤の強化等
事業開始年度	平成 12 年度（旧：中小企業設備近代化資金貸付金制度の後継）
今後の継続予定	事業実績の低迷等のため、平成 24 年度から新規貸付を休止中
貸付対象者	小規模企業者等 創業者（新たに事業を開始する、又は事業開始後 5 年未満の小規模企業者等）
貸付対象事業	創業者が事業を行うために必要な設備 経営基盤の強化のために新たに導入する設備
貸付条件	貸付限度：貸付対象設備の 1/2 以内で 50～4,000 万円（創業者は別枠） 利息：無利子 償還期間：7 年以内（1 年据置）
貸付財源	国 1/2 県 1/2

2 最近 5 年間の当該債権の状況

（単位：千円）

区分	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
発生					
件数	1	—	—	—	—
金額	6,090	—	—	—	—
回収					
（注 1）件数	—	1	1	1	1
金額	27,671	30,279	26,803	24,787	14,640
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
（注 2）件数	8	7	6	5	4
金額	120,887	90,608	63,805	39,018	24,378

（注 1）件数は回収先のうち当該年度完済件数である。

（注 2）貸付先は「**かごしま産業支援センター**」のみで契約数を件数に記載している。

平成 11 年度で制度廃止となった**中小企業設備近代化資金貸付金**の後継制度であったが、これも事業実績低迷により平成 24 年度から新規貸付の休止となっている。

現状は回収のみという状況であるが、回収における延滞は発生しておらず、特に記載すべき事項はなかった。

V-4 経営金融課 小規模企業者等設備貸与資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要		
根拠法令等	小規模企業者等設備導入資金助成法 鹿児島県小規模企業者等設備資金及び設備貸与資金貸付要領		
事業目的	貸与機関である（公財） かごしま産業支援センター が、小規模企業者等に対して、創業及び経営基盤の強化に必要な設備を事業者に代わって購入し、割賦販売やリースする事業に要する資金の貸付を行う。		
期待される成果	創業支援及び経営基盤の強化等		
事業開始年度	昭和44年度		
今後の継続予定	事業実績の低迷等のため、平成19年度から新規貸付を休止中		
貸付対象者	小規模企業者等 創業者（新たに事業を開始する、又は事業開始後5年未満の小規模企業者等）		
貸付対象事業	創業者が事業を行うために必要な設備 経営基盤の強化のために新たに導入する設備		
貸付条件	貸付限度：100万円以上8,000万円以下		
		割 賦	リース
	貸付利率 償還期間	年利2.75% 7年以内	1.408～3.006% 3～7年
貸付財源	国 1/4 県 1/4 日本政策金融公庫 1/2		

2 最近5年間の当該債権の状況

（金額単位：千円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
金額	—	—	—	—	—
回収					
(注1) 件数	1	1	1	1	1
金額	39,868	39,301	32,395	16,057	13,333
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
(注2) 件数	7	6	5	4	3
金額	121,166	81,865	49,470	33,413	20,080

(注1) 件数は回収先のうち当該年度完済件数である。

(注2) 貸付先は「**かごしま産業支援センター**」のみで契約数を件数に記載している。

事業実績低迷により平成19年度から新規貸付は休止され現状は回収のみであるが、回収においても延滞は発生しておらず、特に記載すべき事項もなかった。

V-5 産業立地課 かがしま産業おこし挑戦基金¹資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	かがしま産業おこし挑戦基金資金貸付要綱
事業目的	本県の自動車・電子・食品・成長産業関連の戦略的産業振興分野及び地域資源活用・農商工等連携分野、新事業開拓分野に係る <u>中小企業の新事業創出等の取組を支援するため、かがしま産業支援センターに創設された基金に充当するための貸付金</u> である。
期待される成果	当該貸付にかかる事業の実施により、 <u>県内中小企業の中核的企業の創出</u> や地域資源を活用した起業化や連携、新事業の創出や新用途・新市場開拓に向けての事業展開が図られる。
事業開始年度	平成 20 年度
今後の継続予定	<u>平成 30 年度で事業終了予定</u>
貸付対象者	公益財団法人かがしま産業支援センター
債権に係る管理規程、マニュアル等	なし
管理台帳等	なし

2 貸付条件等

貸付条件等は次のとおりである。

貸付利率	無利子
貸付額	2,010 百万円
返済期限	平成 30 年度 ²

[参考]「地域中小企業応援ファンド かがしま産業おこし挑戦基金による支援事業計画」より抜粋

1 鹿児島県の産業振興政策における「かがしま産業おこし挑戦基金」の位置づけ

本県では、概ね 10 年後を見据え、本県が目指す将来の社会像を明らかにするとともに、今後、継続的に又は新たに取組んでいくべき課題、その取組の方向性等を盛り込み、県民とともにふるさと鹿児島島の未来を拓いていくための県政の基本的な方向性を示す「かがしま将来ビジョン」以下「将来ビジョン」という。)を平成 20 年 3 月に策定した。

この将来ビジョンでは、挑戦すべき課題の 1 つとして、「新時代に対応した戦略的な産業おこし」を掲げ、取り組みの方向性としては新産業戦略の展開として重点業種（自動車・電子・食品関連産業）に対する企業誘致活動の推進や振興、地域特性を生かした新たな産業の創出等を設定（参考 1）しており、東アジア諸国に近接するという地理的優位性を生かし、本県が我が国のアジア戦略の最前線として、交流・連携の拠点として発展することを目指している。

¹ 地方自治法第 241 条第 1 項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は資金を運用するための基金を設けることができる。」

² 概要表にあるように、基金の運用期間も 10 年となっている。

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	1	—	—	—
金額	—	2,010,000	—	—	—
年度末残高					
件数	—	1	1	1	1
金額	—	2,010,000	2,010,000	2,010,000	2,010,000
(うち滞納分)					
(件数)	—	0	0	0	0
(金額)	—	0	0	0	0

当該事業の制度概要は次頁の「かがしま産業おこし挑戦基金の概要」とおりであり、平成20年度に県が20億1千万円、財団法人かがしま産業支援センターが4億9千万円の貸付金により基金総額25億円を創設、その運用益で事業が実施されている。

期間は10年間であることから平成30年度には当該貸付金も返済されることになる。

4 貸付債権の回収可能性

県からの貸付金は基金に充当され、基金の運用は、運営管理者である（公財）かがしま産業支援センターが、財団法人かがしま産業支援センターが発行する「共同発行市場公募地方債³」25億円を購入し、償還期限である平成30年度まで保有する。

そして、償還期限までの10年間において運用益である「地方債利息38,875千円」を受領し、これを原資に助成事業を実施するスキームとなっている。

したがって、通常は当該基金が毀損することは考えにくく、現状では貸付債権の回収についての問題はないといえよう。

(注) 因みに、鹿児島県でも財団法人かがしま産業支援センターからの資金調達がある⁴ので、運用益の一部を間接的に負担しているという構図となっている。

3 平成20年度発行実績のうち9月債

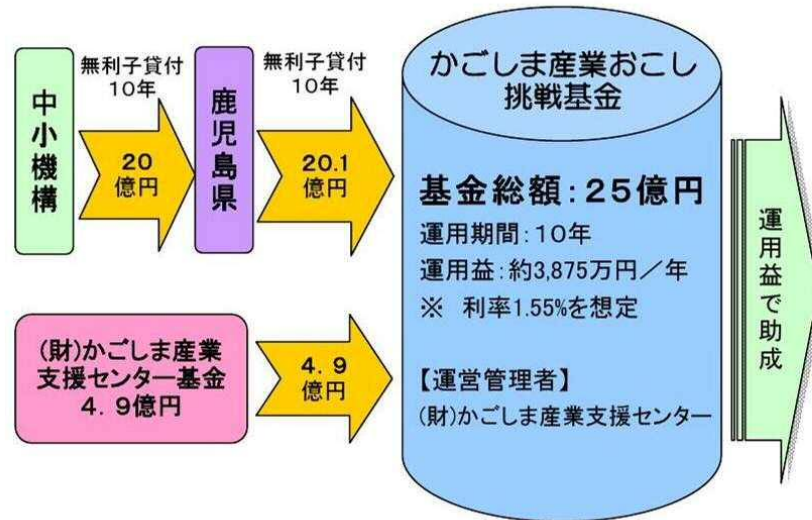
	発行日	発行額	表面利率	発行価格	応募者利回り	条件決定日
9月債	平成20年9月25日	1,050億円	1.55%	99円95銭	1.555%	平成20年9月4日

⁴ 鹿児島県の平成24年度の調達予定額は600億円となっている(平成24年4月共同発行団体連絡協議会)。

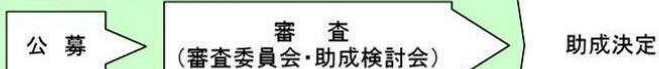
かがしま産業おこし挑戦基金の概要

目的

本県の自動車・電子・食品・成長産業関連の戦略的産業振興分野及び地域資源活用・農工商等連携分野、新事業開拓分野に係る中小企業等の新事業創出の取組みを支援し、地域の活性化を図る。



助成決定の流れ



メンバー：＜審査委員会＞県、大学、経営・技術の専門家など
＜助成検討会＞センター内部に設置
新規性、市場性、成長性、実現可能性などを総合的に審査

■ 戦略的産業振興分野

○ 中核的企業創出プログラム

〔助成対象〕

自動車・電子・食品・成長産業（環境・新エネルギー、健康・医療、バイオ関連産業）関連の有望な技術シーズ等を有するか、若しくはその市場に新たに参入する意思を有する国内外で事業展開を目指す中小企業

〔助成対象事業〕

- 中核的企業創出プログラム事業（助成期間5年間以内）
- ・ 経営計画作成等に係る支援（助成率2/3、助成限度額3,000千円）
- ・ 経営計画実施に係る支援（助成率2/3、助成限度額6,500千円）

■ 地域資源活用・農工商等連携分野

○ 地域資源活用・農工商等連携促進プログラム

〔助成対象〕

多種・多様な本県の地域資源を活用した起業化や新事業創出、農林漁業者との連携による新商品・新サービスの開発に取り組む中小企業等

〔助成対象事業〕

- 1 地域資源活用起業家支援事業
（助成率2/3、助成限度額3,000千円/年、助成期間2年間以内）
- 2 地域資源活用・農工商等連携新事業創出支援事業
（助成率2/3、助成限度額3,000千円/年、助成期間2年間以内）

■ 新事業開拓分野 ⑧

○ 新事業等開拓支援プログラム

〔助成対象〕

新分野への新たな参入や開発した試作品・新製品等の市場開拓を目指す中小企業等

〔助成対象事業〕

- 1 新事業参入調査支援事業
（助成率2/3、助成限度額300千円、助成期間1年間以内）
- 2 新市場開拓調査支援事業
（助成率2/3、助成限度額300千円、助成期間1年以内）
※但し、海外への販路開拓の場合は500千円を上限とする。
- 3 新用途開拓調査支援事業
（助成率2/3、助成限度額1,500千円、助成期間1年以内）

《支援体制》

(財)かがしま産業支援センターを中核的支援機関とし、大学、公設試験研究機関及びその他の産業支援機関と連携しながら、総合的な支援を行う。

5 基金における実績の検討

創設された基金の実績の状況は次のとおりである。

5-1 収支の状況

(金額単位：千円)

項目	20年度	21年度	22年度	23年度
収入				
基金運用益	19,189	38,750	38,875	38,875
その他	63	125	—	—
収入計:①	19,252	38,875	38,875	38,875
支出				
助成金支払額	9,732	11,190	14,835	22,070
(内過年度継続分 ⁵)	(—)	(略)	(略)	(3,735)
管理事業費 ※	931	583	595	855
支出計:②	10,663	11,773	15,430	22,925
差引：①-②	8,588	27,101	23,444	15,949
前年度繰越額	—	8,588	35,690	59,134
次年度繰越額	8,588	35,690	59,134	75,083
うち用途未確定繰越額	8,588	35,690	26,362	33,323

注 実績報告書の様式は内容が判りやすいように記載も変更されてきていた。

※ 平成23年度管理費855千円の内訳は、外部専門家謝金263千円、専門家・役職員の旅費249千円、事務経費342千円である。

平成21年度以降の基金運用益は38,875千円(利率1.555%相当額)が定額で計上、助成金支払額は年々増加してきており、23年度は22百万円(運用益の56.77%)となっている。

なお、次年度繰越額のうち「用途未確定繰越額」は平成23年度末においても約33百万円であり、助成金の余裕額を残している状況である。

⁵ 過年度からの助成事業継続分である。

5-2 助成金交付実績

実施された助成実績を内容別に区分すると次のとおりである。

(単位 件数：件、金額：千円)

内 容 等	20年度	21年度	22年度	23年度	
中核的企業創出プログラム事業助成費	計画件数	2	4	8	7
	応募〃	2	6	6	6
	採択〃	2	6	6	6
	採択額	4,200	11,554	15,434	10,496
	助成金額	2,761	7,884	7,055	5,048
	次期以降	0	0	32,772	37,224
地域資源活用起業家支援事業助成事業	計画件数	1	2	2	1
	応募〃	4	2	4	3
	採択〃	0	0	0	0
	採択額	0	0	0	0
	助成金額	0	0	0	0
	次年度以降	0	0	0	0
地域資源活用・農商工等連携新事業創出支援事業助成事業	計画件数	2	3	4	4
	応募〃	6	4	8	14
	採択〃	3	2	5	6
	採択額	9,000	4,133	12,600	13,816
	助成金額	6,971	3,306	7,780	12,148
	次年度以降	0	0	0	4,536
新事業参入調査支援事業	計画件数	—	—	—	10
	応募〃	—	—	—	6
	採択〃	—	—	—	5
	採択額	—	—	—	1,400
	助成金額	—	—	—	982
	次年度以降	—	—	—	0
新市場開拓調査支援事業	計画件数	—	—	—	10
	応募〃	—	—	—	11
	採択〃	—	—	—	11
	採択額	—	—	—	4,500
	助成金額	—	—	—	3,892
	次年度以降	—	—	—	0
新用途開拓調査支援事業	計画件数	—	—	—	1
	応募〃	—	—	—	0
	採択〃	—	—	—	0
	採択額	—	—	—	0
	助成金額	—	—	—	0
	次年度以降	—	—	—	0
合 計	計画件数	5	9	14	33
	応募〃	12	12	18	40
	採択〃	5	8	11	28
	採択額	13,200	15,687	28,034	30,212
	助成金額	9,732	11,190	14,835	22,070
	次年度以降	0	0	32,772	41,760

(注)表中の「次年度以降」は採択額累計に対する次年度以降支払見込額である。

「地域資源活用起業家支援事業」についての採択が1件もなく、また採択額に対して実際の助成額が少ない状況が見られる。

6 助成先の事業内容

6-1 中核的企業創出プログラム

中核的企業創出プログラムについて企業別年度別助成額は次のとおりである。

6-1-1

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
		20年度	1,820
A	技術力のさらなる向上による電子部品製造装置事業の拡大	21年度	1,069
		22年度	90
		23年度	444

6-1-2

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
		20年度	941
B	「品質管理の徹底」「効率的な生産管理」による自動車関連産業への本格参入	21年度	2,481
		22年度	3,012
		23年度	1,521

6-1-3

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
		21年度	835
C	量産部品の塗装における生産管理・品質管理のレベルアップによる自動車関連産業への参入	22年度	394
		23年度	335

6-1-4

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
		21年度	527
D	さつまいもに特化したスイーツの新商品開発と、自社ブランドによる直販など新たな販売チャネルの確立	22年度	1,793
		23年度	1,093

6-1-5

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
E	生産ラインで使用するロボットの動的シミュレーション技術の開発	21年度	2,313

6-1-6

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
F	自動車量産部品の生産、電子部品製造装置の開発など新たな事業の展開	21年度	659
		22年度	事業中止

6-1-7

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
G	地球環境に貢献する次世代省エネLED防犯灯の開発	22年度	1,766
		23年度	342

6-1-8

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
H	「黒さつま鶏」などの鹿児島県産地鶏を活用した新商品開発と販路開拓	23年度	1,313

6-2 地域資源活用新事業創出支援事業

地域資源活用新事業創出支援事業の年度別助成額の内容は次のとおりである。

[平成20年度]

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
I	鹿児島県産そば「さつま生そば」の大手流通業“イトップバリュ”採択への挑戦		3,000
J	奄美大島の素材を使った「島豚まん」製造・販売		971
K	焼酎粕、でんぷん粕、さつまいも蔓など地域未利用資源を総合的に利用した短期乳酸菌発酵資料の製造技術の確立		3,000
	計		6,971

[平成21年度]

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
L	らっきょう等の出荷作業用調整機の開発		1,672
M	青蜜柑フルーツ生パック美顔マスクの開発		1,634
	計		3,306

[平成22年度]

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等	
N	孟宗竹を主原料とした燃料（ペレット・カゴチップ燃料）の開発		2,137
O	高精度・高性能なシラス新素材の開発		2,600
P	ハイテク野菜栽培システムにより生産された「減農薬・高糖度トマト」を使用した加工飲料の開発・販路開拓		事業中止
Q	枕崎産ムロアジを用いた高付加価値加工商品の創出		1,420
R	顧客ニーズに合わせた漬物商品開発及び新しい市場への販路開拓に関する研究		1,623
	計		7,780

[平成23年度]

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等
S	スイーツ実施者を対象とした「翠王（すいおう）」と「冬虫夏草」によるサプリメントの開発	1,250
T	地域資源カバチを活かした新しい大隅土産の開発（カバチ麺）	2,462
U	大豆を添加して発酵させる黒酢の製造及びその機能性評価	3,000
V	黒糖もろみエキスを用いた石鹸の開発	1,841
W	完全無添加ソーセージ原料挽肉の製造技術開発	3,000
X	さつま雅（ごぼう）の密漬け	595
計		12,148

6-3 新事業等開拓支援プログラム

当事業は平成23年度から新たに設置されたプログラムである。「新規事業参入調査支援事業」、「新市場開拓調査支援事業」及び「新用途開拓調査支援事業」からなるが、企業別助成実施内容は次のとおりである。

(1) 新規事業参入調査支援事業

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等
イ	ヤバルカヤステの侵入対策のため、滑面素材による「ヤステ返し」及び「ヤステ侵入防止器」の試作開発	285
ロ	金型・精密機械加工品の中国市場における受注拡大製品の需要の調査	60
ハ	屋久島の未利用飼料資源を活用した口永良部島における小規模 TMR センター（飼料製造センター）に関する調査研究	246
ニ	鹿児島産、九州産の厳選された原料にこだわったスイーツの新商品開発のためのターゲットの絞り込みやパッケージを含めた製品企画の調査	260
ホ	カツオの腹皮（ハミの脂の乗った部分）やきびなごなどを用いた「お酒のつまみにこだわりを持つ人」をターゲットにした商品コンセプトの作り込みやパッケージ企画等	131
計		982

(2) 新市場開拓調査支援事業

(単位：千円)

企業名	テーマ名	助成額等
ヘ	展示会:第7回インターナショナル福岡ギフトショー2011 製品:黒豚しゃぶしゃぶセット・ウイナー等ギフト商品の販売	300
ト	展示会:丸菱食品機械と原材料総合展2011 製品:プレミアム米粉及び冷凍求肥ブロック	300
チ	展示会:第15回機械要素技術展 製品:光通信部品に使用される精密部品・金属加工品	300
リ	展示会:モノづくりフェア2011 製品:冷間鋳造によるフィンブラッキングプレス製品	300
ヌ	展示会:中小企業テクノフェア in 九州2011 製品:柔道畳（ひとつべ）	192
ル	展示会:ICMCM（現代漢方&ヘルスケア製品展・国債会議） 製品:化粧用コットン	500
ヲ	展示会:第11回マカオフードフェスティバル 製品:鹿屋市特産品（さつまいも・焼酎・バラ）のアイスクリーム	500

企業名	テーマ名	助成額等
ワ	展示会: 第11回マカオフードフェスティバル 製品: まぐろ饅頭 (海鮮肉饅頭)	事業中止
カ	展示会: 第11回マカオフードフェスティバル 製品: 鹿児島黒豚を用いた加工品 (黒豚肉巻・黒豚丼)	500
ヨ	展示会: 第11回マカオフードフェスティバル 製品: 鯔唐揚、ちりめん炊き込みごはん	500
タ	展示会: 第11回マカオフードフェスティバル 製品: 鹿児島県産黒豚角煮・サツマイモスイーツ・芋ケーキ	500
計		3,892

「新市場開拓調査支援事業」のすべてが展示会への出展費用の助成となっている。

(3) 新用途開拓調査支援事業

平成23年度は当事業についての助成実績はなかった。

7 事業評価等の状況

平成23年度実績についての事業評価が実施されているが、総評部分を抜粋して記載すると次のようである。

総 評

(1) 現在実施している募集方法について

<ul style="list-style-type: none"> ・センターのホームページへの掲載、センターのメールマガジンによる周知 ・マスコミへの情報提供 ・関係機関へのリーフレットの配布、各種会合等の機会をとらえてのPR
--

(2) 募集状況に対するファンド運営法人の見解及び取組み方針

<ul style="list-style-type: none"> ・県内関係機関等においても制度の認知度が高まってきており、<u>応募件数は増加傾向にある。</u> ・平成24年度は、初めて新聞広告による広報も行い、新規の応募件数が71件とこれまでで最多となった。 ただし、<u>事業計画として未熟な内容の応募も増えている。</u> ・シーズを有する企業へ積極的にアピールしていく方法も検討したい。
--

(3) 審議会の運営方法について

<ul style="list-style-type: none"> ①中核、地域資源事業：3回(6月、11月、3月) 新事業開拓分野：三次募集分を含めて3回 ②11名(高専教授1、大学教授2、民間企業3、JA1、政府系金融1、中小機構1、県2) ③申請者によるプレゼン10分、質疑応答10分で、すべてのプレゼン終了後に採点と意見交換 ④審査会に諮る案件を、センターで事前審査して絞り込んでいる。
--

(4) 用途未確定繰越額について

用途未確定繰越額	33,323,528円
繰越理由 <ul style="list-style-type: none"> ・応募が多くても、<u>事前計画の内容が十分でないため採択に至らないものが多く、結果として予算額に見合った助成ができず繰越が増大することとなっている。</u> ・助成決定以降においても、<u>助成事業者による経費削減の努力や助成対象とならない経費の発生などにより未使用額が増えている。</u> 	

(5) 用途未確定繰越額に対するファンド[※]運営管理法人の見解及び取組み方針

- ・昨年度から新事業開拓分野を対象に加えたことで助成額が増加したが、繰越の解消にまでは至っていない。
- ・今後も制度の周知を図ることで利用する企業を増やすとともに、県との協力により制度の見直しも検討したい。

(6) その他

なし

(意見) 事業推進について

当該事業の成否は、資金はもちろんであるが、事業運営者の運営力と事業支援体制に左右される部分が大いと思われる。

中小企業の新事業創出等の取り組みを支援するという目的をもち、中小企業が今後事業展開を図っていくうえでの機会創出を支援する制度であり、平成23年度からは「新事業参入調査支援」、「新市場開拓調査支援」、「新用途開拓調査支援」等の事業も開始されているところである。応募内容にもよると思われるが、実際に実施されている事業は前記のように個別的には助成金額も少なく、新市場開拓調査支援においても現状ではマーケティング支援として展示会への費用助成のみとなっている。

産業おこし挑戦基金25億円の創設により推進されている事業であり、平成30年度までは継続される。事業評価(5)にも記載してあるように、「県との協力により制度の見直しも検討したい。」とされている。現状の経済社会環境の下では厳しい面も多々あると推測されるが、「用途未確定繰越額」も33百万円あることから、県及び関係諸団体との連携支援体制が有効に機能しているか等も再確認し、より多くの成果獲得が得られるような運営力と支援体制が期待される。

V-6 水産振興課 沿岸漁業改善資金貸付金

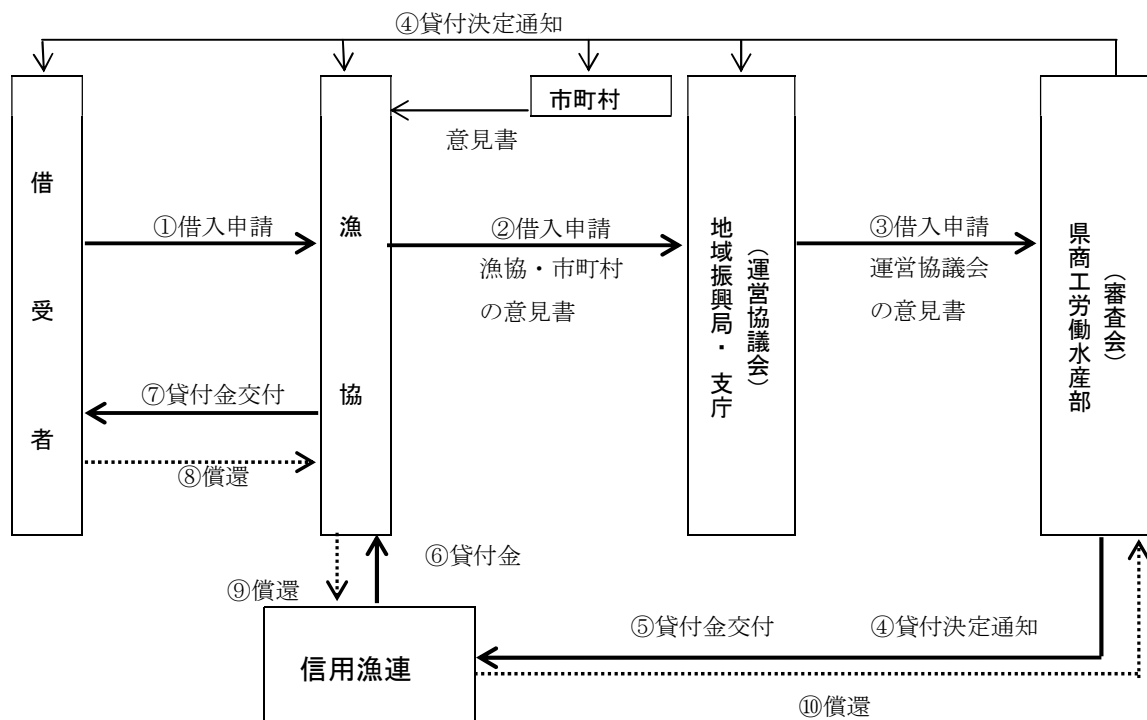
1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
根拠法令等	沿岸漁業改善資金助成法 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則 (注)当該事業は沿岸漁業改善資金助成法に基づく事業であり、全国的に実施されている。
事業目的	沿岸漁業従事者等に対し、操船漁ろう等の機器購入、住居等の改善、青年漁業者等の養成確保に必要な資金を県が無利子で貸し付け、沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上を図る。
期待される成果	沿岸漁業の健全な発展、漁業生産力の増大、沿岸漁業従事者の福祉の向上が期待される。
事業開始年度	昭和 54 年度
今後の継続予定	継続中
貸付対象者	①沿岸漁業を営む個人（20 トン未満の漁船漁業者等）、②沿岸漁業を営む漁業協同組合、③沿岸漁業を営む生産組合、④沿岸漁業を営む協業体、⑤沿岸漁業を営む会社（従業員数が 20 人以下のもの）、⑥沿岸漁業者経営改善促進グループ等として認定された団体・法人（20 トン未満の漁船漁業者等）、⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業の促進に関する法律第 4 条第 1 項の認定を受けた中小企業者であって同条第 2 項第 2 号ハに規定する措置を行う者、⑧地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた農林漁業者等であって同条第 4 項第 3 号に規定する措置を行うもの
貸付対象	① 営等改善資金、②生活改善資金、③青年漁業者等養成確保資金
資金の内容	① 経営等改善資金の種類は以下のとおり 操船作業省力化機器等設置資金 漁ろう作業省力化機器等設置資金 補機関等駆動機器等設置資金 燃料油消費節減機器等設置資金 新養殖技術導入資金 資源管理型漁業推進資金 環境対応型養殖業推進資金 乗組員安全機器等設置資金 救命消防設備購入資金 漁船転覆防止機器等設置資金 漁船衝突防止機器等購入資金 漁具損壊防止機器等購入資金 特認資金 ②生活改善資金の種類は以下のとおり 生活合理化設備資金 住居利用方式改善資金 婦人・高齢者活動資金 ③青年漁業者等養成確保資金の種類は以下のとおり 研修教育資金 高度経営技術習得資金 漁業経営開始資金

債権に係る管理 規程、マニュアル等	水産振興課（沿岸漁業改善資金）債権管理マニュアル、沿岸漁業改善資金債権管理マニュアル実施要領
債権管理システム等	沿岸漁業改善資金資金管理簿、沿岸漁業改善資金延滞者債権管理簿
債権保全	連帯保証人（2人以上）の設置、貸付額が5百万円以上の貸付については、原則として物的担保を徴収し、物的担保に係る損害保険について質権の設定を行っている。

なお、制度のしくみは次のとおりである。



2 貸付条件等

貸付利率	0%（無利子）
償還期間（うち据置期間）	<p>①経営等改善資金</p> <p>7年（1年）連携※1⇒9年（3年）、バイオ※2⇒9年（1年）、六次※3⇒9年（3年）</p> <p>操船作業省力化機器等設置資金 漁ろう作業省力化機器等設置資金</p> <p>補機関等駆動機器等設置資金 燃料油消費節減機器等設置資金</p> <p>4年（2年）連携⇒5年（3年）、バイオ⇒5年（2年）、六次⇒5年（3年）</p> <p>新養殖技術導入資金</p> <p>10年（3年）連携⇒12年（5年）、バイオ⇒12年（3年）、六次⇒12年（5年）</p> <p>資源管理型漁業推進資金 環境対応型養殖業推進資金</p> <p>5年（1年）</p> <p>乗組員安全機器等設置資金 漁船転覆防止機器等設置資金</p> <p>特認資金</p> <p>5年</p> <p>救命消防設備購入資金（ただし、救命胴衣及び消火器に関する貸付を除く）</p> <p>漁船衝突防止機器等購入資金 漁具損壊防止機器等購入資金</p> <p>2年</p> <p>救命消防設備購入資金（ただし、救命胴衣及び消火器に関する貸付に限る）</p>

	<p>②生活改善資金 7年 住居利用方式改善資金 3年 生活合理化設備資金 (ただし、し尿浄化装置、改良便そうに関する貸付に限る) 婦人・高齢者活動資金 2年 生活合理化設備資金 (ただし、し尿浄化装置、改良便そうに関する貸付を除く)</p> <p>③青年漁業者等養成確保資金 10年(3年)、バイオ⇒12年(3年) 漁業経営開始資金 5年(1年) 研修教育資金 5年 高度経営技術習得資金</p> <p>※1「農商工連携促進法」に係るもの、※2「農林漁業バイオ燃料法」に係るもの ※3「六次産業化法」に係るもの</p>																																																																			
貸付限度額	<p>①経営等改善資金</p> <table border="1" data-bbox="459 1077 1369 2004"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>貸付内容</th> <th>限度額(万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">操船作業省力化機器等 設置資金</td> <td>自動操だ装置</td> <td>1台 100</td> </tr> <tr> <td>遠隔操縦装置</td> <td>1台 50</td> </tr> <tr> <td>サイドスラスト</td> <td>1台 400</td> </tr> <tr> <td>レーダー</td> <td>1台 180</td> </tr> <tr> <td>自動航跡記録装置</td> <td>1台 120</td> </tr> <tr> <td>GPS受信機</td> <td>1台 130</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(合計で500)</td> </tr> <tr> <td rowspan="14">漁ろう作業省力化機器 等設置資金</td> <td>動力つり機</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td>ライホー等の揚網機</td> <td>1台 120</td> </tr> <tr> <td>ネットホー等の揚網機</td> <td>1台 120</td> </tr> <tr> <td>巻取りウインチ</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td>放電式集魚灯</td> <td>1セット 200</td> </tr> <tr> <td>漁業用クレーン</td> <td>1台 400</td> </tr> <tr> <td>漁獲物等処理装置</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td>海水冷却装置</td> <td>1台 180</td> </tr> <tr> <td>海水殺菌装置</td> <td>1台 300</td> </tr> <tr> <td>漁業用ソナー</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td>カラー魚群探知機</td> <td>1台 150</td> </tr> <tr> <td>潮流計</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(合計で500)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補機関等駆動機器等設 置資金</td> <td>補機関</td> <td>1台 400</td> </tr> <tr> <td>油圧装置</td> <td>1台 500</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(合計で500)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">燃料油消費節減機器等 設置資金</td> <td>漁船用環境高度対応機関</td> <td>1台 2,400</td> </tr> <tr> <td>定速装置</td> <td>1台 120</td> </tr> <tr> <td>発光タイプ式集魚灯</td> <td>1セット 1,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>(合計で2,500)</td> </tr> </tbody> </table>			資金の種類	貸付内容	限度額(万円)	操船作業省力化機器等 設置資金	自動操だ装置	1台 100	遠隔操縦装置	1台 50	サイドスラスト	1台 400	レーダー	1台 180	自動航跡記録装置	1台 120	GPS受信機	1台 130			(合計で500)	漁ろう作業省力化機器 等設置資金	動力つり機	1台 500	ライホー等の揚網機	1台 120	ネットホー等の揚網機	1台 120	巻取りウインチ	1台 500	放電式集魚灯	1セット 200	漁業用クレーン	1台 400	漁獲物等処理装置	1台 500	海水冷却装置	1台 180	海水殺菌装置	1台 300	漁業用ソナー	1台 500	カラー魚群探知機	1台 150	潮流計	1台 500			(合計で500)	補機関等駆動機器等設 置資金	補機関	1台 400	油圧装置	1台 500			(合計で500)	燃料油消費節減機器等 設置資金	漁船用環境高度対応機関	1台 2,400	定速装置	1台 120	発光タイプ式集魚灯	1セット 1,300			(合計で2,500)
資金の種類	貸付内容	限度額(万円)																																																																		
操船作業省力化機器等 設置資金	自動操だ装置	1台 100																																																																		
	遠隔操縦装置	1台 50																																																																		
	サイドスラスト	1台 400																																																																		
	レーダー	1台 180																																																																		
	自動航跡記録装置	1台 120																																																																		
	GPS受信機	1台 130																																																																		
			(合計で500)																																																																	
漁ろう作業省力化機器 等設置資金	動力つり機	1台 500																																																																		
	ライホー等の揚網機	1台 120																																																																		
	ネットホー等の揚網機	1台 120																																																																		
	巻取りウインチ	1台 500																																																																		
	放電式集魚灯	1セット 200																																																																		
	漁業用クレーン	1台 400																																																																		
	漁獲物等処理装置	1台 500																																																																		
	海水冷却装置	1台 180																																																																		
	海水殺菌装置	1台 300																																																																		
	漁業用ソナー	1台 500																																																																		
	カラー魚群探知機	1台 150																																																																		
	潮流計	1台 500																																																																		
			(合計で500)																																																																	
	補機関等駆動機器等設 置資金	補機関	1台 400																																																																	
油圧装置		1台 500																																																																		
		(合計で500)																																																																		
燃料油消費節減機器等 設置資金	漁船用環境高度対応機関	1台 2,400																																																																		
	定速装置	1台 120																																																																		
	発光タイプ式集魚灯	1セット 1,300																																																																		
			(合計で2,500)																																																																	

新養殖技術導入資金	養殖施設等	400
資源管理型漁業推進資金	水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入に必要な機器等の購入又は設置	1,200
環境対応型養殖業推進資金	養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等の購入又は設置	2,000 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組の場合 1,200)
乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	50
	安全カバー装置	50
	揚網機安全装置	40
		(合計で 150)
救命消防設備購入資金	救命胴衣	10
	消火器	10
	イーパブ	60
	レーダートランスポンダ	65
	小型漁船緊急連絡装置	130
	(合計で 130)	
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置	30
	甲板下の魚そう	100
		(合計で 150)
漁船衝突防止機器等購入資金	レーダー反射器	40
	無線電話	40
		(合計で 120)
漁具損壊防止機器等購入資金	灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ	個人 70 団体又は会社 130
特認資金	定置網用無線遠隔式魚群探知機の設置	350
	電器パルス発生装置	120
②生活改善資金		
生活合理化設備資金	し尿浄化装置、改良便そう	30
	自家用給排水施設、太陽熱利用温水装置	10
住居利用方式改善資金	居室、炊事施設、衛生施設及び家事室等の改造	150
婦人・高齢者活動資金	機器等、生産活動に要する費用	80
③青年漁業者等養成確保資金		
研修教育資金	研修受講費用	国内 180、国外 100
高度経営技術習得資金	近代的な経営方法又は技術の習得に必要な費用	150
漁業経営開始資金	沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用	2,000 (促進グループ 5,000 一部門経 800)

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	35	12	4	10	7
金額	111,566	20,895	11,531	43,378	20,354
回収					
件数					
金額	154,341	128,095	120,753	80,358	63,706
不納欠損					
件数	—	—	6	—	—
金額	—	—	1,242	—	—
年度末残高					
件数	308	280	204	188	164
金額	567,386	460,186	349,722	312,741	269,389
(うち滞納分)					
(件数)	52	47	39	37	38
(金額)	70,089	77,105	77,600	73,871	75,407
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

3-1 貸付実績（県の貸付実績）

平成23年度以前5年間の貸付金の貸付実績は以下のとおりである。

(単位 件数：件、金額：千円)

区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
貸付枠		200,000	300,000	200,000	200,000	200,000
経営等改善資金	件数	29	9	4	9	6
	金額	58,526	7,625	11,531	32,978	19,171
生活改善資金	件数	2	—	—	—	—
	金額	3,000	—	—	—	—
青年漁業者等 養成確保資金	件数	4	3	—	1	1
	金額	50,400	13,270	—	10,400	1,183
合計	件数	35	12	4	10	7
	金額	111,566	20,895	11,531	43,378	20,354

※ 平成20年度は補正額の貸付枠3億円で制度を実施している。

上表のように「経営等改善資金」は平成19年度の58百万円をピークに減少し、22年に32百万円と一旦増加するものの、23年度には19百万円と再び減少している。

「生活改善資金」については19年度に3百万円の貸付を実施し、平成20年以降の貸付は発生していない。

「青年漁業者等養成確保資金」についても、19年度の50百万円をピークに減少している。

3-2 不納欠損処理の状況

平成19年度から23年度において実施された不納欠損処理の内容は以下のとおりである。

(単位 件数：件、金額：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
時効の援用					
件数	—	—	2	—	—
金額	—	—	730,000	—	—
破産に係る免責決定					
件数	—	—	4	—	—
金額	—	—	512,000	—	—

4 債権の管理

4-1 分類別債権残高の状況

「水産振興課（沿岸漁業改善資金）債権管理マニュアル」において、具体的な債権管理の処理方針を定めるにあたり、「債権分類基準及び対応策」が作成されており、この分類に基づく債権残高は次のとおりである。

債権分類	基準等	対応策
A分類 (正常債権)	B～E分類以外の正常債権	延滞発生の未然防止対策 (1)資金借り受け者の情報収集 (2)償還猶予の検討 (3)償還指導
B分類	1 償還猶予等貸付条件の変更等を行った債権 2 経営悪化等により延滞発生の恐れがあり、注意を要する債権	
延滞債権	C分類	①延滞者の状況把握 ②延滞者に対する指導 ③督促の実施 ④分割償還等の検討 ⑤償還確約書の徴求（延滞者）
	D分類	C分類の①から⑤に加えて ⑥連帯保証人に対する延滞状況の通知及び督促の実施 ⑦連帯保証人の状況把握 ⑧償還確約書の徴求（連帯保証人） 延滞者及び連帯保証人から定期的に回収している場合に⑨を追加する。 ⑨分割償還額の増額等指導 延滞者及び連帯保証人から回収している場合には⑩を追加する。 ⑩定期的な分割償還への移行等指導
	E分類	C分類の①から⑤及びD分類の⑥から⑩に加えて⑪法的回収措置の検討

(注) 水産振興課（沿岸漁業改善資金）債権管理マニュアル「6 債権分類に応じた管理」では、「債権回収においては、延滞者の状況等に応じて督促の時期及び対策等が個別に異なってくるが、原則として債権分類に応じた債権管理を実施する。」としている。

平成23年度債権残高の上記表による分類額に占める延滞額の内容は次のとおりである。

(金額：千円)

分類	小分類	納入状況	残高金額	(うち過年度分)
C		1年未満の延滞	444	
D	DA	定期納入	28,520	27,155
	DB	不定期納入	10,799	9,053
	DC	納入無し	23,711	21,828
	DD	納入無し(回収困難、行方不明、本人死亡)	6,637	6,637
	DE	納入無し(回収困難、高額債務者)	5,296	5,296
		小計	74,963	69,969
E			—	—
		合計	75,407	

水産振興課（沿岸漁業改善資金）債権管理マニュアルにおいて延滞債権として取扱われるCからE区分に該当する債権残高の合計は75,407千円であり、平成23年度末残高の27.9%を占める。これらの延滞債権の発生理由の殆どが、漁業不振によるものや養殖業を開始したが失敗したことによるものである。また、これらの延滞債権の殆ど（92.7%）が過年度において発生したものである。

「沿岸漁業改善資金延滞者一覧表」における延滞理由、平成23年度の償還状況及び回収に向けての対応等を査閲したところ、債権小分類のDC、DD及びDEの区分に属する債権残高（33,761千円）については、債務者及び保証人の返済能力は極めて低く、今後においても回収可能性は低くなることが予想された。

（意見）回収不能見込額の計上について

公表されている平成23年度貸借対照表における長期延滞債権明細表の沿岸漁業改善資金貸付金76,203千円に対し、回収不能見込額の計上は行われていないが、上記のとおり、延滞債権の発生理由や回収状況を検討すれば、その全額の回収は難しいものと推測される貸出先も存在する。回収不能見込額の計上についても今後の課題となるものとする。

4-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
・ 債権の保全に対する対策	・ 2人以上の連帯保証人を設定。 ・ 貸付額が500万円以上の貸し付けについては、原則として物的担保を徴求し、物的担保に係る損害保険について質権の設定を行っている。
・ 延滞発生の未然防止	・ 関係機関（漁協、支庁及び地域振興局の農林水産部等）と連携し、債務者の状況を把握し、水揚からの積立など償還について適宜指導助言を行っている。 ・ 借入後初めての償還期日の到来する者等に対し、償還期日到来の通知を行い、延滞発生の未然防止に取り組んでいる。
・ 回収策	・ 文書、電話による督促を行っている。 ・ 関係機関と連携した、債務者、保証人の状況把握及び面接による督促を行っている。 ・ 債務者の状況に応じた、分割償還などの償還指導を行っている。 ・ 集中取組月間を設け、債権督促等に取り組んでいる。

（参考）債権回収業務における弁護士等との契約はない。

4-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

県で県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、貸付金償還金及びその他の歳入に係る債権について、収入未済になっている原因及び徴収事務の経過等を明らかにし、その対策を推進するため「未収債権対策プロジェクトチーム」を設置しており、当該債権についても未収債権対策プロジェクトチームにて検討がなされている。

4-4 債権管理に関する事務の執行状況

当該債権に関しては下のような「年間計画表」が作成され、この計画に従って回収促進の努力が図られている。

＜ 年 間 計 画 表 ＞													
新規発生延滞の取扱い（延滞発生年度）													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
林務水産課 漁協係	5月20日償還期限		償還	延滞連絡	文書督促①		電話		文書	文書	訪問督促		電話
	11月20日償還期限								償還指導	延滞連絡	文書督促①		電話
各支庁・各農林水産事務所	5月20日償還期限		償還	訪問調査						訪問督促同行			
	11月20日償還期限								償還	訪問調査			
借受者所属漁業協同組合	5月20日償還期限		償還指導	電話督促	償還検討表提出			電話		訪問督促同行			
	11月20日償還期限								償還指導	電話督促	償還検討表提出		
備考			5/20約定償還, 5/21延滞発生(延滞者名簿作成)	第1回貸付審査会(第1回延滞者検討会)					11/20約定償還, 11/21延滞発生(延滞者名簿作成), 第2回貸付審査会(第2回延滞者検討会)			第3回貸付審査会(第3回延滞者検討会)	
新規発生延滞の取扱い（延滞発生翌年度）													
林務水産課 漁協係	5月20日償還期限		文書	訪問督促			長期延滞者督促へ移行						
	11月20日償還期限		文書	文書	訪問督促		電話		文書	訪問督促			長期延滞者督促へ移行
各支庁・各農林水産事務所	5月20日償還期限		訪問督促同行			長期延滞者督促へ移行							
	11月20日償還期限		訪問督促同行						訪問督促同行			長期延滞者督促へ移行	
借受者所属漁業協同組合	5月20日償還期限	電話	訪問督促同行			長期延滞者督促へ移行							
	11月20日償還期限	電話	訪問督促同行				電話		訪問督促同行			長期延滞者督促へ移行	
備考			5/20約定償還, 5/21延滞発生(延滞者名簿作成)	第1回貸付審査会(第1回延滞者検討会)					11/20約定償還, 11/21延滞発生(延滞者名簿作成), 第2回貸付審査会(第2回延滞者検討会)			第3回貸付審査会(第3回延滞者検討会)	

長期延滞者		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
林務水産課 漁協係	定期分納者		文書	訪問督促			電話		文書	訪問督促			電話
	不定期分納者		文書督促⑥	訪問督促			電話		文書	訪問督促			電話
各支庁・各農林水産事務所	定期分納者		訪問督促同行						訪問督促同行				
	不定期分納者		訪問督促同行						訪問督促同行				
借入者所属 漁業協同組合	定期分納者	電話	訪問督促同行				電話		訪問督促同行				
	不定期分納者	電話	訪問督促同行				電話		訪問督促同行				
備考				第1回貸付審査会（第1回延滞者検討会）					第2回貸付審査会（第2回延滞者検討会）				第3回貸付審査会（第3回延滞者検討会）

(注) 現行では、「林務水産課漁協係」は「水産振興課漁協係」に、「各支庁・各農林水産事務所」は「各地域振興局・支庁」に変更となっている。

5 事務委託の内容

県は、鹿児島県信用漁業協同組合連合会に「収納及び支払事務」の委託を行っており、委託事務手数料の状況は次のとおりである。特に債権の回収事務について、外部への事務委託は行っていない。委託事務手数料は以下の算式にて計算されている。

事務委託手数料＝貸付手数料+償還手数料+延滞取立手数料+消費税

- ・ 貸付手数料＝貸付金額×1.0%
- ・ 償還手数料＝償還金のうち、納入期限後6か月以内収入金額×0.5%
- ・ 延滞取立手数料＝（償還金及び違約金のうち、納入期限後6か月経過後収入額）×3.0%

(金額：千円)

項目	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事務委託手数料	2,243	1,009	1,206	948	661

6 過年度の包括外部監査等における指摘事項

平成24年度監査委員による定期監査（前期）が実施され、その結果として「沿岸漁業改善資金貸付金の収入未済額は、前年度より増加（収入歩合は減少）し、依然として多額となっているので、今後さらに、未収債権の解消と新たな発生の未然防止に取り組むこと」との指摘を受けている。

この指摘を受け、未収債権の解消と新たな発生の未然防止に向けて、さらに取組みを強化していくこととしている。

7 他府県で採用されている回収促進策等

他県の延滞督促の方法としては、文書・電話による督促や、債権者の状況に応じた分割償還などの償還指導を行っているとのことである。

8 まとめ

延滞債権の発生理由が漁業不振等という当該貸付制度の仕組みの枠外で生じているものであるが、関係当事者との連携により引き続き債権回収への取り組みが求められている。

(意見) 貸出金の償還手続について

本県が実施している貸出金制度において、就農支援資金貸付金が存在する。就農支援資金貸付金は、本貸付金制度において最終貸付対象者に貸付を行う間に信用漁連や漁協が存在するように農業協同組合が仲介として存在する点で類似している。当貸出金制度において償還を行う場合、その償還金額は貸付対象者が県に支払いを行った金額となるが、就農支援資金貸付金の場合、県信連が償還金額の全額を立替で支払うため償還時期を迎えた貸付金の回収が順調に進む傾向にある。

本貸付金制度においても同様の回収スキームを採用すれば長期未収債権が生じる可能性を低く抑えることが出来ると考えられ、今後検討することが望まれる。

VI 農政部の私債権

VI-1 農業経済課 農業改良資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	農業改良資金融通法（旧農業改良資金助成法） (注) <u>当該事業は全国的に実施されている。</u>
事業目的	農業者が農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。
期待される成果	新作物や新技術の導入などに必要な資金を無利子で貸し付けることにより、農業経営の安定化等が図られる。
事業開始年度	昭和31年度
今後の継続予定	継続中（但し、 <u>県での貸付業務については平成22年9月末で廃止、同年10月から(株)日本政策金融公庫へ移管</u> ）
貸付対象者	①認定農業者、②認定就農者、③主業農業者、④家族経営協定を締結している者（①～③の家族経営の経営主以外の農業者）、⑤一定の要件を満たす集落営農組織、⑥任意団体（①～④までの者が全構成員の過半数を占め、法人格を有しないもの）、⑦エコファーマー、⑧国から農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者及び農業者等、⑨国からバイオ燃料法に係る生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等、⑩国から米粉・エシ米法に係る生産製造連携事業計画の認定を受けた製造事業者等、⑪国から六次産業化法に係る総合化事業計画の認定を受けた農業者等及び促進事業者（中小企業者）
貸付対象（資金の用途）	①施設の改良、造成又は取得に必要な資金、②永年性植物の植栽又は育成に必要な資金、③家畜の購入又は育成に必要な資金、④経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、その他農業経営の改善に必要な資金 等
資金の内容	農業改良措置（農業経営の改善を目的とした新たな農業部門の経営や農畜産物の加工の事業の経営の開始、農畜産物及びその加工品の新たな生産や販売の方式の導入）を実施するのに必要な資金
債権保全	公庫・受託金融機関の取扱いに応じて弾力的な取扱い 県貸付分の取扱いについては、次のとおり 転貸の場合：基金協会の無担保、無保証人による債務保証又は担保 直貸の場合：連帯保証人

債権に係る管理規程、マニュアル等	農業改良資金債権管理マニュアル（注）
債権管理システム等	農業改良資金貸付台帳、農業改良資金延滞者台帳、農業改良資金延滞者一覧（注）

（注）管理規程、マニュアル等及び債権管理システムについては、県貸付分に関するものである。

2 貸付条件等

貸付条件等は次のとおりである。

貸付利率	0%（無利子） ※ 国から公庫への利子補給により無利子
償還期間（うち据置期間）	10年以内（3年以内） 12年以内（5年以内） ・特定地域 ・認定農業者が就農計画に従い新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるのに必要な資金 ・農商工等連携事業計画に基づき中小企業者及び農業者等が借り受ける場合 ・総合化事業計画に基づき農業者等及び促進事業者（中小企業者）が借り受ける場合 12年以内（3年以内） ・エコファーマー ¹ が持続性の高い農業生産方式を導入するために資金を借り受ける場合 ・バイオ燃料法 ² に係る生産製造連携事業計画に基づき農業者等が資金を借り受ける場合 ・米粉・エサ米法 ³ に係る生産製造連携事業計画に基づき製造事業者等が資金を借り受ける場合
貸付限度額	個人 5,000 万円、法人及び団体 1 億 5,000 万円（公庫の定めによる）
融資率	貸付対象者の欄の①、⑦～⑩ 100% 認定農業者以外の担い手 80%（公庫の定めによる）

¹ エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 28 日法律第 110 号）」（通称：持続農業法）に基づき、都道府県知事が認定した農業者（認定農業者）の愛称

² 農林漁業バイオ燃料法関連情報（出所：農林水産省ホームページ）

国産バイオ燃料の生産の拡大は、地球温暖化の防止、循環型社会の形成のみならず、従来の食料・飼料の供給という役割に加え、農林水産業にエネルギーの原料供給という新たな領域を開拓するものとして極めて重要です。このような中、政府においては、バイオマス・エネプラン総合戦略に基づき国産バイオ燃料の生産拡大を図っているところです。この生産拡大を推進する法律上の仕組みとして先の第 169 回通常国会において、農林漁業バイオ燃料法（正式名称：「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律。平成 20 年法律第 45 号」）が制定されました。また、これに伴い、関連する法令の整備等を行い、平成 20 年 10 月 1 日に施行されました。

³ 趣旨：米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	—	—	—	—	
金額	—	—	—	—	
回収					
件数	73	68	39	39	28
金額	292,364	240,171	152,095	112,023	75,718
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	250	182	143	104	76
金額	917,074	676,903	524,808	412,785	337,067
(うち延滞分)					
(件数)	61	64	56	54	52
(金額)	192,175	216,492	215,896	223,372	214,949
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

上表のように、平成19年度から22年度の間においての新規貸付は発生していない。また、前記のように平成22年10月から県の貸付事務は廃止されており、回収のみ⁴が継続されている。当該期間において不納欠損処理の実績はない。

なお、平成23年度末残高の76件の人数は70人であり、うち延滞分52件の人数は46人である。約定償還分の回収が進んできたことにより、減少傾向の見られない延滞分の割合は平成19年度の20.96%から23年度の63.77%に大きく増加している状況がある。

⁴ 貸付は行わないが、新規貸付時における「認定」業務だけは県に残っている。認定者に及ぶ責任範囲については明確ではないので、今後、調べておく必要があるように思われる。

4 貸付実績（県の貸付実績）

平成18年度以前における県の貸付状況について、資金内容別に記載すると次のような状況となっている。

（単位 件数：件、金額：百万円）

内 訳	3年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
生産方式改善資金	件数				128	90	101	72	44	34	32	9	—	—	—	—
	金額	1,118	1,214	709	666	512	449	555	423	175	141	152	50	—	—	—
特定地域新部門導入資金	件数				2	21	11	3	1	1	4		—	—	—	—
	金額				12	176	70	5	4	5	41		—	—	—	—
経営規模拡大資金	件数				1								—	—	—	—
	金額				1								—	—	—	—
農家生活改善資金	件数				1	3		2	2				—	—	—	—
	金額	4	3	7	7	4	5	10	2				—	—	—	—
青年農業者等育成確保資金	件数				37	38	21	24	27	30	18	4	—	—	—	—
	金額	143	147	354	355	269	298	173	237	296	272	123	47	—	—	—
農業改良措置	件数											1	3	6	3	4
	金額											8	93	88	53	78
計	件数				169	152	133	101	74	65	54	14	3	6	3	4
	金額	1,265	1,364	1,071	1,029	801	929	799	677	479	419	317	107	93	88	53

上表のように「生産方式改善資金」は平成4年度までは10億円を超える貸付額であったが、漸次減少し14年度には50百万円となり、以降の貸付は発生していない。

「特定地域新部門導入資金」は平成8年度に21件176百万円の貸付実績があったが、その後は大きく減少している。

「経営規模拡大資金」は平成7年度に1件のみで金額も百万円しか発生していない。

「農家生活改善資金」についての貸付実績は件数、金額ともに大きくない。

「青年農業者等育成確保資金」は「生産方式期改善資金」とともに主要な貸付となっていたが、平成14年度の4件47百万円を最後に、その後の発生はない。

「農業改良措置」は、平成14年度に従前の5制度を統合する形で実施された融資制度であり、15年度以降も新規発生がみられたが、それも19年度以降の新規貸付実績はない。

このように平成19年度以降は当該債権に関する新規発生はなく、前記1「債権の概要」の表中にあるように、県での貸付業務は22年9月末で廃止、同年10月から(株)日本政策金融公庫へ移管されている状況であり、以降の県としての新規債権は発生しない。

（注）(株)日本政策金融公庫に移管されてからの貸付実績は後記[参考資料2]のとおりである。

5 不納欠損処理の状況

平成19年度から23年度において実施された不納欠損処理はないが、近いところでは18年度に1件実施されているようであり、これは、本人及び連帯保証人の自己破産等に伴って、回収が全く見込めない状況と判断されたことによるものとの説明を受けた。

6 収入未済等の状況

平成20年度から24年度（9月末現在）における収入未済額の内訳別推移は次のとおりである。

（単位：人、千円）

区 分	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	
収入未済 A	57	216,491	50	215,896	48	223,372	46	214,949	46	219,810	
内 訳	過年度分 a	49	176,716	47	194,498	45	201,036	45	209,315	46	211,668
	現年度分 b	30	39,775	15	21,398	14	22,336	5	5,634	3	8,142
	新規発生分 C	8	5,909	3	2,723	3	3,919	1	638	0	0
	過年度から d	22	33,866	12	18,675	11	18,417	4	4,996	3	8,142
年度末貸付残高 B		676,903		524,808		412,785		337,067			
延滞率 A/B		31.98%		41.14%		54.11%		63.77%			

注1 収入未済Aの人数：a + c、金額：a + b

注2 過年度分は当該年度の前年度以前に発生した延滞を、現年度分とは当該年度に発生した延滞をいう。

収入未済の人数は減少してはいるが、収入未済金額は新規に発生する分もあり、残高としての減少は見られない。表中で算定している延滞率は貸付金残高に占める収入未済額の割合を示したものであるが、分母となる貸付残高は減少しているが収入未済額の大きな変化はないため、平成20年度の31.98%から23年度の63.77%へと割合の増加が顕著となっている。

7 債権に係る財務事務

7-1 貸付事務

現状では県における新規貸付は発生しないが、新規貸付に際しての「貸付資格認定」業務は依然県に残っているため、(株)日本政策金融公庫が現状でどれくらいの件数や金額を貸し付けているかは県においても把握されている⁵。

7-2 償還事務

既存貸付金についての回収業務のみが継続されているため、償還事務及び延滞回収対策事務は次のとおりである。

農業改良資金の償還事務及び延滞回収対策事務については、「本庁」（農業経済課をいう。以下同じ。）及び地域振興局・支庁の農林水産部が行うとともに、県と鹿児島県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）、農業協同組合（以下、「農協」という。）の間で「農業改良資金事務委託契約書」（昭和 60 年に締結され、以降毎年自動更新されている。以下、「委託契約」という。）を締結し、県信連・農協は、この 3 者契約に基づき、債権の保全及び取立の事務を行っている。

7-2-1 償還事務

- ①本庁は、県信連に「納入通知書」を送付し、県信連は農協に「納入通知書」を送付
- ②農協は借入者に「払込請求書」を送付
- ③県信連は農協に設けられた借入者の口座から振替により償還金を収納
- ④本庁は県信連から償還金を収納

7-2-2 延滞回収対策事務

- ①農協は、滞納発生の都度督促
- ②延滞後 25 日を経過しても償還されない時は、「延滞者調書」を作成して県信連に提出
- ③県信連は、延滞後 30 日を経過した時は、借入者の事情を審査した結果を、農協の「延滞者調書」に添えて本庁に提出
- ④本庁は、電話により償還奨励の実施
- ⑤一カ月以上延滞している借入者に対し文書で督促
- ⑥県信連、農協とともに督促後の延滞回収対策を実施

（指摘事項）違約金⁶について

違約金については別途台帳で管理され免除されていないが、元金の回収も厳しい実態から元金回収後の回収が予定されている。行政監査でも指摘されている事項であり、実務的な課題はあると思われるが、県会計規則等の定めにより調定の必要がある。

⁵ 但し、貸付予定ベースの件数と金額である。

⁶ **農業改良資金助成法第 11 条** 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は第 9 条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年 12.25 パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

8 債権の管理

8-1 債権分類基準

「農業改良資金債権管理マニュアル」による「債権分類基準及び対応策」が所管課独自で作成されており、この分類基準、対応方針及び対応策の概要は次のとおりである。

債権分類		基準	方針	対応策
償還未到来債権	A分類 正常債権	正常債権	新規延滞の発生を抑制する	ア 貸付後の経営指導 イ 経営状況報告書の徴求
	B分類 要注意債権	①支払猶予など貸付条件の変更等を行った債権 ②経営悪化等により延滞発生の恐れがあり、注意を要する債権		経営実態に応じた経営改善指導
延滞債権	C債権 短期延滞債権	約定償還日から1年以内に完済する見込みのある債権	延滞をすみやかに解消する	ア 延滞者の状況把握 ・経営実態及び延滞原因の把握 イ 電話督励 ウ 文書催告 エ 償還の指導 ・償還計画書の作成 ・経営改善指導 ・必要に応じて面談
	D分類 長期延滞債権	約定償還日から1年を超えて延滞している債権又は1年を超えて延滞する恐れがある債権で20年以内にすべての延滞が解消する見込みのある債権	償還計画書に基づく償還を確実に履行させる 連帯保証人へ償還請求を行う	ア 電話督励 イ 面談調査 ・本人及び連帯保証人に償還請求等 ウ 償還の指導 ・償還計画書の提出及び確実な履行 ・経営改善指導 エ 債務承認書の徴求 オ 文書催告
	E分類 回収困難債権	約定償還日から1年を超えて延滞している債権で、20年以内にすべての延滞が解消する見込みのない債権又は資力があるにもかかわらず返済の意思がない等悪質な債権	法的回収措置を検討する	D分類の対応策ア～オに加えて ア 資産処分の指導 イ 法的回収措置の検討
	F分類 回収不能債権	本人及び全ての連帯保証人が死亡・疾病・自己破産・行方不明等によりすべての延滞の解消が不能である債権	不納欠損処分を検討・実施する	E分類の対応策ア～イを受けて、不納欠損処分を検討・実施する

(注)E分類とF分類の区分については、平成21年度行政監査における「改善検討を要する事項」に対して講じた措置であり、「～、法的措置については、債権管理マニュアルを見直し、回収不能債権を回収困難債権と回収不能債権に分類するとともに、その分類基準・対応策を定めたところであり、今後は、この基準に基づき法的回収措置や不納欠損処分を検討・実施することとしたい。」としている。

8-2 債権管理に関する年間計画

当該債権に関しては下のような「年間計画表」が作成され、回収促進が図られている。

8-2-1 年間計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	約定月		約定月		約定月		約定月		約定月		約定月	
	← 重点実施期間 →				対策班 会議							
農業 経済課		月末: 督促状 送付	債権分 類	月末: 督促状 送付		月末: 督促状 送付		月末: 督促状 送付	催告状 送付	月末: 督促状 送付		月末: 督促状 送付
	← 面談調査・債権回収 →											
地域振興 局等	← 経営指導・面談調査 →											
県信連・ 農協	← 面談調査・債権回収 →											

(注) 債権に係る利息の取扱いについては「農業改良資金融通法⁷ (旧農業改良資金助成法)」により無利子であるが、同法第11条により「延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。」としている。

8-2-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
・新規延滞者の解消を図り、延滞額の増額を抑制する。	・面談調査 (収穫期などの機会をとらえて集中的に実施) ・一斉督促 (12月/年1回)

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はない。

8-2-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

委員会・検討会等の名称	開催頻度等	成果
〈回収促進〉 農業改良資金延滞回収対策班 会議 (内部職員)	年1回 (定期) (その他必要に応じて)	回収対策方針等の検討・決定による効果的な回収

当該債権の管理においては、「回収促進」を目的として、毎年8月 (その他必要に応じて) 内部職員を構成員とする「農業改良資金延滞回収対策班会議」が実施されている。

⁷農業改良資金融通法 (昭和三十一年五月十二日法律第百二号) 最終改正: 平成二十三年五月二日法律第三九号 貸付は無利子となっている。

8-3 分類額⁸の推移

平成22年度及び23年度債権残高の分類額の推移は次のとおりである。

(単位 金額：千円、率：%)

分類	22年度					23年度					債権増減	
	債権 件数	債権 残高	延滞 件数	延滞額	延滞 率	債権 件数	債権 残高	延滞 件数	延滞額	延滞 率		
A分類	45	171,136				22	111,175				△59,961	
B分類	5	4,741				2	2,403				△2,338	
延滞 債権	C分類	2	2,850	2	2,850	100	0	0	0	0	—	△2,850
	D分類	20	52,907	20	47,075	89.0	22	53,015	22	48,056	90.7	108
	E分類	32	181,151	32	173,447	95.8	30	170,474	30	166,893	97.9	△10,677
	F分類	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	—
債権合計	104	412,785	54	223,372	54.1	76	337,067	52	214,949	63.8	△75,718	

平成23年度末の延滞債権額は22年度末の約223百万円から約8百万円減少して約214百万円となっている。内訳では、D分類は約百万円増加しているが、C分類がなくなり、E分類は約7百万円の減少となった。

8-4 延滞理由別の残高状況

平成24年9月末現在残高についての事業区分別・延滞発生理由別の状況は次のとおりである。

(単位 人数：人、金額：千円)

区分		技術不足	価格低迷	災害	病気	その他	合計
畜産	人数	7	5	1	3	5	21
	金額	29,164	25,641	1,409	8,010	36,604	100,828
花き	人数	3	1	5	1	3	13
	金額	17,484	6,344	35,373	3,162	12,717	75,080
野菜樹	人数	6	1	0	0	0	7
	金額	22,927	364	0	0	0	23,291
工芸	人数	2	0	1	1	1	5
	金額	7,936	0	4,408	2,378	5,889	20,611
合計	人数	18	7	7	5	9	46
	金額	77,511	32,349	41,190	13,550	55,210	219,810

事業別の金額では「畜産」が約46%の約101百万円、次いで「花き」が約34%の約75百万円と多い。

延滞理由別金額では「技術不足」が約35%の約78百万円であり、他は農産物等では大きな外的要因である「災害」が約19%の約41百万円、「価格低迷」が約15%の約32百万円という状況である。

⁸ 「農業改良資金債権管理マニュアル」3 債権の分類 では、「農業改良資金については、個々の貸付先により経営内容が異なるため、具体的な債権管理上の処理方針を定めるにあたり、別添「債権分類基準及び対応策」により分類する。」としている。

(意見)延滞理由「技術不足」について

畜産や農産に係るものであるため、「災害」や「価格低迷」が事業遂行上の重要な影響要因であることは周知事項であり、避けがたい面も有すると思われるが、「技術不足」を原因として発生している延滞が他の理由に比較して突出して件数、金額ともに多いという点においては「役割」という観点からは重く受け取るべき点であると考ええる。

ただ一方では、災害や価格低迷と違って技術不足は、対策を講じることによって今後の改善が見込める理由として捉えることもできる。

農業改良資金に係る事業は、本庁をはじめとして、地域振興局、市町村、農協等が制度の役割を認識し、相互にその役割を分担し、密に連携を図りながら遂行するという構図が求められている。技術指導や経営指導は事業推進上の基本的に重要な前提であり、これらなくしては資金も生きてはこない。

行政評価監視委員会の意見・提言（新規就農者への支援）においても、「技術面に加え、経営者としての経営管理能力を高めることが必要」⁹とされている。

資金の貸付は移管されてはいるが、これらの役割は今後とも継続するものであり、県における指導体制の再確認と強化が求められる。

9 債権回収における事務委託

当該債権の回収事務については、県信連に委託（委託名：農業改良資金事務委託）しており、委託費の状況は次のとおりである。

（単位：千円）

平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1,241	1,018	662	474	326

表のように平成 19 年度は 1,241 千円であった事務委託手数料は年々減少傾向をたどり、23 年度には 326 千円となっている。

これは事務委託手数料の金額が回収金額に一定率を乗じて算定されていることによるが、同時に回収金額が減少していることを示している。

⁹ 南日本新聞（平成 24 年 10 月 3 日）より抜粋

10 貸付先別管理方法の検討

貸付先別の一覧が次の様式で管理されている。

番号	地域振興局等	発生	債務者番号	債務者氏名	市町村名	農協名	貸付年度	細目	離農	過度延滞額	年延滞額	今年延滞額	合計	最終入金日	債務承認書	償還計画	入金状況	必要年数	自己破産・個人再生など	面談	債権分類	備考
①							②	③		④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	

- ① 1～46 までの延滞者
- ② 貸付発生年度が記載されている。
- ③ 区分は畜産、花き、野菜、工芸、果樹に区分されている。
- ④ 入手資料は平成 24 年 9 月末現在となっている。
- ⑤ 最終入金日が記載されている。
- ⑥ 入手日が記載されている。
- ⑦ 入手されている場合には○が記載されている。
- ⑧ 平成 20 年度から 23 年度間の最終入金年度について入金額が記載されている。
- ⑨ 貸付残高を⑧で除した年数が記載されている。
- ⑩ 自己破産、連帯保証人返済、個人再生、本人死亡 等の状況が簡略に記載されている。
- ⑪ 平成 22 年度、23 年度、24 年度に区分し、面接した年月日が記載されている。
- ⑫ 平成 23 年度と 24 年度の債務者区分が記載されている。なお、分類は C から E であった。

地域別に表の内容をまとめて記載すると次のようである。

(単位 件数：件、金額：千円、割合：%)

地域振興局等	件数	滞納金額	離農	債務承認書	償還計画	面談注			分類内訳注			
						22	23	24	B	C	D	E
南 薩	1	15,735	0	1	1	2	2		—	—	—	15,735
北 薩	8	60,147	4	7	7	6	2	4	—	—	13,408	46,738
始良伊佐	8	36,026	4	6	8	2	4		—	—	8,671	27,354
大 隅	10	38,908	6	3	4	4	6	1	—	1,076	7,760	30,071
熊 毛	3	12,857	1	3	3	4	2		—	1,693	2,377	8,786
熊毛屋久島	1	364	0	1	1	0	1		—	—	—	364
大島徳之島	6	15,209	2	3	4	4	2		638	—	329	14,242
大島沖永良部	9	40,562	1	8	8	8	7	4	—	—	11,477	29,085
計	46	219,809	18	32	36	30	26	9	638	2,769	44,025	172,377
割合	100	100	39.1	69.6	78.3	—			0.29	1.26	20.03	78.42

注 面談は同一の貸出先を含む延回数である。また、分類内訳は平成 24 年 9 月末のものである。

滞納状況を地域別にみると北薩が 8 件で約 6 千万円、大島（沖永良部）が 9 件で約 4 千万円、大隅が 10 件で約 3 千 9 百万円、始良伊佐が 8 件で約 3 千 6 百万円などとなっている。なお、北薩には畜産（離農者）約 3 千 3 百万円の大口滞納債権を有している。

なお、上記滞納を事業別にみると次のようである。

(単位 件数：件、金額：千円)

区 分	件数	金 額
畜 産	21	100,827
花 き	13	75,080
野 菜	6	22,926
工 芸	5	20,610
果 樹	1	364
計	46	219,809

畜産県であることから「畜産」での滞納が 21 件約 1 億百万円と多い。「花き」は以前から盛んに営まれていた沖永良部地区で 5 件約 2 千 7 百万円と多くなっている。

(意見) 一覧表の様式について

作成されている管理表は一覧性を有しており、管理資料や延滞回収対策班会議の際には有用であると思われるが、状況記載欄には 32 件の貸付先について記載がない。

別途、個別の管理資料が作成されているのは確認したが、個別資料は詳細過ぎて状況の概要把握には適さない面も有するので、債務者区分を判断する上で必要な主要事項については当表に記載して管理するのが適当と考える。

(指摘事項) 債務承認書及び償還計画の入手について

債務承認書及び償還計画については、平成 22 年度の行政監査の結果も受けて、入手が鋭意推進されている状況ではある。

債務承認書は、借受人が債務を認めているという書類であるが、現在返済中の一部の借受人からは入手できていない状況も見られるようである。また、前記の表のように地域により入手状況に差異を生じている (大隅地区は 10 件中 3 件しか入手されていない。)。

仮に法的な措置をとる場合においても重要な書類と位置付けられると思われるので、今後の入手方法を検討する必要があると思われる。なお、仮に債務者や保証人が死亡等であっても入手できない理由がある場合には、その理由を明確に記載した書類を作成し保管しておくことが求められると考える。

また、償還計画は内容ある面談を実施した証となるとともに、指導が適切に行われているかを示す資料ともなる。必ずしも償還計画のとおり返済が進むとはいえないが、借受人の返済意思を書面上も明らかにしておくことは、回収促進上も重要な事であると考え。地域振興局や農協等も同行しているのであれば、同行者も署名し、それぞれで保管し回収促進に資することも検討するのが適当と思われる。

滞納債権の中には、回収努力をもってしても、結果的に回収できないものが生じることがあり、法的措置に頼らざるを得ない場合もあるが、その前段階としての回収努力の姿は形としても残す必要がある。

(意見) 回収不能見込額について

管理資料での分類債権を集計すると E 債権 172,377 千円となっているが、公表されている平成 23 年度貸借対諸表における長期延滞債権明細表の農業改良資金貸付金 222,851 千円についての回収不能見込額は 0 とされている。

全額回収に向けての意思は感じられるところではあるが、現状の回収金額から考えても実現が極めて難しいと推測される借受先も見受けられる。

回収不能見込額の計上についても今後の重要な課題と考える。

11 債権管理に関する課題等

債権管理における現状における課題として次のような事項が挙げられ検討されている。

現在課題となっている事項	他県で採用されている方法で回収促進等に有効と思われる方策	県で今後採用を検討している方策
延滞者の不定期な少額分納による未収債権の固定化及び回収期間の長期化から、早期の回収が困難な状況にある。	専門家（弁護士、司法書士等）による相談や面接	回収困難債権の資産調査等に基づく、今後の対応、方針の検討

[参考]未収債権状況についての他県との比較

平成22年度末における九州・沖縄各県¹⁰の未収債権の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

順位	県名	債権残高	延滞額	延滞率(%)
1	沖縄	613,011	543,355	88.64
2	鹿児島	412,785	223,372	54.11
4	福岡	194,411	149,018	76.65
9	大分	190,296	71,495	37.57
10	宮崎	223,498	65,391	29.26
14	佐賀	179,291	52,895	29.50
18	熊本	257,696	47,677	18.50

(注)表の順位は、全国における「延滞額順」である。

平成22年度末鹿児島県の債権残高は沖縄県に次いで2番目に多く約413百万円、延滞額も2番目で約223百万円(延滞率54.11%)と状況は厳しい。

なお、平成20年度での鹿児島県は同じく沖縄県に次いで2位、延滞額約216百万円(延滞率31.98%)であるが、債権残高(20年度末は約677百万円)の減少とは逆に、延滞額が約7百万円増加していることから、延滞率は約22.1ポイント悪化している。

ちなみに、平成20年度の沖縄県は債権額約757百万円、延滞額約567百万円、延滞率74.85%と鹿児島県と同様に延滞率は悪化しているが、延滞額は(全体額に比較すると少ないが)約24百万円減少している。同様に、福岡県の延滞額も少額ではあるが約3百万円減少している。

¹⁰ 平成22年度債権残高が最も大きいのは北海道の2,164百万円(延滞額38百万円、延滞率1.76%)である。貸付金残高に比較して延滞額が非常に少ない。

〔参考資料1〕 農業改良資金延滞回収対策班設置要領

（設置）

第1条 農業改良資金の延滞債権について、償還未済となっている原因及び回収方法を明らかにし、その回収対策を推進するため、農業改良資金延滞回収対策班（以下「対策班」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 対策班は次の事項を所管する。

- (1) 回収対策方針の検討
- (2) 延滞等の実態把握、経営状況及び償還能力等に関する情報の収集、分析
- (3) 各延滞者等に関する債権管理対策の検討、策定
- (4) 延滞者等に対する経営指導、償還方法の改善指導
- (5) その他延滞債権の回収対策に関し必要を認められる事項

（構成）

第3条 対策班は、次のものをもって構成する。

- (1) 農政部長
- (2) 農政課長
- (3) 農業経済課長
- (4) 経営技術課長
- (5) 農業経済課課長補佐
- (6) 農業経済課金融係長

2 対策班の長（以下「班長」という。）は、農政部次長が務める。

（会議）

第4条 対策班の会議は、必要に応じて班長が招集する。

2 班長は会議の議長となり、議事を整理する。

3 班長は必要があると認めるときは、会議に対策班以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（会議結果の報告）

第5条 班長は、会議結果を農政部長に報告する。

（事務）

第6条 対策班の事務は、農業経済課金融係において処理する。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、対策班の運営委に関し必要な事項は班長が定める。

附則

この要領は、平成9年3月12日から施行する。

附則

この要領は、平成22年9月3日から施行する。

（意見）会議の頻度について

要領において、会議は必要に応じて班長が招集するとなっており、通常は年1回8月頃開催されているようである。当会議は、全国的にも2番目に多額となっている延滞債権の回収促進という喫緊の課題に対応する組織であることから、年1回の開催で有効に機能しているかを再検討するのが適当と考える。

（提案）

一般的にも良く採用されていると思われるが、仮に開催回数2回が可能な場合、（多くの統計資料等が年度末現在で表示されるからということでもないが）例えば3月を回収対策特別月とし、その月の直前月である2月末に開催して回収に向けての意思統一を図り推進する。その結果について8月で検討し、次回に向けての方針を立てる方法等もあろう。

[参考資料2] 移管後の貸付実績

(株)日本政策金融公庫に移管後の「農業改良資金」融資実績は次のような状況になっている。

(単位 件数：件、金額：百万円)

22年度		23年度	
件数	金額	件数	金額
24	403	39	1,045

法改正による平成22年10月からの移行であるが、新規貸付は22年度が24件で約4億円、23年度が39件で約10億円となっており、県で貸付を実施していた平成6年度程度の水準に増加している。

県が貸し付ける場合に比して手続的な煩雑さが減少したこと等の影響もあると思われるが、資金需要としては現状でも多いという実態もうかがわれる。

VI-2 経営技術課 就農支援¹資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	青年等の就農促進のための資金貸付等に関する特別措置法 (注)国の制度資金
事業目的	農協等金融機関、県青年農業者等育成センター（県農業・農村振興協会）が認定就農者に貸し付ける <u>就農支援資金（就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金）の原資</u> を貸し付ける。
期待される成果	就農前の研修や、就農時に必要な施設、機械等の購入に必要な資金調達を支援することで、就農希望者の円滑な就農及び就農後の早期定着が促進される。
事業開始年度	平成7年
今後の継続予定	継続予定
貸付対象者	就農にあたって作成した <u>就農計画</u> を知事が認定した認定就農者 ² 及び認定受入農業者
貸付対象（資金の内容）	<ul style="list-style-type: none"> ・就農研修資金（農業技術を習得するために必要な資金） ・就農準備資金（住居の移転、資格の取得等に必要な資金） ・就農施設等資金（農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要な資金）
債権に係る管理規程、マニュアル等	鹿児島県就農支援資金貸付金貸付等要領
債権管理システム等	施設等資金管理台帳

[「平成24年度就農支援資金貸付事業の概要」による事業目的]

農業者の減少・高齢化が進行する中で、農業の担い手の確保を図るため、新規就農の一層の促進を図ることが重要となっている。こうした中で、近年、他産業からの新規就農者が増加するなど就農ルートが多様化してきており、このような状況に対応して、就農支援資金を貸し付けることにより新規就農者の円滑な確保と育成を図る。

¹ 「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」第2 本県の食、農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策 4 (2) 新たに就農しようとする者の確保・育成に関する施策 では「農業就業人口の減少などに対応していくためには、地域農業の担い手となることが期待される意欲のある新規就農者を確保・育成する必要があります。このため、農業高等学校の教育内容、農業大学の講義内容や研修機能及び働きながら学べる研修体制を充実するとともに、新規就農支援センターと各市町村の農業公社との連携強化を図りながら、UJI ターン者等に対する情報提供など新規就農者の受入れ・支援を行う体制を整備します。また、就農後、早期かつ円滑に認定農業者への誘導が図られるよう、現地就農トレーナーや普及指導員などによる経営・技術・生活面での支援をきめ細かく実施します。」としている。

² 「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」に基づいて、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画（「就農計画」）を作成し、この内容が県の定める「就農促進方針」と照らして適当である場合、知事はこの計画を認定する。この「就農計画」の認定を受けた青年等を「認定就農者」、青年等をその営む農業に就業させようとする者を「認定受入農業者」という。認定就農者又は認定受入農業者は、就農計画が達成できるよう、就農支援資金の貸付け等の就農支援措置を受けることができる。

2 「就農支援資金」の内容と貸付条件

次の表のように内容は大きく研修、準備及び施設に分かれており、その区分ごとに貸付限度額等も異なってくる。また、「就農研修資金」と「就農準備資金」については公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が、「就農施設等資金」については農協系金融機関（後述のとおりすべて農協）が融資機関として位置付けられている。

区 分	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の内容	農業技術を習得するために必要な資金	住居の移転、資格の取得等に必要な資金	農業経営を開始する際の機械の購入、施設の設置等に必要な資金
貸付限度額(青年)	農大 5万円/月 先進農家 15万円/月 指導研修 200万円 以内	200万円 以内	経営開始初年度～5年目計 2,800万円(100%融資) 900万円(50%融資) 計 3,700万円
償還期間	12年以内(うち措置4年以内)		12年以内(うち措置5年以内)
貸付限度額(中高年)	農大 5万円/月 先進農家 15万円/月 以内	200万円 以内	経営開始初年度～5年目計 1,800万円(100%融資) 900万円(50%融資) 計 2,700万円
償還期間	7年以内(うち措置2年以内)		12年以内(うち措置5年以内)
融資機関	公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会		農協系金融機関 ³
備 考	連帯保証人が必要、条件不利地域は償還期間の延長が可能		債務保証により連帯保証人なし

(注)青年は15歳以上40歳未満、中高年は40歳以上55歳未満(知事特認で65歳未満)

3 (公社)鹿児島県農業・農村振興協会への補助金

「就農研修資金」及び「就農準備資金」の融資機関である公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会に対しては県からの補助金が交付されているが、内容は次のとおりであった。

(注)公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会は、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」による「青年農業者等育成センター」として位置付けられている。

[平成23年度実績]

(金額単位：千円)

内 容		補助金額
ア. 就農支援活動の推進	育成センターにおける就農支援活動を企画する会議等の開催及び情報誌による就農啓発等広報活動の実施	3
イ. 就農相談活動の実施	就農アドバイザーを配置し、就農相談活動や研修希望者に対する研修施設の紹介	4,915
ウ. 就農関連情報交換会議等の開催等	新規就農者等研修会への参加、事例調査の実施等	17
エ. 就農支援資金貸付等の事務	就農支援資金の貸付けに係る事務の実施	63
オ. 就農啓発運動の実施	就農支援制度等紹介資料の作成・配布及び青年農業者等の交流会議を開催	69
カ. 就農支援資金貸付推進委託	農協等金融機関に就農支援資金貸付推進委託料を交付	1,229
計		6,299

表のように、就農相談活動を実施している「就農アドバイザー」(現状は1人)のための

³ 就農施設等資金を農協等の金融機関が貸付ける場合には、県農業信用基金協会の債務保証の対象とし、保証付き(無担保・無保証人)で貸付けが可能となるように措置するとしている。なお、債務保証の割合は100%である。

人件費が主要なものとなっている。

(意見) 就農アドバイザーの人員について

就農アドバイザーは、農業に関する専門的な知識・技術とともに経営に関する知識も求められる事業遂行上の重要な要素となっている。実施する事業の規模や内容にも左右されると思われるが、現在の1人で充分かどうかについては、アドバイザーの後継者の育成・確保に問題はないか、同様の就農支援サービスを実施している団体又は機関にどれくらいの人材がいるか、それら団体等の充足状況はどうか、連携は可能か、情報の共有化は可能か等の観点からの分析・整理しておくことも有用ではないかと考える。

4 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間の当該債権の発生及び回収の状況等には次のとおりである。

(金額単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	14	10	26	20	20
金額	74,195	51,854	114,374	118,023	103,814
回収					
件数※	1	1	1	3	5
金額	45,422	59,312	77,527	71,604	90,634
不納欠損					
件数	0	0	0	0	0
金額	0	0	0	0	0
年度末残高					
件数	85	94	119	136	151
金額	606,884	599,417	636,264	682,683	695,863
(うち滞納分)					
(件数)	0	0	0	0	0
(金額)	0	0	0	0	0
(うち時効経過分)					
(件数)	0	0	0	0	0
(金額)	0	0	0	0	0

※ 回収の件数は完済件数である。

新規の貸付については、平成20年度は約52百万円に減少しているが、21年度以降は件数も20件以上、金額も1億円を超えて発生している。完済の件数が多くないことから残高については、件数及び金額についても増加傾向を示している。

なお、残高の内訳は「県青年農業者等育成センター」(公益財団法人鹿児島県農業・農村

振興協会) 貸付分が 5 件 155,571 千円、「融資機関」(農業協同組合) への貸付分が 146 件 540,292 千円となっており、農業協同組合への貸付が金額でも 77.6%となっている。

なお、上表のように延滞している貸付残高は発生しておらず、上記の期間中に実施された不納欠損処理の実績もない。

5 貸付先別増減内容

前述のように、貸付先別には「青年農業者等育成センター」と「融資機関」に区分されるが、それぞれにおける状況は次のとおりとなっている。

①青年農業者等育成センター((公社) 鹿児島県農業・農村振興協会)

(金額単位：千円)

摘 要		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
発 生	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
回 収	件数 ※	0	0	0	0	0
	金額	9,136	9,136	12,956	19,791	21,134
残 高	件数	5	5	5	5	5
	金額	218,588	209,452	196,496	176,705	155,571

※ 回収件数は完済件数である。

表のように平成 19 年度から 23 年度における新規貸付はなく、5 件の貸付先についての回収のみであり、回収が進むにつれて残高は減少し約 156 百万円となっている。

②融資機関(農協等)

(金額単位：千円)

摘 要		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
発 生	件数	14	10	26	20	20
	金額	74,195	51,854	114,374	118,023	103,814
回 収	件数 ※	1	1	1	3	5
	金額	36,286	50,185	64,571	51,813	69,500
残 高	件数	80	89	114	131	146
	金額	388,296	389,965	439,768	505,978	540,292

※ 回収件数は完済件数である。

表のように平成 21 年度からは貸付先も 20 件以上、貸付額も 1 億円を超えていることから、残高件数も 19 年度に比較すると 66 件増加し、残高金額も約 152 百万円増加する状況が見られる。

(意見) 就農研修資金等の新規貸付推進について

就農施設等資金は毎年 20 件程度、1 億円超の新規貸付が発生しているが、就農研修資金及び就農準備資金については新たな原資貸付の発生が全く見られない。

別記「農業改良資金」においても記載しているように、当該債権の延滞発生理由で最も多いのが「技術不足」であり、長期的な県内の農業振興を考えると、当貸付制度においても就農研修等のより積極的な推進が必要なのではないかと考える。

(注) 鹿児島県行政評価監視委員会においても、「担い手確保・育成」に向け「新規就農者の経営管理能力を高めることが必要」とするなど5テーマについて意見・提言をまとめている。(南日本新聞 平成 24 年 10 月 3 日より抜粋)

[参考] (公社) 鹿児島県農業・農村振興協会の状況

平成 23 年度の公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会のホームページ掲載の財産目録による主要な残高は次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金預金	118,301	未払金	1,000
その他流動資産	1,386		
固定資産			
基本財産			
投資有価証券	993,563		
普通預金	6,436		
特定資産		固定負債	
資金貸付金	(79,363)	県貸付借入金	155,571
就農研修資金	(74,012)		
農大等研修	32,831		
先進農家等研修	37,581		
農業法人研修	3,600		
就農準備資金	(5,351)		
個人準備	5,351		
退職給付引当資産	2,147	退職給付引当金	2,147
その他固定資産	198	正味財産	1,042,678
資産合計	1,201,396	負債及び正味財産合計	1,201,396

上表のとおり、「県貸付借入金」は 155,571 千円であり、「資金貸付金」79,363 千円と差があるが、借入金は約定に基づく返済のため差額は預金として保有されている。

実務的には難しい面を有するが、本来は借入金と貸付金の差額が少ないほうが事業推進という観点からは望ましいのではないかと考えられる。

なお、同協会は約 12 億円の資産のほとんどが金融資産であり、県貸付金 155 百万円の回収上の懸念事項はないように思われる。

6 就農施設等資金の発生状況

平成23年度においても新規貸付が発生している就農施設等資金についての12年度から23年度までの「内容別貸付実績」は次のとおりとなっている。

(単位 金額：千円、割合：%)

年度	野菜		花き		果樹		茶		たばこ		水稲		肉用牛		酪農		養豚		合計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
12	1	1,269							1	4,975									2	6,244
13	6	45,464	6	69,681	1	9,400							2	31,550					15	156,095
14	12	52,221	3	16,208			1	6,900	1	6,277									17	81,606
15	4	9,315	3	7,660									2	37,457					9	54,432
16	1	2,550	3	16,511															4	19,061
17	5	21,528	8	59,643									1	6,000					14	87,171
18	3	6,545	4	21,556									1	3,000					8	31,101
19	5	21,813	6	26,977	2	3,405							1	22,000					14	74,195
20	4	15,442	3	10,942	1	570							2	24,900					10	51,854
21	8	32,199	5	26,916	2	4,832	2	8,544					9	41,883					26	114,374
22	14	67,218	1	6,201	1	2,390							4	42,214					20	118,023
23	9	27,573	2	8,330	2	6,411					1	6,345	3	17,968	2	25,887	1	11,300	20	103,814
計	72	303,137	44	270,625	9	27,008	3	15,444	2	11,252	1	6,345	25	226,972	2	25,887	1	11,300	159	897,970
割合	46	33.76	28	30.14	6	3.01	2	1.72	1	1.48	1	0.71	16	25.28	1	2.88	1	1.26	100	100

表のように金額的には平成13年度が最も多く156百万円の貸付けが実施されているが、21年度からは金額合計も1億円を超えており、件数も20件台であり、過年度に比較して増加している状況がある。

また、貸付対象の主要なものとしては「野菜」が72件(46%)303百万円(34%)、「花き」が44件(28%)270百万円、「肉用牛」が25件(16%)226百万円(25%)であり、平成23年度では「酪農」にも2件25百万円の貸付が実施されている。

なお、後掲の「かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告書」による平成23年度に新規就農者が取組んだ主要項目では、「野菜」が103人、「肉用牛」29人、「茶」23人、「果樹」21人、「さとうきび」21人、「花き」11人、「養鶏」7人等で合計307人とのことであり、そのうち20件(約6.5%)が当貸出の制度を利用していると推測される。

7 施設等資金貸付残高

平成23年度末の施設等資金の融資機関別貸付残高は次のとおりである。

(金額単位：千円)

融資機関	区 分		貸付金残高
	青 年	中高年	
そお鹿児島農協	149,608	61,530	211,138
鹿児島きもつき農協	37,491	19,923	57,414
いぶすき農協	55,266	2,080	57,346
北さつま農協	48,369	6,441	54,810
あいら農協	27,783	26,285	54,068
南さつま農協	34,225	0	34,225
あまみ農協	16,323	14,914	31,237
鹿児島いずみ農協	13,244	3,384	16,628
種子島農協	7,853	0	7,853
さつま日置農協	7,839	0	7,839
グリーン鹿児島農協	4,092	0	4,092
かごしま農協	2,538	0	2,538
あおぞら農協	0	1,104	1,104
計	404,631	135,661	540,292

表のように金融機関は県内の農業協同組合であるが、県内の農産地の代表である「そお鹿児島農協」が青年、中高年ともに群を抜いて多く、金額が約211百万円、当該貸付金残高に占める割合も約39%となっている。

8 債権の管理

8-1 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
・納入通知書発送後の融資機関への確認	・同 左

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はない。

8-2 回収事務手続

平成24年8月償還分について財務事務執行手続の検討を実施した。

「調定票」起票日 平成24年7月30日

歳入項目 節 就農支援資金貸付金元利収入 10件 7,120,000円

調定の内容 就農支援資金（就農施設等資金）約定償還

「調定内訳票」農協ごとに取り引予定者番号、調定額、住所・氏名、収入未済額等の記載

「就農支援資金（就農施設等資金）の約定償還に係る納入通知書について」

管理表の様式等は次のとおり

年度	貸付決定番号	認定就農者氏名	融資機関	貸付実行金額	償還開始日	償還月	償還期間	据置	繰上償還額	24年度償還額
12			〇〇農協			8月				
計				113,356				1~5年	5,097	7,120

「納入通知書兼領収書」(写)計 10 農業協同組合 金額計：7,120,000円

「領収済通知書」(原紙・出納済印 8/2~20 有) 10 農業協同組合 金額計：7,120,000円

別紙として「就農支援資金（平成24年8月償還）の償還案内書と納入通知書の関連表」が作成されていた。

また、県から送付した納入通知書を受領した旨の確認として各農協からFAXされた「FAX送信表」が整理保管されており、指摘又は意見を記載すべき事項は発見されなかった。

9 債権管理に関する課題等

債権管理上における課題等に関する質問の回答は次のとおりである。

現在課題となっている事項	他県で採用されている方法で回収促進等に有効と思われる方策	県で今後採用を検討している方策
該当なし。	該当なし。	該当なし。

なお、債権回収における事務委託を行ったことはなく、債権回収業務における弁護士等専門家への委託、債権管理に係る委員会等においても「該当なし。」との回答であった。

10 債権の回収可能性について

農協系金融機関、公益社団法人県農業・農村振興協会が認定就農者に貸し付ける就農支援資金の「原資」の貸付けのため、県からの貸付先は農協系金融機関及び公益社団法人となる結果、県側における回収の遅延や不納欠損等は生じていない。

仮に損失を負担する場合には保証協会（鹿児島県農業信用基金協会）に対して積み立て

ている担保的な要素をもつ補助金積立残高⁴が県の負担額の限度となる。

当信用基金協会に対する残高は平成19年度末において1,502千円、23年度末は3,319千円となっている。平成23年度末は19年度末に比較して2倍以上の金額となっているが、絶対額としては大きな金額ではない。

(意見) 就農計画認定結果報告書等の記載方法について

「就農計画認定結果報告書」は本庁「経営技術課」にも写しが保管されているが、使用されている様式及び記載内容例は次のとおりである。

認定番号	認定就農者等氏名	認定審査会の結果概要			担当普及指導員名(注)
		就農時の目標の妥当性	研修計画の妥当性	経営開始のための事業計画・資金計画の妥当性	
例1		スプレーキク29aの施設栽培で、経営管理・分析の徹底を目指し、適正な計画目標である。	輝北町農業公社終了後、スプレーキクの栽培技術・経営等の研修を活かし、就農予定	就農時に必要なハウス等の整備に必要な資金であり、資金計画は妥当である。	大隅地域振興局
例2		たばこの廃作跡地を活用による露地野菜経営を目指すものであり、積算根拠も実兄の実績に基づいたもので、妥当である。	就農予定地の農業公社で露地野菜の実技研修を受けており、妥当である。	目標を達成するために必要な事業計画であり、資金計画も段階的に計画されており、妥当である。	始良・伊佐地域振興局
例3		所得目標は、市の基本構想の4割以上を満たしており、概ね妥当である。	鹿児島有機農業技術センターにおいて、半年間、農業の基礎知識や有機野菜の栽培技術を研修しており、問題ない。	義母の農業を継承する予定であり、申請者の現状を十分踏まえた計画となっており妥当である。	南薩地域振興局
例4		作目及び所得目標、労働力は積算根拠と整合性がとれており妥当である。	奄美市笠利宮農支援センターで研修を受けており妥当である。	就農施設等資金による施設の整備計画があり、目標に対して妥当である。	大島支庁
例5		妥当である。	妥当である。	妥当である。	北薩地域振興局
例6		適	適	適	鹿児島地域振興局

(注)原紙では氏名が記載してあるが、ここでは振興局名等を記載している。

- 1 記載方法等についての指導は過去に実施されているようであるが、現状では上のように、統一されていない状況となっている。

「認定審査会の結果概要」ということであり、就農計画に係る重要な位置づけにある書類と考えられることから、例1から4程度の記載は必要と考える。

- 2 現在は「就農計画認定結果報告書」の様式に、変更の場合でも記載(認定番号で変更の判断可能)するようになっているが、「就農計画及び変更就農計画認定結果報告書」や「変更就農計画認定結果報告書」などの使用もみられるので、様式の再確認が妥当と思われる。

⁴ 補助金積立残高の金額は、間接的に県の負担限度額を示すものと考えられるが、これは農協において発生した貸倒に伴って鹿児島県農業信用基金協会が負担する代位弁済額に連動するものである。なお、平成23年度に同協会における当該貸付に関連する代位弁済は、1件で5,037千円であった。

[参考]「かごしまの食、農業及び農村に関する年次報告書」から抜粋

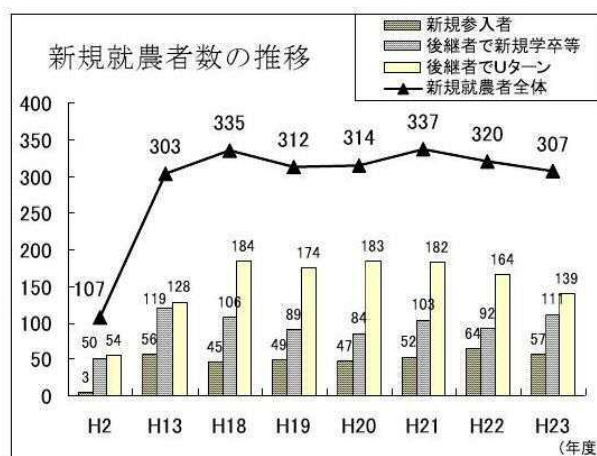
ウ 新規就農者

平成23年度の新規就農者数は307人で、平成13年度以降11年連続で300人台を確保しています。

内訳は、農業後継者がUターンして就農するケースが最も多く139人で、農家出身でない新規参入者は57人となっています。

また、取り組む主要作目別では、野菜、肉用牛、茶の順となっています。

本県農業の将来の担い手となる新規就農者が11年連続して300人台を確保できた主な要因は、県内外での就農相談活動のほか、働きながら学べる「かごしま営農塾」の開催、経営開始に必要な資金の貸付、市町村等の研修農場の設置など、きめ細かな支援策を着実に実施してきたことが挙げられます。



(鹿児島県農政部調べ)

○ 新規就農者が取り組んだ主要作目 (平成23年度) (単位:人, %)

区分	野菜	肉用牛	茶	果樹	さとうきび	花き	養鶏	その他	合計
実数	103	29	23	21	21	11	7	92	307
構成比	34	9	7	7	7	4	2	30	100

注:その他は学校基本調査によるものを含む。

(鹿児島県農政部調べ)

VI-3 畜産課 獣医師確保対策修学資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与条例
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・大学で獣医学を専攻し、将来鹿児島県に獣医師免許の有資格者として勤務しようとする学生に対して修学資金を貸与することにより、<u>獣医師の確保</u>を図る。 ・日本有数の畜産県である本県にとって、必要不可欠な専門技術者である県獣医師を確保する。
期待される成果	県内の獣医師の確保によって、畜産の振興に資すること。
事業開始年度	(平成4年度 → 8年度で廃止) 平成21年度
今後の継続予定	継続
貸付対象者	大学において獣医学を専攻している学生であって、 <u>県¹に獣医師免許の有資格者として勤務しようとするもの</u> (独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する学資金 ² 以外の修学資金の貸与を受けている者を除く。)
債権に係る管理 規程、マニュアル等	なし (注)滞納債権に係る利息の取扱い等については「鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与条例」がある。

獣医師確保に関し、「獣医師の確保に向けた取組の基本的な考え方」(平成20年4月 鹿児島県獣医師確保対策プロジェクトチーム)による本県における獣医師の役割を記載すると次頁のようである。

¹ 具体的には、鹿児島県の職員又は鹿児島県内の公的団体(市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会その他知事が認める団体)とされている。

² (業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

[県獣医師の役割]

①本県畜産業等の状況

- ・ B S E や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬、無登録野菜の販売・使用問題など、消費者の「食の安全」に対する関心が高まってきており、「食の安心・安全の確保」に向けた取組が強く求められている。
- ・ 本県は、日本一の畜産県で豚、ブロイラー、肉用牛（黒毛和種）の飼養頭羽数は全国一
- ・ 県内に20カ所のと畜場（うち対米、対香港輸出認定工場は2カ所）及び13カ所の大規模食鳥処理施設があり、家畜及び食鳥の検査頭羽数は全国一。

②県獣医師の役割（農政部）

- ・ 農政関係の獣医師は、家畜保健衛生所、畜産試験場、肉用牛改良研究所及び県営牧場で、家畜衛生、飼養管理技術、育種改良、バイオテクノロジーなどの先端技術を活用した試験研究、畜産関連施設整備への補助事業など多岐に渡る業務を行っている。
- ・ 家畜の健康を守り、生産性の向上と安全な畜産物の生産を図るとともに新技術の開発や調査・分析など、専門技術者としての役割を担っている。

③県獣医師の役割（保健福祉部）

- ・ 保健福祉部の獣医師は、7カ所の食肉衛生検査所で食肉等の検査業務に従事し、疾病排除と衛生の両面から食肉等の安全性の確保を図るとともに、13カ所の保健所で、狂犬病を初めとする人畜共通感染症の予防対策や動物愛護・管理対策及び食品の安全対策など幅広い業務を推進している。
- ・ 食肉衛生検査所で行うと畜検査や食鳥検査は、と畜場法等の法律で獣医師の資格をもつと畜検査員でなければ行うことができないとされており、検査の信頼性を確保するための必要不可欠な専門技術者としての役割を担っている。

2 貸与条件等

（注）以下、県作成の「獣医師確保対策修学資金給付のご案内」から抜粋

2-1 修学資金の内容

・貸与期間	6年間以内 (貸与契約に定められた月から、正規の修学年限を超えない期間)
・貸与月額	国公立 10万円/人、私立 12万円/人
・貸与人数	30人（新規貸付者は、毎年5人程度）
・募集期間	平成21年から26年まで（6年間）

2-2 返還の免除

区 分	摘 要
・全額免除	鹿児島県に獣医師として採用され、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間（その期間が3年未満の場合にあっては、3年）、引続き勤務した時は、全額免除（返還利息含む）
・半額免除	鹿児島県内の公的団体に獣医師として採用され、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間（その期間が3年未満の場合にあっては、3年）、引続き勤務したときは、貸与総額の2分の1に相当する額の免除（返還利息を含む）

2-3 返還義務³

鹿児島県及び鹿児島県内の公的団体に勤務しない場合は、修学資金の総額に年7.3%の割合で計算した利息を付した額を返還することになる。なお、平成23年度末において利息を含めて返済している貸付先は1件である。

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

（金額単位：千円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数 ※	—	—	5	5	5
金額	—	—	6,720	12,480	18,360
回収					
件数 ※	3	3	3	2	0
金額	9,240	12,600	6,300	11,198	8,077
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	12	9	11	14	19
金額	49,140	36,540	36,960	38,242	48,525

³ 貸付額の返還については「鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与条例」第8条の規定されており、第1項(1)~(5)号に該当するに至ったときは、それぞれ各号に定める日から起算して1月以内に、貸与を受けた修学資金の総額に利息を付した額を一括して返還しなければならないとしているが、第2項において「前項の規定に関わらず、知事が特に認めた場合は、同項各号に定める日から起算して貸与期間に相当する期間内に、規則で定める方法により返還することができる」としている。

(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

※ 発生件数は新規発生の件数であり、回収件数は完済の件数である。

募集案内でも毎年5人程度との記載があるように、平成21年度からの新規貸付の発生は5人となっている。ただし、平成21年度貸付先のうち1件については、就職先の変更を理由に辞退し、対象から外れている。

なお、表に記載のとおり不納欠損処理は発生しておらず滞納している債権もない。

4 貸付残高の状況

管理表である「鹿児島県獣医師確保対策修学資金の返還状況」による平成24年3月末の貸与額及び貸与残高等の状況等は次のとおりであり、回収が延滞している先はないとのことである。

(単位：千円)

貸与先	貸与額	返還額等		24年3月末残高	備 考
		22年度	23年度		
1	5,040	—	420	2,100	24.3～返還中 年賦・半額免除
2	5,040	744	1,272	2,650	22.9～返還中 月賦・H20.3 県退職後共済へ
3	5,040	—	385	2,135	23.5～返還中 月賦・半額免除
4	1,800	—	960	840	23.8～返還中 別途利息あり
5	5,040	—	—	5,040	24.4 まで猶予中
6	4,320	—	—	4,320	貸与中:21年度～23年度において各年度5件の契約であるが、22年度に契約した1件については、貸与対象から外れている。
7	3,600	—	—	3,600	
8	2,400	—	—	2,400	
9	2,880	—	—	2,880	
10	4,320	—	—	4,320	
11	2,880	—	—	2,880	
12	2,880	—	—	2,880	
13	2,880	—	—	2,880	
14	2,880	—	—	2,880	
15	1,440	—	—	1,440	
16	1,440	—	—	1,440	
17	1,440	—	—	1,440	
18	1,200	—	—	1,200	
19	1,200	—	—	1,200	
計	57,720	744	3,037	48,525	

(注)6～10が21年度契約分、11～14及び4が22年度契約分、15～19が23年度契約分である。なお、21年度契約分においては、就職先を理由とする貸与留保分1件、留年による1年間の貸与休止1件を含んでいる。

返還している貸与先が4件、1件が返還猶予中で、他の14件が現在も貸与実行中の先である。

5 財務事務の執行手続の検討

5-1 新規貸与額

平成23年度の申請者は13人でそのうち5人が貸与決定者となっている。平成23年6月14日「平成23年度鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与者の決定について（伺い）」、同15日「平成23年度鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与者の選考結果について（通知）」、「鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与決定通知書」が作成、7月19日に「平成23年度鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与契約について（伺い）」（決裁区分：丁）、同25日に「平成23年度鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与契約について（通知）」及び決定者5人に係る「鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与契約書」が作成されていた。

新規決定者の契約書によると、平成23年4月から7月分はまとめて7月に、8月以降分は毎月の支払となっており、これについては「支出負担行為・支出命令票」及び「平成23年度獣医師確保対策奨学資金貸与者一覧」により確認した。また、同表の合計額が前記3の23年度当期発生額に一致することを確認した。

5-2 返還額

平成23年4月から24年3月について、「鹿児島県獣医師確保対策修学資金の返還について（通知）」、「調定票」、「調定内訳票」により返還額を確認した。

調定票の合計額は3,075,464円であり、これには利息額8ヶ月分38,464円を含んでいる。

また、前記3の表による返済額は8,077千円であるが、この中には他に「獣医師確保対策修学資金の返還債務の裁量免除及び返還について（通知）」（平成23年5月12日）による返済債務の返還免除額⁴2,520千円が2件（合計5,040千円）含まれている。

6 債権の回収可能性

当該債権は獣医師確保対策の一環としての修学資金であり、事業目的達成のためには回収対象とならないように努めるべきものということになる。

平成23年度末において回収対象となっているものは4件（平成24年度に入って1件減少）であるが、返済状況において問題の発生しているものはない状況との説明であり、返還中の債権についての毀損の可能性は低いものと思われる。

（意見）回収不能見込額について

公表されている平成23年度「鹿児島県（普通会計ベース）の財務諸表」の貸借対照表に計上されている期末残高については「回収不能見込額」が計上されていないが、現在貸与実施中の債権35,760千円については返還免除等の規定により回収が見込まれていないと推測されるので、今後の計上の要否について明確にしておく必要があると考える。

⁴ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与条例第7条の規定に該当

[参考]

1 鹿児島県における獣医師の配置状況

鹿児島県における獣医師の配置状況は次のとおりである。

(単位：人)

所 属	①15年度	19年度	②23年度	増減:②-①
○農政部	110	100	105	△5
家畜保健衛生所(9)	71	73	77	+6
畜産試験場	11	9	8	△3
肉用牛改良研究所	7	6	5	△2
大口育成牧場	3	2	2	△1
農林事務所(地域振興局)	6	0	0	△6
農業大学校	1	1	1	0
畜産課	10	8	11	+1
農業経済課	1	1	1	0
○保健福祉部	140	134	134	△6
食肉衛生検査所(7)	108	107	106	△2
保健所(13)	24	21	22	△2
生活衛生課	8	6	6	△2
合 計	250	234	239	△11

「農政部」における獣医師数は平成19年度に100人になっているが、これは地域振興局の獣医師がいなくなったことによる。

なお、平成23年度では19年度に比較して5人増加してきている。

「保健福祉部」では平成19年度では134人と15年度に比較して6人減少し、23年度においても合計数は19年度と同様の状況になっている。

2 全国における分野獣医師数の推移

(単位：人)

区 分	H12	H16	H20	H22	状況
産業動物診療	4,888	4,503	4,541	4,497	
公務員	9,349	9,062	8,950	8,786	↓
全体に占める割合	(30.7%)	(28.9%)	(25.6%)	(24.8%)	↓
小動物診療	9,116	10,046	12,913	13,271	↑
その他の分野	3,274	3,887	4,347	4,551	↑
獣医事に従事しない者	3,820	3,835	4,277	4,274	
合 計	30,447	31,333	35,028	35,379	

出所：獣医事をめぐる情勢 平成24年8月 農林水産省・安全局 畜水産安全管理課

食の安心・安全や、BSE・鳥インフルエンザなどの動物由来感染症に世間の注目が集まるとともに、公務員獣医師の仕事量は年々増加している状況があり、過酷な業務のため、新卒の獣医学生の多くが小動物臨床を志望する傾向が強まっているようである。この結果、都道府県でも獣医師の確保に対策を講じている。

3 今後の課題

「獣医師の確保に向けた取組の基本的な考え方」（平成20年4月獣医師確保対策プロジェクト）による今後の獣医師職員数の見込みは次のとおりとなっており、当該資料においては必要数、採用、退職それぞれごとに早急な対応が不可欠であり、必要数の見直し、採用数の確保、退職者の抑制などの総合的な対策が必要としている。

(単位：人)

区分	19年度	略	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
必要数	237		237	237	237	237	237	237
採用	—		5	5	5	5	5	5
現員	234		223	222	221	218	215	213
不足数	△3		△13	△14	△15	△18	△21	△23
退職	14		6	6	8	8	7	6

(注) 平成22年度の採用実績は19人、23年度は16人となっている。

前記[参考]1の「鹿児島県における獣医師の配置状況」平成23年度では239人ということであり、上表の必要数237人に比較して2人多いことから、人数的には現状における獣医師確保は図られている状況と思われる。

VII 土木部の私債権

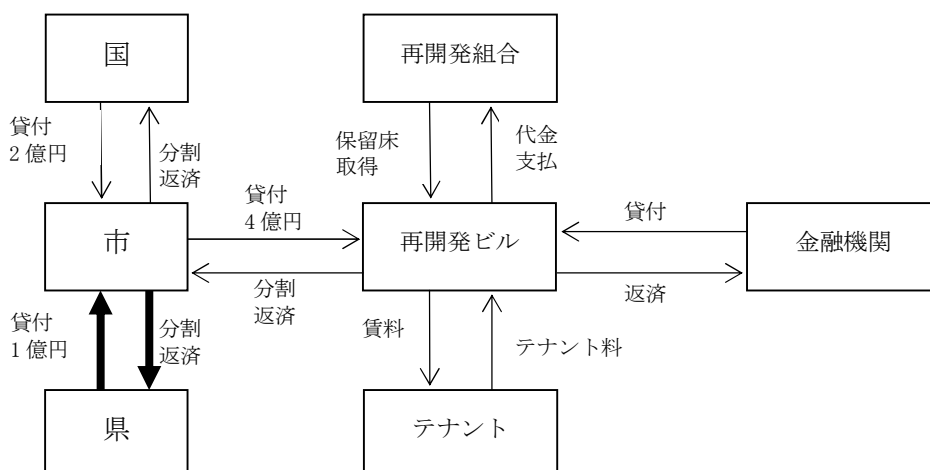
VII-1 建築課 鹿児島県保留床取得資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	鹿児島県市街地再開発事業(建設省住宅局所管)資金貸付要綱
事業目的	市街地再開発事業を円滑に進めるための資金調達への支援及び金利負担の軽減を図るため、市街地再開発事業の保留床管理人等に対して平成36年度まで無利子貸付金の貸付を行っている。
期待される成果	市街地再開発事業の促進
事業開始年度	平成11年度
今後の継続予定	平成21年度から償還開始。平成36年度に償還完了
対象者	西鹿児島東口再開発ビル株式会社(以下、「再開発ビル」という。) ※窓口は鹿児島市。下スキーム図参照。
債権に係る管理 規程、マニュアル等	鹿児島県債権管理規則
債権管理システム等	該当なし
債権保全	土地建物の担保提供(再開発ビルが契約当事者である市に対して提供)

《貸付金の流れ》



再開発ビルが保留床を取得するのに必要な事業資金の一部に充てるために、国、県及び市が共同で合計4億円を貸し付けることとし、県は、貸付主体である鹿児島市に対して負担割合分の1億円を貸し付けている。

《貸付条件》

- ・ 10年間据え置き
- ・ 無利子
- ・ 平成22年3月より半年毎3,225千円償還(初回のみ3,500千円)

2 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生	—	—	—	—	—
回収	—	—	3,250	6,450	6,450
不納欠損	—	—	—	—	—
年度末残高	100,000	100,000	96,750	90,300	83,850

現在約定どおり償還されている。

3 債権の管理

再開発ビルの財務状況及び事業概況については、鹿児島市より資金貸付要綱に基づき年次報告を受けている。

現在のところ再開発ビルの財政状況及び貸付金回収状況に問題は発見されなかった。

VII-2 建築課 鹿児島県住宅供給公社健全化貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	※平成18年3月定例議会において、当貸付金及び損失補償を折込んだ平成18年度一般会計予算承認
事業目的	鹿児島県住宅供給公社の経営健全化を図るため
期待される成果	県から無利子資金を受けて、金融機関に対する高金利の借入金を繰上償還するとともに、関係金融機関からの金利軽減等の支援を得て、毎年度の支払利息を大幅に軽減する
事業開始年度	平成18年度
今後の継続予定	平成38年度末償還完了
対象者	鹿児島県住宅供給公社
債権に係る管理規程、マニュアル等	鹿児島県債権管理規則
債権管理システム等	なし
債権保全	なし

鹿児島県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、昭和40年11月地方住宅供給公社法に基づき鹿児島県が設立した公的住宅供給機関であり²、資本金は全額鹿児島県が出資している。

公社は、中堅勤労者を対象にした良質な住宅の供給を目的とし、平成24年4月現在、55団地、約9,200戸の住宅を供給している。

その一方で、近年の地価下落傾向等に伴い、分譲資産等に資産価額の適正化実施基準³を適用した平成16年度決算において債務超過に転じた。従来より金融機関からの借入に対する損失補償など県の支援を受けていたが、金融機関からの借換えが一段と困難になったことから、県より平成18年度に約115億円の無利子貸付を受けるに至った⁴。

〈H18 公社借入金に係る県支援内容〉¹

〔支援前〕	〔支援後〕
住宅金融支援機構(旧 住宅金融公庫) 8,742百万円	住宅金融支援機構 4,352百万円
民間金融機関 13,731百万円	民間金融機関 8,306百万円
県貸付 1,663百万円	県貸付 11,478百万円

これらの支援を前提として、公社は平成18年3月に「経営健全化計画」を策定し、平成21年度の経常収支黒字化と平成29年度の債務超過解消を目指すこととなった。

¹民間金融機関借入金に対する県の損失補償〔支援前〕10,850百万円→〔支援後〕8,306百万円

その他、住宅金融公庫及び民間金融機関借入金の金利も大幅に圧縮された。但し、民間金融機関借入金については全額変動利率であり、今後の金利動向に留意が必要である。

²昭和38年に設立された財団法人鹿児島県住宅公社より組織変更。

³【参考1】資産価額の適正化 参照

⁴平成18年度は単年度貸付金、平成19年度より長期貸付金として貸付。公社に対する県の支援の経緯については平成19年度包括外部監査報告書P122に詳述しているため当年度の報告書では割愛する。

2 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権及び公社貸付金の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(注) 当貸付金は、公社財務諸表では長期借入金として計上される。公社財務諸表に関する記述が多いため、文中では貸付金ではなく借入金と表記することがある。

(単位：百万円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
県貸付金額					
発生	—	—	—	—	—
回収	—	—	—	—	—
不納欠損	—	—	—	—	—
年度末残高	11,478	11,478	11,478	11,478	11,478
[参考]					
公社借入金総額					
長期借入金	21,458	20,121	19,584	18,740	18,243
短期借入金	123	110	93	80	63
計	21,582	20,231	19,678	18,821	18,307

公社の借入金総額は平成23年度末現在約183億円にのぼる。県への借入金償還は金融機関借入金償還に劣後し、金融機関借入金償還完了後に県借入金償還が開始する契約を結んでいる。

次の表は平成18年経営健全化計画策定時の償還予定表及び変更後の同表である。借入金償還は当初計画どおりに進まず、公社は平成23年度に住宅金融支援機構からの借入金について償還条件を変更している。このため、平成23年度末長期借入金残高は、当初計画より約11億円の増となっている。

償還計画の変更により、当面の償還額は低く抑えられるが、当然償還期間は長くなり、県借入金の償還開始時期は平成31年度以降に延期される(当初計画では平成28年度)。加えて、住宅金融支援機構借入金是有利子(2.0%)のため、償還期間延長に伴う公社の支払利息総額は増加し、借入金償還原資の減少要因となる。

借入金の主な償還原資は分譲資産譲渡収入及び賃貸事業利益であるが、経営健全化計画の最終年度である平成38年度には賃貸事業資産を売却し、売却代金を県借入金の償還に充当する見込みである。なお、この償還計画変更は県及び公社のホームページにおいて開示されていない。

■（当初）長期借入金償還計画

（単位：百万円）

	長期借入金残高				年間返済額
	鹿児島県	民間金融機関	住宅金融 支援機構	合計	
平成 19	11,478	6,468	3,512	21,459	
平成 20	11,478	5,982	2,353	19,813	1,646
平成 21	11,478	5,446	2,223	19,147	666
平成 22	11,478	4,909	1,682	18,070	1,077
平成 23	11,478	4,328	1,141	16,947	1,123
平成 24	11,478	3,662	670	15,811	1,136
平成 25	11,478	2,997	—	14,475	1,336
平成 26	11,478	1,909	—	13,387	1,088
平成 27	11,478	820	—	12,298	1,089
平成 28	11,258	—	—	11,258	1,040
平成 29	10,138	—	—	10,138	1,120
平成 30	9,048	—	—	9,048	1,090
～中略～					
平成 36	3,978	—	—	3,978	
平成 37	3,338	—	—	3,338	640
平成 38	—	—	—	—	3,338

■（変更後）長期借入金償還計画

（単位：百万円）

	長期借入金残高(変更後)				(当初) 長期借入金 残高	差 額
	鹿児島県	民間 金融機関	住宅金融 支援機構	合計		
平成 19	11,478	6,468	3,512	21,459	21,459	
平成 20	11,478	5,982	2,661	20,121	19,813	308
平成 21	11,478	5,446	2,661	19,585	19,147	438
平成 22	11,478	4,909	2,353	18,740	18,070	671
平成 23	11,478	4,328	2,253	18,059	16,947	1,112
平成 24	11,478	3,662	2,153	17,293	15,811	1,482
平成 25	11,478	2,997	2,053	16,528	14,475	2,053
平成 26	11,478	1,909	1,953	15,340	13,387	1,953
平成 27	11,478	820	1,853	14,151	12,298	1,853
平成 28	11,478	—	1,553	13,031	11,258	1,773
平成 29	11,478	—	753	12,231	10,138	2,093
平成 30	11,478	—	—	11,478	9,048	2,430
～中略～						
平成 38	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 網掛は償還計画変更箇所

2. 当表における平成 23 年度末残高 18,059 千円と平成 23 年度財務諸表上の長期借入金残高 18,243 千円との差額は期末日休日(金融機関休業日)によるもの。当償還計画表では年度内に償還が行われたものとして記載している。

3 公社財務状況

公社の財務数値の推移は次のとおりである。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

科 目	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
現金預金	543	187	237	602	571
未収金	82	72	63	65	70
分譲事業資産	12,999	12,045	11,263	9,975	9,443
その他	9	4	3	4	5
貸倒引当金	△ 14	△ 23	△ 22	△ 26	△ 27
流動資産計	13,620	12,287	11,545	10,621	10,063
賃貸事業資産	7,639	7,390	7,196	6,988	6,830
その他事業資産	196	167	141	116	86
有形固定資産	47	50	54	57	49
その他	2	2	2	2	2
貸倒引当金	△ 6	△ 9	△ 13	△ 8	△ 7
固定資産計	7,879	7,601	7,380	7,155	6,961
資産合計	21,500	19,888	18,926	17,776	17,024
短期借入金	123	110	93	80	63
次期返済 長期借入金	1,645	690	844	497	738
未払金	88	132	49	65	57
その他	89	51	31	21	26
流動負債計	1,947	984	1,019	665	886
長期借入金	19,813	19,431	18,740	18,243	17,505
預り保証金	292	252	205	187	170
引当金	555	521	524	442	434
その他	152	140	144	136	109
固定負債計	20,814	20,345	19,615	19,011	18,220
負債合計	22,761	21,330	20,634	19,676	19,107
資本金	20	20	20	20	20
剰余金	△ 1,281	△ 1,462	△ 1,728	△ 1,920	△ 2,103
資本合計	△ 1,260	△ 1,442	△ 1,707	△ 1,899	△ 2,082
負債・資本合計	21,500	19,888	18,926	17,776	17,024

【損益計算書】

(単位：百万円)

科 目	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
事業収益					
及び					
事業原価					
分譲事業収益	1,562	1,061	754	1,343	522
分譲事業原価	1,523	1,043	823	1,326	531
分譲事業利益	38	18	△ 69	17	△ 9
賃貸管理事業収益	652	645	552	509	521
賃貸管理事業原価	469	472	407	424	414
賃貸管理事業利益	183	173	144	85	107
その他事業収益	13	10	8	7	4
その他事業原価	8	8	5	1	1
その他事業利益	4	1	3	5	2

科 目	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
一般管理費	126	109	91	102	85
事業利益	99	84	△ 12	5	15
その他経常収益	10	11	15	8	9
その他経常費用	248	287	268	266	207
経常利益	△ 138	△ 191	△ 265	△ 252	△ 182
特別利益	9	9	—	60	—
特別損失	12	—	—	—	—
当期純利益	△141	△181	△265	△191	△182

経営健全化計画では、①平成 21 年度の経常収支黒字化及び②平成 29 年度の債務超過解消を目標としていたが、現在に至るまで経常赤字が続いている。経常赤字の主な原因は不動産市況低迷等を背景として分譲事業が振るわず、県からの支援で大幅に軽減された支払利息(その他経常費用)を上回る利益も計上出来なかった点にある。

一般管理費削減等の経営努力はみられるが、鹿児島市周辺地域の地価下落や県内人口減少、鹿児島市住宅公社解散⁵等、公社分譲事業をとりまく環境は依然厳しく、今後の大幅な業績改善の見通しは不透明である。

貸借対照表に目を移すと、平成 23 年度末現在の分譲事業資産残高は 94 億円であり、総資産 170 億円の 55%を占める。一方で借入金総額 183 億円は総資産を超え債務超過に陥っている。毎年度赤字が累積されることにより債務超過額も 5 年連続で増加し、平成 23 年度末では約 21 億円にのぼる。これは、全国の地方住宅公社のうち 5 番目に厳しい財務数値である（[参考 2]全国の地方住宅供給公社の概要 参照）。

よって、例えば高額での大規模用地売却等、大きなイベントがない限り、債務超過解消は困難と見込まれる。

最終事業年度における債務超過は、公社の残余財産すべてを処分しても県への借入金償還額が不足することを意味する。債務超過解消策として最終事業年度に売却予定である賃貸事業資産の売却益が期待される場所であるが、すでに平成 16 年度の「**資産価額の適正化**」で含み益を計上しているため、その後の土地価額が大幅に上昇しない限り、賃貸事業資産において多額の売却益が生じる可能性は乏しいと考える。

⁵分譲事業の不振で経営が悪化していた市住宅供給公社が 11 月 30 日付で解散したことを明らかにした。

市住宅供給公社は、2004 年に分譲開始した星ヶ峯みなみ台の土地販売が計画通り進まなかったことが響き、11 年度決算で 5 千万円余りの債務超過に陥っていた。

公社は清算へ向け、これまで資産整理を進めており、星ヶ峯みなみ台の売れ残った分譲地 128 区画は、市が 24 億 7891 万円で買い取った。

公社は土地売却代金を金融機関からの借入金に充てたが、全額の返済はできないのが実情。市によると、市住宅公社と金融機関は 11 月上旬、債務について、専門家の意見を踏まえながら具体的に協議していくことを確認した。（平成 24 年 12 月 11 日南日本新聞より抜粋）

[参考1] 資産価額の適正化

公社は、平成16年度に「適正化実施基準」((社)全国住宅供給公社連合)に基づき資産の評価替えを行っており、分譲事業資産に41億円の評価損を計上する一方で、賃貸資産に21億円の評価益を計上している。なお、詳細については平成19年度包括外部監査報告書P150を参照されたい。

(単位：百万円)

事業名	評価替えの内容			16年度末 減価償却 累計額	16年度末 簿価
	適正化前 取得原価	適正化による 評価差額	適正化後 取得原価		
分譲事業資産	21,959	△4,159	17,800	—	17,800
賃貸事業資産	7,740	2,172	9,913	△1,913	8,000
その他	466	41	508	△96	412
合計	30,167	△1,946	28,221	△2,009	26,212

注) オフバランス資産除く

[参考2] 全国の地方住宅供給公社の概要 (出所：一般社団法人全国住宅供給公社等連合会)

平成23年度末公社数	46公社 (36都道府県、10政令指定都市)		
これまでの解散公社 11公社	20年度	青森県公社、岩手県公社 福島県公社、富山県公社	債務超過を主要因とする解散公社* 秋田県公社 △492百万円 岡山県公社 △3,064百万円 茨城県公社 △39,594百万円 山口県公社 △1,263百万円
	21年度	秋田県公社、岡山県公社	
	22年度	茨城県公社、福井県公社 香川県公社	
	23年度	三重県公社、山口県公社	
近年に解散が予定されている公社 4公社	24年度	滋賀県公社、石川県公社 神戸市公社	
	25年度	奈良県公社	

*解散直前事業年度決算数値

<分譲資産の状況(分譲資産額の上位10公社)>

(単位：百万円)

区分	公社名		分譲資産 の状況	その他の主な資産・負債の状況			備考
				賃貸資産	負債	資本	
分譲資産 (事業用土地を含む)	1	千葉県	11,410	13,959	45,482	△5,438	特定調停実施公社
	2	北海道	10,285	19,556	44,988	△5,120	特定調停実施公社
	3	鹿児島県	9,444	6,831	19,107	△2,083	
	4	宮城県	7,345	6,059	14,937	1,266	
	5	神戸市	5,390	44,393	53,527	△2,298	平成24年度解散予定
	6	愛知県	4,437	41,282	48,856	4,245	
	7	石川県	4,252	2,245	6,479	959	平成24年度解散予定
	8	鳥取県	3,669	694	4,648	165	
	9	広島県	3,230	17,965	14,929	7,703	
	10	長崎県	3,201	4,884	10,250	2,033	

<債務超過額（資産－負債）の状況>

(単位：百万円)

公社名	債務超過額	資産・負債の状況				備考
		資産	(内、分譲事業資産)	負債	(内、借入金)	
1 千葉県	△5,438	40,043	(11,410)	45,482	(40,597)	特定調停実施公社
2 北海道	△5,120	39,867	(10,285)	44,988	(44,408)	特定調停実施公社
3 山梨県	△3,633	8,020	(0)	11,653	(10,967)	
4 神戸市	△2,298	51,229	(5,390)	53,527	(40,564)	平成24年度解散予定
5 鹿児島県	△2,083	17,025	(9,444)	19,107	(18,307)	
6 岐阜県	△387	14,923	(307)	15,310	(12,975)	
7 和歌山県	△367	231	(41)	598	(490)	
8 佐賀県	△164	1,161	(194)	1,325	(1,304)	

<九州の地方住宅供給公社及び鹿児島市住宅公社の決算状況>

(単位：百万円)

公社名	分譲事業		賃貸管理事業		貸借対照表		
	分譲資産の状況 (百万円)	事業損益	管理戸数の状況 (戸)	事業損益	資産	負債	資本
福岡県	1,396	26	9,794	520	64,779	47,219	17,560
佐賀県	194	△254	—	—	1,161	1,325	△164
長崎県	3,201	204	821	246	12,283	10,250	2,033
熊本県	1,040	290	138	△18	4,106	1,227	2,879
大分県	499	△17	148	140	3,361	1,773	1,588
宮崎県	131	2	178	0	8,266	568	7,697
鹿児島県	9,444	△68	122	81	17,025	19,107	△2,083
沖縄県	336	0	527	△24	4,957	2,613	2,344
福岡市	62	3	888	△41	7,404	4,298	3,106
北九州市	492	201	2,789	276	20,492	14,213	6,280
鹿児島市	2,603	△614	24	—	2,748	2,799	△51

注) 地方住宅供給公社は都道府県及び政令指定都市のみに設立が認められる(地方住宅供給公社法)

鹿児島市住宅公社は財団法人であり公益法人会計基準に準拠していたため、当表上の各項目は市住宅公社財務諸表の次の金額を記載している。

分譲事業 事業損益 : 分譲事業 当期経常増減額－雑収益＋支払利息

賃貸管理事業 事業損益 : 公表財務諸表において区分経理していないため不明

貸借対照表 資本 : 貸借対照表 正味財産合計額

なお、分譲事業及び賃貸管理事業の他、受託事業(鹿児島市営住宅等の管理業務)を行っていた。

※平成24年解散

[参考資料]妙円寺団地内にメガソーラー

22 日日置市の妙円寺団地で太陽光発電所(メガソーラー)の起工式をした。出力は約2千キロワット、6月稼働を目指す。(中略)設置場所は中学校の建設予定地だったが、約30年間遊休地となっていた。団地を分譲する県住宅供給公社が事業者を公募し、同社と21年間の利用契約を結んだ。住宅地に隣接するため、音の出る電源施設を中央に配するなどした。同社などによると、住宅団地内のメガソーラーは珍しく、災害で停電した際の一時的な電気供給の役割も期待される。(平成25年2月23日南日本新聞より抜粋)。

〔指摘事項〕「地方住宅供給公社会計基準」の準拠について

「地方住宅供給公社会計基準」とは、地方住宅供給公社がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準である。

平成20年度より当基準における分譲事業資産の評価基準は下記改定されたが、公社は変更後の会計基準に準拠していない。

項目	改定後地方住宅供給公社会計基準	鹿児島県住宅供給公社
(重要な会計方針) 分譲事業資産の評価 基準及び評価方法	個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)	個別法に基づく原価法
根拠条文	(会計基準) 第23条 但書 ただし、分譲事業資産等については、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。	(鹿児島県住宅供給公社財務規程) 第41条 2 分譲事業資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価を適用して算定する方法(以下「低下基準」という。)によることができる。

(下線は筆者)

〔参考3〕地方住宅供給公社会計基準

(会計基準への準拠性)

第1 この会計基準は、地方住宅供給公社法により設立された地方住宅供給公社がその会計を処理するに当たって、従わなければならない基準である。

(他の会計基準による補充性)

第2 この会計基準は、公社に適用される一般的かつ標準的な会計基準を示すものであり、公社は、法令及びこの基準に定めのない会計事項については、一般に公正妥当と認められる会計基準に従うものとする。

なお、公社は、この基準に準拠し難い特別な事情がある場合で、かつ、利害関係者の判断を誤らせないと認められる場合は、他の合理的な方法によることができる。

(事業資産の計上基準)

第23 分譲事業資産及び賃貸事業資産等の事業資産については、原則として購入代価又は適正に算定した製造原価若しくは工事原価に引取費用等の付随費用を加算した価額をもって取得原価とする。

ただし、分譲事業資産等については、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。(注14)

(注14)分譲事業資産等の評価について

1 正味売却価額の算定について

正味売却価額は、時価(「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。)を基礎として、次のとおり算定する。

なお、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を時価とする。これには、期末前後での販売実績に基づく価額を用いる場合や、契約により取り決められた一定の価額を用いる場合を含む。

(1) 現に販売の用に供することができる分譲資産については、その時価から販売経費等見込額を控除した金額

(2) 未完成のため未だ販売の用に供することができない分譲資産建設工事については、その完成後の時価から造成及び建設工事原価の今後発生見込額並びに販売経費等見込額を控除した金額

4 鹿児島県の貸借対照表（平成24年3月31日現在）

県は総務省方式改訂モデルに基づき貸借対照表を作成している。

当貸付金は貸付金（投資等）に区分され、回収不能見込額を控除して表示される。

（金額単位：百万円）

摘 要	貸借対照表価額	うち鹿児島県住宅供給公社健全化貸付金
〔資産の部〕		
⋮		
2 投資等		
(2) 貸付金	73,824	11,478
回収不能見込額*	△300	—

（注）公表貸借対照表における回収不能見込額は、貸付金及び長期延滞債権にかかる回収不能見込額の合計額であるが、ここでは、便宜上貸付金にかかる回収不能見込額を記載している。

（意見）回収不能見込額について

県貸借対照表において当貸付金の回収不能見込額は計上されていない。

総務省新地方公会計実務研究報告書では、地方住宅供給公社に対する貸付金の回収不能額の算定につき次のように定めている。

①貸付金に係る回収不能見込額

287. 地方住宅供給公社又は第三セクター等に対する貸付金については、解散を予定しない場合であっても、基準日における資産の時価の総額等に基づき回収不能見込額を算定する。（下線筆者）

平成23年度の公社貸借対照表額は21億円の債務超過であることから、時価総額に見合った回収不能見込額を計上すべきと考える。

VII-3 建築課 県営住宅使用料

1 債権の概要

1-1 事業の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項 目	摘 要
根拠法令等	公営住宅法
	鹿児島県営住宅条例
	(注) 当該事業は全国的に実施されている。
事業目的	国及び地方公共団体が協力して、県民が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを <u>住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより</u> 、県民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
期待される成果	県民の生活の安定と社会福祉の増進が期待される。
事業開始年度	昭和 27 年度
今後の継続予定	継続中であり、今後も継続予定である。
対象者	①住宅に困窮する低額所得者 収入月額 ¹ 15.8万円以下 ②県税滞納がない者 ③入居者または同居者が暴力団員でないこと 等
債権に係る管理 規程、マニュアル等	鹿児島県債権管理規則 鹿児島県営住宅滞納家賃整理要領 県営住宅退去者滞納家賃収納業務処理要領 県営住宅の退去滞納者にかかる滞納整理方針について
債権管理システム等	システム名：県営住宅管理電算システム(まかせ太君) 出力帳票：調定領収一覧表、滞納・過納一覧表、収納台帳 等
債権保全	連帯保証人、敷金

¹収入月額：毎年入居者が提出する収入申告書に基づいて算定される。

基本的に所得税法に定める所得額から扶養控除等の別途定められた控除額を差し引いた額を12で除した額(「鹿児島県営住宅条例」第2条第4号及び「公営住宅法施行令」第1条第3号)

所得税法に基づく所得金額	－	扶養親族、控除対象配偶者 老人控除等各種控除額	＝収入月額
--------------	---	----------------------------	-------

住宅使用料は、入居者から毎月徴収する県営住宅の家賃である。

県営住宅は、公営住宅法に基づき県が建設・管理する住宅であり、その数は平成24年4月現在、県内で148団地12,133戸にのぼる。また、公営住宅全体としては、県営・市町村営合わせて約48,000戸(平成23年3月末)が管理されている。

県内人口は減少傾向にあり、将来的には世帯数減少も見込まれるが、次頁の県営住宅待機世帯数を見ても分かるとおり、県民にとって公営住宅事業の必要性は依然高いものと考えられる。

■県営住宅の地域別内訳

(平成24年4月現在)

所在地域	団地数	戸数
鹿児島市内	21 団地	4,866 戸
鹿児島市外(離島を除く)	103 団地	5,801 戸(特定公共賃貸 85 戸を含む)
離島	24 団地	1,466 戸(特定公共賃貸 18 戸を含む)
合計	148 団地	12,133 戸(特定公共賃貸 103 戸を含む)

【資料1】 県営住宅管理戸数（H24.4.1現在）及び待機世帯数（H24.9.1現在）

所在地	団地名	管理戸数	待機世帯数	所在地	団地名	管理戸数	待機世帯数
鹿児島市	下荒田	40	32	阿久根市	諏訪	56	0
	下伊敷	63	44		堤山	98	0
	谷山	15	15	霧島市	名波ハイタウン	40	13
	紫原第1	298	47		空港南タウン	22	4
	紫原第2	408	85		サンビレッジ霧島	24	3
	希望ヶ丘	71	募集停止		隼人	124	20
	緑ヶ丘	598	12		天降川	64	10
	錦江台	16	4		ハイワ横川	28	0
	原良	1,080	募集停止	グリーンビレッジ牧園小谷	20	2	
	原良第2	106	4	始良市	蔵王	36	7
	桜ヶ丘	420	31		江口	82	13
	星ヶ峯	280	8		第2加治木	192	1
	皇徳寺	420	1		ステーションハイワ錦江	90	3
	パークヒルズ皇徳寺	386	7		俵原	95	20
	グリーンヒルズ伊敷	292	31		帖佐	100	11
	桜島	45	2		センチュリー始良	56	1
	ステーションハイワ喜入	48	1		始良ニュータウン	66	3
	ラメール中名	25	1	蒲生おおくす	12	1	
	郡山	45	0	蒲生畠田	14	1	
	ガーデンヒルズこいやま	50	1	湧水町	丸池タウン	56	1
松陽台	160	17	レイクタウン吉松		46	1	
いちき串木野市	ひばりが丘	58	5	伊佐市	朝日	88	2
	串木野	111	5		八坂	26	1
	ウッドタウン串木野	48	2		高校西	40	5
	樋之口	48	1		ウッドタウン菱刈	22	2
	市来	48	1	鹿屋市	西原	36	4
日置市	キャナル湯之元	32	1		平和	112	3
	新宮	19	7		鹿屋桜ヶ丘	70	14
	中園	18	5		泉ヶ丘	51	7
	立野	90	6		郷之原	35	3
	妙円寺	72	3		寿	30	10
	ウッドタウン伊集院	60	4		大浦	75	2
	トリアーテ妙円寺	30	2		下蔵川	112	4
	グリーンビレッジ妙円寺	90	15		コート礼元台	66	6
	ウッドタウン目吉	26	0		パークヒルズ鹿屋	48	6
ウッドタウン緑ヶ丘	30	1	十三塚	104	7		
南さつま市	武田	28	10	グリーンビレッジ吾平	26	8	
	唐仁原	71	0	垂水市	垂水	170	4
	小松原	46	3		下宮	36	3
	内山田	68	1	錦江町	タウンコートハウス城元	10	1
	万世	32	4		曾於市	旭ヶ丘	36
	ハーモニー	75	10	ウッドタウン財部		30	4
	ウッドタウン笠沙	14	1	志布志市	安楽第2	39	3
ガーデンヒルズ金峰	19	1	ウッドタウン宮脇		50	3	
ウッドタウンえい	14	0	松波		64	0	
打越	48	3	第2松波		60	1	
ウッドタウン知覧	45	5	関屋		80	0	
前原	60	0					
枕崎市	火の神	6	募集停止	ラフォーレ松原	52	1	
	枕崎	36	13	屋久島町	屋久島環境共生	24	22
指宿市	弥次ヶ湯	22	26		西之表市	古園	39
	西方	32	11	深渡瀬		40	3
	宮ヶ浜	98	4	中種子町	伏之前	60	16
	大園原	72	2		南種子町	コスモタウン南種子	18
	新田ふれあい	30	26	奄美市		佐大熊	150
薩摩川内市	宮下	74	9		山田	24	2
	ハイタウン平佐	45	9		向里	180	14
	隈之城	62	7		小宿	170	12
	勝目	144	12		ハイワ浜里	170	16
	五代	269	9		大熊	80	46
	サンビレッジ川内	45	11		シゲ→真名津	62	81
	永利ホブタウン	32	8		コリドール朝戸	45	4
	サンビレッジ樋脇	28	1	龍郷町	グリーンハイワ玉里	45	0
グリーンビレッジ入来	30	0	ベイトロント瀬留		52	1	
さつま町	ウッドタウン宮之城	45	4		南風ハイワ大勝	32	13
出水市	若草	24	0	徳之島町	徳之島	48	1
	観月台	29	2		パルマル徳之島	50	0
	加紫久利	12	募集停止	喜界町	コールド喜界	20	2
	カール出水	72	18		和泊町	和泊ハイワおかわ	15
	上屋	12	募集停止	和泊ハイワアタン		15	10
	西ノ口	96	1	知名町	フローラルハイワ地名	24	3
	鶴亀タウン	101	4		瀬戸内町	阿木名	45
千本付	36	14	コールドタウン船津	40		19	
ウッドタウン高尾野	25	9	阿久根市	下木場	12	募集停止	
寺山	38	6					

(注) 特定公共賃貸を除く

1-2 家賃の算定

家賃は、あらかじめ居室ごとに設定された収入区分別家賃に、入居者の収入月額を当てはめて決定される。

- ・収入区分別家賃：「鹿児島県営住宅条例」第15条及び「公営住宅法施行令」第2条に基づき、収入月額を8段階に区分した家賃算定基礎額に各居室の条件(立地・築年数・構造・面積等)を加味して設定された家賃。
なお、上限は近傍同種家賃²である。

【資料2】収入区分別家賃の例

例：下荒田団地 ○号室 (単位：円)

区分	収入月額 下限	収入月額 上限	収入区分別 家賃
I	0	104,000	34,500
II	104,001	123,000	39,800
III	123,001	139,000	45,500
IV	139,001	158,000	51,300
V	158,001	186,000	54,600
VI	186,001	214,000	54,600
VII	214,001	259,001	54,600
VIII	259,001		54,600
近傍同種家賃			54,600

入居者には、前年度実績を基礎とした収入申告書の提出が毎年義務付けられているが、平成24年12月現在26件が未申告である。数回に渡る請求にもかかわらず未申告の者については「鹿児島県営住宅条例」第15条に基づき近傍同種家賃(最高家賃)を適用しているが、このような罰則にもかかわらず未申告者が存在する理由には、(特に築年数の古い団地の場合)近傍同種家賃が低く算定されるため、ペナルティーの実効性が乏しいこと等が考えられる(住宅政策室回答)。

2 最近5年間の債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生	3,210,736	3,240,732	3,237,001	3,227,086	3,195,614
回収	3,211,884	3,244,916	3,236,072	3,238,690	3,207,548
不納欠損	5,144	5,915	—	3,724	2,583
年度末残高	227,118	217,019	217,948	202,620	188,103
(うち滞納分)	227,118	217,019	217,948	202,620	188,103

<現年度分及び過年度分別内訳>

(単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
現年度分					
発生	3,210,736	3,240,732	3,237,001	3,227,086	3,195,614
回収	3,170,010	3,204,809	3,201,475	3,206,358	3,181,686
不納欠損	—	—	—	—	—
年度末残高	40,726	35,922	35,525	20,728	13,927

²近傍同種家賃：近隣地域等にある当該団地と類似した民間賃貸住宅の家賃。「公営住宅法施行令」第3条に算定方法が規定されている。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
過年度分					
発生(繰越)	233,027	227,118	217,019	217,948	202,620
回収	41,491	40,107	34,597	32,332	25,862
不納欠損	5,144	5,915	—	3,724	2,583
年度末残高	186,392	181,097	182,423	181,892	174,176

(注) 過年度分発生額＝前年度の年度末残高（現年度＋過年度）

また、徴収率の推移は以下のとおりである。

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
現年度分 (%)	98.7	98.9	98.9	99.4	99.6
過年度分 (%)	17.9	17.6	16.4	15.0	12.5

現年度の徴収率は毎年改善し、平成23年度で99.6%と非常に高い水準である。

一方、過年度分の徴収率は悪化しているが、これは現年度分徴収率向上の反動(従来過年度分で回収されていた使用料の現年度回収)等によるものと考えられ、年度末残高は減少傾向にある。

平成19年度と比較して未収債権総額が約3,900万円減少(うち過年度分約1,220万円減少)していることは評価すべきであるが、過年度分に占める長期延滞債権の割合は増加傾向にある(右グラフ参照)。

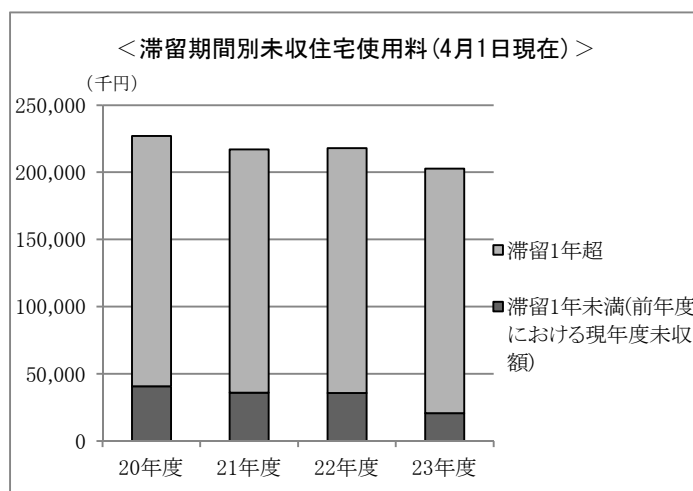
■発生年度別

未収住宅使用料を発生年度別にみると、未収総額の5割強が発生年度より10年超延滞債権であり、中には20年以上の延滞債権も約1千万円含まれる(最長延滞債権は昭和54年度発生)。

住宅使用料の時効は原則5年であるが、当債権は私債権であるため、債権の消滅には債務者からの時効の援用が必要である。

しかし、これらの長期延滞債権の大部分は県営住宅退去者に対する債権であり、行方不明等所在が確認出来ない者や県外に転居した者も多い。このような場合には、回収も出来なければ時効援用手続きもされないという状態に陥ったまま延滞期間を重ねる傾向にある。

現年度分については概ね十分な収納体制が確保出来ていることから、今後は長期延滞債権の処理が課題と考えられる。



＜発生年度別未収債権(平成23年度末現在)＞

H2以前 10,572	H3-12 89,057	H13-22 76,772	H23 13,927
上段：発生年度 下段：未収住宅使用料残高(千円) (不納欠損処分前)			

■地域別

地域別の未収住宅使用料の状況は下表のとおりであり、現年度分の徴収率はいずれも高い。過年度分については、徴収率でみると徳之島・曾於・鹿屋などの徴収率が低いが、事業規模を表す年間住宅使用料(現年度分調定額)と比較すると徳之島・鹿屋の未収額が突出しており、徳之島では年間住宅使用料の4分の1に相当する1年超滞留債権が存在する。

＜平成23年度地域別住宅使用料収納率及び未収額＞

	過年度		現年度		B 不納 欠損 (千円)	【参考】	
	A 未収額 (千円)	徴収率 (%)	未収額 (千円)	徴収率 (%)		C 現年度分 調定額(千円)	(A-B)÷C (%)
鹿児島市内	33,816	10.5	1,755	99.9	—	1,232,324	2.7%
日置	8,242	14.9	208	99.9	—	195,040	4.2%
南さつま	7,384	18.2	934	99.3	—	138,884	5.3%
指宿	6,562	11.5	581	99.2	—	69,650	9.4%
川内	12,976	14.7	830	99.6	782	212,001	5.8%
出水	14,333	15.1	208	99.8	—	126,100	11.4%
始良	10,034	16.6	1,419	99.5	—	297,250	3.4%
大口	78	61.0	—	100.0	—	40,100	0.2%
鹿屋	39,672	9.5	2,531	98.9	1,515	229,819	16.6%
曾於	9,396	8.9	1,192	98.9	—	108,305	8.7%
熊毛	3,935	37.1	791	98.4	85	49,436	7.8%
屋久島	—	—	—	100.0	—	5,896	—
大島	24,798	9.8	2,491	99.0	—	246,422	10.1%
瀬戸内	—	—	182	99.3	—	24,343	—
喜界	—	—	—	100.0	—	4,680	—
徳之島	5,526	3.4	800	96.0	200	20,102	26.5%
沖永良部	—	—	—	100.0	—	15,445	—
合計 ^{注)}	176,758	12.5	13,927	99.5	2,583	3,015,808	5.8%

注) A 過年度未収額は不納欠損前の金額である。

C 現年度分調定額は県営住宅家賃のみの金額であり、駐車場使用料等を含まないため、決算数値とは一致しない。

■収入区分別

収入区分別に滞納状況をみると、滞納世帯 373 世帯のうち 297 世帯(80%)が I ランクの低所得者である。

<収入区分別滞納状況(平成24年3月末現在)>

区分	収入月額	入居世帯数	滞納世帯数	滞納世帯率	最高未納額(円)
I	0 ～104,000 円	8,007	297	3.7%	760,000
II	104,001 ～123,000	699	23	3.3%	588,900
III	123,001 ～139,000	491	7	1.4%	193,800
IV	139,001 ～158,000	445	14	3.1%	576,200
V	158,001 ～186,000	572	14	2.4%	295,200
VI	186,001 ～214,000	360	6	1.7%	139,000
VII	214,001 ～259,001	358	5	1.4%	137,975
VIII	259,001 ～	350	7	2.0%	173,700
合 計		11,282	373	3.3%	

※1 退去滞納者は除く

2 区分Iの最高未納額は、当該入居世帯の収入月額が区分II以上であった時期に発生した滞納額である。

2-1 不納欠損処分の状況

平成19年度から23年度において実施された不納欠損処分の内訳は以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
時効完成					
件数	1	2	—	4	3
金額	440	4,748	—	1,217	1,067
破産					
件数	4	1	—	1	—
金額	3,638	29	—	277	—
相続放棄（納入義務者の債務の消滅）					
件数	—	1	—	—	—
金額	—	371	—	—	—
時効完成みなし					
件数	3	1	—	3	1
金額	1,064	765	—	2,229	1,515
合 計					
件数	8	5	—	8	4
金額	5,144	5,915	—	3,724	2,583

●要件

不納欠損処分の要件は「鹿児島県営住宅家賃滞納整理要領」第24条及び「鹿児島県営住宅家賃滞納整理要領において住宅政策室長が別に定める基準」4不納欠損基準 において定められている。

時効完成を理由とする不納欠損要件は債務者からの時効の援用を必要とする。未収使用料残高の約半分が10年以上延滞債権であるにも関わらず、平成23年度の不納欠損処分量がわずか4件2百万円であることに鑑みれば、不納欠損処分のハードルは非常に高いものといえる。

区分	要件
I 時効完成	①退去者 ②債権の消滅時効期間の満了 消滅時効期間 通常 5年(民法第169条) 確定債権 10年(民法第174条の2) ③時効の援用
II 限定承認	①退去者 ②納入義務者 死亡 ③納入義務者の相続人 限定承認 ④納入義務債権を相続によって得た財産の限度において納入してもなお未済があるとき
III 破産	①退去者 ②破産法第252条の規定による債権の免責
IV 納入義務者の債務の消滅	①退去者 ②納入義務者 死亡 ③納入義務者の相続人 相続放棄
V 時効完成みなし(著しく徴収困難)	①退去者 ②債権の消滅時効期間の満了 ③納入義務者 ・死亡・行方不明 ④連帯保証人 ・死亡・行方不明・無資力又はこれに近い状態

●具体事例

平成23年度に不納欠損処分を行った4件のあらまきは以下のとおりである。

事例	概要及び不納欠損処分理由
A	<p>入居期間：昭和62年11月－平成5年2月 滞納期間：平成2年5月－平成5年2月（26か月分³） 最終入金日：平成14年6月 時効援用申立：平成24年2月 滞納額：782千円 不納欠損とする理由： ①退去後の本人からの最終入金日より9年経過し、消滅時効期間5年を経過している。 ②本人から時効援用の申立 ⇒区分Iに該当</p>
B	<p>入居期間：昭58年4月－平成10年12月 滞納期間：平成6年7月－平成10年12月（54か月分） 最終入金日：平成12年10月 時効援用申立：なし 納入義務者死亡：平成21年7月 連帯保証人死亡：平成12年3月 滞納額：1,515千円 不納欠損とする理由： ①退去後の本人からの最終入金日より11年経過し、確定債権の消滅時効期間10年を経過している。 ②納入義務者、連帯保証人ともに死亡⇒区分Vに該当</p> <p>※納入義務者死亡は平成21年7月、消滅時効期間の満了は平成22年10月であるが、行方不明であった納入義務者の死亡が判明したのが平成23年度であったため、平成23年度に不納欠損処理</p>

³最終滞納月以前の一部入金もあるため、滞納期間＝滞納月数ではない。

事例	概要及び不納欠損処分理由
C	入居期間：平成9年12月～平成10年8月 滞納期間：平成9年12月～平成10年8月（6か月分） 最終入金日：平成14年12月 時効援用申立：平成24年1月 滞納額：85千円 不納欠損とする理由： ① 去後の本人からの最終入金日より9年経過し、消滅時効期間5年を経過している。 ② 本人から時効援用の申立⇒区分Ⅰに該当
D	入居期間：昭和63年6月～平成7年6月 滞納期間：平成6年7月～平成7年6月（8か月分） 最終入金日：平成15年11月 時効援用申立：平成23年3月 滞納額：200千円 不納欠損とする理由： ① 去後の本人からの最終入金日より8年経過し、消滅時効期間5年を経過している。 ② 本人から時効援用の申立 ⇒区分Ⅰに該当

※上表中の「区分」は不納欠損基準上の区分である。

（意見）督促業務について

上記の不納欠損処分事例において督促記録を閲覧したところ、連帯保証人への速やかな請求がなされていないケースや、退去直後の督促業務は文書送付のみで電話連絡や法的措置（給与差し押さえ）等の働きかけが乏しいケースが見られた。

退去後も長期間に渡って追跡・督促を行い続ける努力は評価されるが、退去後の時間の経過とともに回収が困難になることから、「鹿児島県営住宅滞納整理要領」に基づいた迅速な初動が必要であり、特に退去者については連帯保証人への請求や職場訪問、など、“退去しても完納しない限り督促し続ける”という意思を明示することも効果的と考える。

なお、所管地域外への転居者や行方不明者の追跡等、未収金額＜回収コストとなるケースも少なからず存在することから、現在は退去滞納者に対する債権回収業務の一部を債権回収代行業者に外部委託している（4-2 退去滞納者に係る住宅使用料回収業務 参照）。

3 債権の管理

3-1 分類別債権の状況

入居者に対する債権分類基準及びその対応等のルールは策定されていないが、退去滞納者に対する債権について分類基準に基づき管理している（4-2 退去滞納者に係る住宅使用料回収業務 参照）

3-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
1) 滞納の未然防止、早期解消 2) 滞納者への法的措置の実施等	1) 滞納の未然防止、早期解消 ① 目標徴収率の設定

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
3) 退去滞納者対策	②口座振替制度の利用の普及 ③滞納者への早期督促 ④夜間督促の実施（8月、12月、年度末 ⁴ ） ⑤連帯保証人への履行請求等 ⑥生活保護者対策（代理納付） 2) 滞納者への法的措置の実施等 面接等の実施及び即決和解の申立等 3) 退去滞納者対策 民間債権管理回収会社への委託

●口座振替

住宅使用料の納付方法には①口座振替②納付書による振込③窓口納金④戸別訪問による現金收受（滞納者のみ）④代理納付（生活保護受給世帯）がある。代理納付を除く①～③の方法の中では口座振替が最も確実な納付方法とされている。現在、新規入居者に原則口座振替を採用していることから口座振替割合は82%に上昇している。

ただし、口座振替のうち1割強の約1,200件（平成23年4月分）については残高不足等により口座振替不能であった。口座振替不能分については、別途、納付書の出力及び郵送作業が発生する。

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
A 住宅使用料取扱件数	11,338	11,419	11,350
B 口座振替件数	9,123	9,412	9,347
C=B/A 口座振替率	80.5%	82.4%	82.4%
D うち口座振替不能件数	1,178	1,406	1,184
E=D/B 口座振替不能率	12.9%	14.9%	12.7%

※各年4月度納付分

●生活保護世帯に対する代理納付

「生活保護法」第14条で定める住宅扶助を支給されている入居者は、受給した生活保護費の中から住宅使用料を県に支払う。このため、受給者の中には、住宅扶助を他の目的に流用した結果、住宅使用料を滞納するケースも生じる。

このような住宅扶助の流用を防ぐため、代理納付制度が設けられている。これは、生活保護費から住宅使用料額を天引き納付する制度であり、確実に住宅使用料を回収することが出来る。県営住宅に入居する生活保護世帯の代理納付割合は年々増加しているが、依然半分強にとどまっている。低所得層（収入区分ランク1）の滞納率が最も高いことに鑑みても、確実な徴収方法である代理納付の促進が望まれる。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
入居世帯に占める生活保護世帯割合	4.4%	4.7%	4.9%
生活保護世帯に占める代理納付割合	47.0%	50.1%	55.4%

⁴出納整理期間を含む

●連帯保証人への履行請求

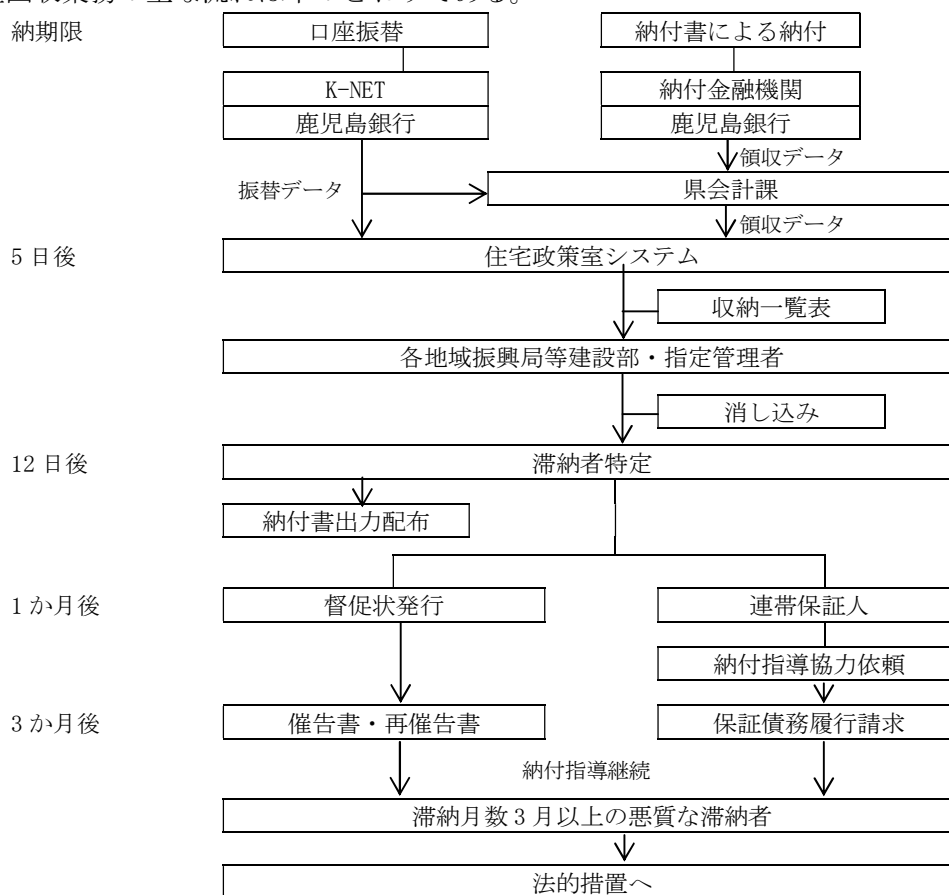
滞納整理要領第12～15条において、連帯保証人への対応を定めている

状 況	対 応
入居時	連帯保証人の責務等の周知
延滞が生じた場合	必要に応じて「納付指導協力依頼書」により滞納状況通知及び納付指導の協力依頼
催告・納付指導等により3か月以上の滞納者からの納付が見込まれないと判断される場合	「連帯保証債務履行請求書」により保証債務履行請求。但し、納付指導協力依頼後に履行請求を行う
毎年7月、12月	3か月以上滞納者に対し、必要に応じて「納付指導協力依頼書」「連帯保証債務履行請求書」を送付

3-3 債権管理に関する財務事務の執行状況

●債権回収業務の主な流れ

債権回収業務の主な流れは下のとおりである。



(住宅政策室作成フローチャートより抜粋)

口座振替及び納付書振込データは金融機関で取りまとめ、県会計課を通して住宅政策室にて県営住宅管理電算システムに登録される。口座振替不能者に対して納期限約5日後に納付書を発行し（再引き落としは行わない）、滞納者は納期限約12日後に確定する。

各地域担当者(地域振興局等)は原則として納期限 1 か月後に督促状を発行し、これ以降納付指導を行う。

納付指導は①電話②文書③住宅、職場訪問④夜間督促⑤事務所への呼び出し⑥分納指導、納付誓約書徴収⑦代理納付依頼(生活保護受給者)であり、納付指導の履歴は 3 か月以上の滞納者に対し個別に作成される「滞納整理台帳」に詳細に記録される。

また、連帯保証人へも必要に応じて納付指導依頼を行う他、3 か月以上の滞納者からの納付が見込まれないと判断される場合は、連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求している。

●法的措置

住宅政策室では法的措置についても詳細なフローチャートを作成している。平成 23 年度は強制執行(住居明渡し、動産差押え)まで至ったものはなかったが、即決和解など法的措置を行ったものは 20 件であった。

●現年度分住宅使用料の回収業務

監査人が任意に抽出した団地において平成 23 年 9 月分家賃未納者 64 件への督促状況を確かめた。

その結果、督促状送付状況、分納誓約等指導状況、連帯保証人への納付指導協力依頼及び保証債務履行請求状況について、指摘すべき問題点は発見されなかった。

●過年度分住宅使用料(長期延滞債権)の回収業務

監査人が抽出した団地における長期滞納者 4 件(退去者 3 名、入居者 1 名⁵⁾)について滞納整理台帳を閲覧した。

		平成 23 年度末未収残高及び滞納月数	1,384 千円	48 か月(平成 5 年度～)	
A	経緯	H 元	入居		
		H3～	滞納と一部納付を繰り返す		
		H12	強制退去 退去時滞納家賃 150 万円超		
		H14. 10	連帯保証人に納付指導協力依頼書送付 ⁶⁾		
		H17. 7	連帯保証人への保証債務履行請求書送付		
		その後債務者及び連帯保証人からの納付なし			
		H20. 9	サービサーに委託		

⁵⁾抽出時点は入居者であったが H25. 1 強制退去

⁶⁾連帯保証人は H13 に離婚した元妻の親であり、この段階に至っては退去滞納者への納付指導や保証債務の履行は困難と思料する

B	経緯	平成23年度末未収残高及び滞納月数	1,113千円	35か月(平成7年度～)
		H2 入居 H5～ 滞納と一部納付を繰り返す H10.10 退去 退去時滞納家賃150万円超 H11.5 債務者死亡 H12.3 連帯保証人(債務者妻の父)に電話催告 H13.1 連帯保証人に納付指導協力依頼書送付 H13.3 連帯保証人に電話催告 H13.12～H22.7 連帯保証人返済 H22.3 連帯保証人と納付誓約 H22.10 債務者妻と納付誓約 H22.11～H24.7 債務者の妻返済 その後、債務者妻及び連帯保証人からの納付なし		
C	経緯	平成23年度末未収残高及び滞納月数	1,650千円	50か月(平成5年度～)
		H4.4 入居 H4.9～ 滞納と一部納付を繰り返す H8.11 連帯保証人の妻(滞納者の母)へ納付指協力依頼 H12.2 強制退去 退去時滞納家賃約170万円 H13.1 連帯保証人へ文書送付 H13.9～H13.12 連帯保証人及び連帯保証人妻より返済 H14.1 連帯保証人(債務者の父)死亡 H15.6 連帯保証人妻返済 H16.7～H17.5 債務者返済 その後、債務者及び連帯保証人妻からの納付なし H20.9 サービサー委託		
D	経緯	平成23年度末未収残高及び滞納月数	588千円	21か月(平成21年度～)
		H3 入居 H18.4～ 滞納と一部納付を繰り返す H20.1 連帯保証人(債務者父)へ納付指導協力依頼書送付 H21.12 連帯保証人に保証債務履行請求書送付 H24.3 即決和解 H24.8まで債務者納付 H24.9 連帯保証人へ保証債務履行請求書送付 H24.10 和解不履行 H25.1 強制執行(明渡し)		

上表では各債務者の督促経緯を数行に要約したが、実際の滞納整理台帳の記録は各債務者それぞれA4版で10-15頁に及び、数十回を超える電話指導や文書催告、中には100回を超える戸別訪問や保証人宅への訪問など、歴代の担当者の並々な回収努力が詰まっている。これらの努力は評価されるべきであるが、延滞期間が長期にわたるほど回収努力(回収コスト)＞回収額となるケースも少なくない。

(意見) 延滞債権における督促業務について

上記長期延滞債権に係る督促記録を閲覧した結果、連帯保証人への納付指導協力依頼、保証債務履行請求が遅い事例がみられた(事例A、B、C)

B、Cなど連帯保証人の納付指導や保証債務履行等債務返済の意思はあるものの、債権残高が100万円超など高額になってからでは返済意思はあっても資力が乏しく、完済にはほど遠い。一方、Dについては滞納8か月分の時点で連帯保証人に連絡したところ、保証人

からの資金援助により即時に8か月分一括納付されるなど、保証人への連絡の効果が認められる。

現年度分住宅使用料については、延滞初期段階での連帯保証人への連絡など改善傾向にあるが、上記事例のとおり長期延滞債権の回収が非常に困難であること及び未収住宅使用料の半分が10年超延滞債権であること等に鑑み、長期延滞防止における初動の重要性を再度確認されたい。

(意見) 滞納整理台帳の記載について

上記延滞債権に係る滞納整理台帳を閲覧した結果、退去後の敷金の未納家賃への充当状況が台帳上明らかにされていなかった(事例A、B、C)。

敷金の充当は未納家賃残高の減少要因であるため、債権管理上、滞納整理台帳への記載が有用と考える。

4 債権回収における事務委託

4-1 住宅使用料の収納事務

県本土の県営住宅については

①鹿児島市内エリア：(財)鹿児島県住宅・建築総合センター

②鹿児島市外(離島を除く)エリア：南和産業グループ

を指定管理者としており、両法人が住宅使用料の収納事務も実施している。

指定管理の概要は次頁の表のとおりである。

<指定管理者の概要>

	鹿児島市内	鹿児島市外
指定期間	平成21年4月～平成26年3月 (5年間)	平成22年4月～平成26年3月 (4年間)
指定管理者の選定方法	公募	公募
指定管理業務 ※住宅使用料関係箇所のみ抜粋	①入居関連業務 入居者募集・決定事務 連帯保証人変更・異動事務 ②家賃・敷金関連業務 収入認定事務 家賃・敷金の減免又は徴収猶予事務 家賃収納事務 口座振替データ確認事務 納入通知書交付事務 過誤納付関連事務 敷金返還事務 ③滞納整理業務 滞納整理事務 明渡請求事務 代理納付事務 ④一般管理業務 県営住宅管理電算システム関連事務	
管理戸数(平成24年4月現在)	4,866戸	5,801戸
収納率に基づく翌年度委託額 (管理業務費)の変動	あり	あり

公営住宅法において事業主体である地方公共団体が行うこととされている事業について指定管理者に委託することは出来ないため、委託する業務は行政判断が不要な事務行為に限られる。

区分	業務区分	主な業務内容
県の行う業務	行政処分(公権力の行使)に相当する部分	・家賃の決定、減免、徴収猶予 ・家賃滞納者に対する損害賠償の請求 ・明渡請求 等
指定管理者の行う業務	行政判断が不要な機械的事務に相当する業務	・収入申告の受付 ・決定家賃の通知 ・家賃の収納行為 等

●管理業務費

管理業務費の推移は次のとおりである。なお、住宅使用料収納業務とそれ以外の住宅管理業務に係る委託費を区分していないため、下表では管理業務費総額を記載している。

(単位：千円)

委託先名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	100,338	100,338	94,761	94,387	92,503
南和産業グループ	—	—	—	89,650	82,799

当契約は、収納率向上を図るためにインセンティブ条項が設けられている。

収納率実績 > 基準収納率	⇒ 上回った収納率分に相当する住宅使用料の一定割合を翌年度の管理業務費に加算
収納率実績 < 基準収納率	⇒ 下回った収納率分に相当する住宅使用料の一定割合を翌年度の管理業務費に減算

平成23年度は両受託者とも収納率実績が基準収納率を上回っており管理業務費が加算されている。委託開始以降収納率が向上しており、当条項も収納率向上に貢献しているものとする。

●委託事務について

平成23年度の委託業務について、「指定管理業務執行報告書(四半期)」「指定管理業務実績報告書(年度)」他、委託先作成書類を閲覧した。その結果、報告すべき重要な問題は発見されなかった。

4-2 退去滞納者に係る住宅使用料回収業務

退去滞納者に対する債権については、次のとおり分類し、退去滞納者の滞納整理の強化を図っている。

分類	対象者	滞納整理
I 法的措置・強制執行 (支払能力あり)	1 一般退去者及び連帯保証人	支払督促
	2 債務名義がある者(確定判決、和解調書、仮執行宣言付支払督促等)	強制執行(給料差押)
II 不納欠損	1 消滅時効期間満了者	不納欠損基準に基づき処理 ※消滅時効は、時効の援用が必要
	2 死亡者	
	3 自己破産者	
	4 行方不明者	
III その他	1 分納誓約履行中の者	督促継続
	2 生活困窮者	調査継続
	3 実態不明	

(「県営住宅の退去滞納者にかかる滞納整理方針について」)

前述のとおり、債務者からの時効援用以外の不納欠損の条件は、滞納者本人及び連帯保証人が死亡、自己破産及び行方不明であることである。このため、

- ・ 実態不明(地域振興局管轄外に転居。催告書等は転居先に届いているため行方不明には該当しないが、遠方のため債務者とコンタクトがとれない)
- ・ 本人は死亡等不納欠損要件を満たすが、連帯保証人が実態不明(上記同様行方不明ではないが、コンタクトがとれない)など不納欠損要件を満たさない

など、回収可能性は非常に低いものの不納欠損要件を満たさない債権が多く残っている。

●外部委託

平成20年度より、退去滞納者に係る住宅使用料の収納事務をニッテレ債権回収㈱に委託しているが、委託費の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

委託先名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ニッテレ債権回収㈱	—	263	379	86	276

業務委託料はいわゆる出来高払いであり、県は、当該委託によって収納した金額の100分の40に相当する金額を委託料として支払う。なお、他県の同委託契約に係る報酬率も同程度である(福岡県、宮崎県他)。

当契約に基づく平成23年度の回収実績は、のべ93件655千円であった。

業務委託契約書、受託債権管理報告書、請求書、検査調書を閲覧した結果、報告すべき指摘事項は発見されなかった。

5 貸借対照表

県は総務省方式改訂モデルに基づき貸借対照表を作成している。

貸借対照表上、未収住宅使用料は長期延滞債権(投資等)及び未収金その他(流動資産)に区分され、回収不能見込額を控除して表示される。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表額	うち住宅使用料
[資産の部]		
2 投資等		
(4) 長期延滞債権	6,366,494	183,139
(5) 回収不能見込額	△716,210	△16,483
3 流動資産		
(2) 未収金		
②その他	74,783	4,964
③回収不能見込額	△12,895	△447

(平成24年3月31日現在)

作成の目的及び基準(作成にあたっての前提条件)

④資産の評価方法

回収不能見込額

貸付金、未収金及び長期延滞債権については、条例、規則等に基づく免除の実績や、債権管理簿、過去5年間の不納欠損率を用い、回収不能見込額を計上しています

(県HPより抜粋)

未収住宅使用料の回収不能見込額の算定には不納欠損実積率を用いている。

$$\text{不納欠損実積率} = \frac{\text{過去5年間の不納欠損累計額}}{\text{(過去5年間の滞納繰越収入額+過去5年間の不納欠損累計額)}}$$

不納欠損実積率は平成22年度10%、平成23年度9%であった。

なお、企業会計と異なり、自治体貸借対照表上の未収金は納期限を超えた債権であることから未収金・長期延滞債権ともに一律の回収不能見込額を計上している

(意見) 回収不能額の見積りについて

不納欠損処理に時効の援用や議会の承認が必要とされるため、実際は債権回収見込みがほとんどない債権も不納欠損処理されずに残る傾向にある。このため、長期延滞債権については

不納欠損実積率を用いた回収不能見込額<実際の回収不能見込額
と考えられる。

住宅使用料は多数の少額債権で構成されており、個々に回収可能性を見積ることは困難であるが、例えば長期延滞債権のうち高額かつ消滅時効期間満了後の債権については一定割合の回収不能額を計上するなど、より実態に近づける方法も今後検討されたい。

VIII 教育庁の私債権

VIII-1 総務福利課 育英奨学資金貸付原資貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	教育基本法第4条第3項 財団法人鹿児島県育英財団寄付行為 鹿児島県育英財団貸付原資貸付要綱 (注)当該事業は全国的に実施されている。
事業目的	財団法人鹿児島県育英財団が行う育英奨学制度の充実を図るために奨学金貸与事業に必要な資金の貸付を行うことを目的としている。
期待される成果	学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生・生徒の教育機会を確保する効果が期待される。
事業開始年度	昭和43年度
今後の継続予定	継続中
貸付対象者	財団法人鹿児島県育英財団（以下、財団という。）
貸付先の資金使途	財団が経済的な理由から修学が困難な学生・生徒に対して奨学金の貸与を行っている。
債権に係る管理規程、マニュアル等	特に管理規程やマニュアルについての整備は行われていない。
債権管理システム等	特に債権管理を目的とした管理システム等の整備は行われていない。
貸付方法	毎年の貸付にあたり、両者間で契約を締結して貸付を行っている。
契約の承認方法	伺書による稟議決裁承認（甲区分）にて承認を受けている。
貸付金額の決定	・財団から奨学金の貸与時期と資金計画についての説明資料と、貸付希望額を記した貸付申請書が提出される。 ・教育庁総務福利課厚生係は貸付金額について、内容の審査を行い、伺書を作成し、稟議決裁（甲区分）にて貸付金額を決定する。

2 貸付条件等

貸付利率	0%（無利子） ※県単独資金貸付分、高校奨学金移管分及び高校生修学支援基金分のいずれも無利子。
償還期間	11年 県単独実施分 高校奨学金移管分（財団が奨学金事業を終了するまで償還予定は無い。） 高校生修学支援基金分（同上）

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	2	2	3	3	2
金額	2,025,212	1,936,687	2,039,320	1,941,406	1,744,080
回収					
件数	1	1	1	1	1
金額	535,833	528,081	577,576	591,431	626,532
不納欠損					
件数	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
件数	14	15	17	19	20
金額	9,692,797	11,101,403	12,563,147	13,913,122	15,030,670
(うち滞納分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

3-1 貸付実績（県の貸付実績）

当該事業の平成23年度以前5年間の貸付と返還の実績の状況は以下のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1. 県単独実施貸付	546,838	440,905	504,835	535,350	509,824
2. 高校奨学金移管分貸付	1,478,374	1,495,782	1,442,018	1,388,254	1,234,256
3. 高校生修学支援基金分貸付	-	-	92,467	17,802	-
育英奨学資金貸付原資貸付金合計	2,025,212	1,936,687	2,039,320	1,941,406	1,744,080
返済額	535,833	528,081	577,576	591,431	626,532

「2. 高校奨学金移管分貸付」は平成17年度に、それまで同貸付事業を運営していた旧日本育英会から事業移管されたものである。また、「3. 高校生修学支援基金貸付」は平成21年度及び平成22年度に国の実施事業に伴い発生した貸付金である。両貸付金ともに、事業の終了時を返還時期とする貸付契約であることから、上表における「返済額」は鹿児島県が単独で実施している貸付金の約定返済額である。

上表のとおり、県単独貸付金の貸付金額は、平成20年度は440百万円と減少するが、そ

れ以外の年度においては、概ね 500 百万円で推移している。

過去 5 年間における貸付金残高が増加傾向にあるのは、事業終了まで返還義務の無い高校奨学金移管分の貸付が、毎年 1,400 百万円程度増加するとともに、同様に事業終了まで返還予定の無い高校生修学支援基金分貸付が平成 21 年度に 92 百万円、平成 22 年度に 17 百万円実施されている影響によると考えられる。

3-2 不納欠損処理の状況

平成 19 年度から 23 年度において実施された不納欠損処理はない。

4 債権の管理

財団に対する貸付金は契約に従い実行され、その返済についても契約に従い実行されていることから、当該貸付金に対する特別な債権管理は実施していない。

5 財団における債権の状況と管理状況

5-1 財団における最近 5 年間の当該債権の状況

財団における、最近 5 年間の奨学金債権の発生、回収及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
発生					
件数	6,408	6,670	6,931	6,501	6,004
金額	2,074,151	2,138,118	2,208,591	2,078,325	1,933,141
回収					
件数	7,166	8,592	10,204	12,100	13,889
金額	564,662	631,243	742,889	897,892	1,048,507
年度末残高					
件数	13,744	15,552	17,472	18,912	20,165
金額	9,171,663	10,638,824	12,062,832	13,199,173	14,056,839
(うち滞納分)					
(件数)	1,697	2,016	2,492	2,769	3,146
(金額)	323,676	333,257	348,105	353,523	352,076
(うち時効経過分)					
(件数)	-	-	-	-	-
(金額)	-	-	-	-	-

5-2 財団における貸付業務の流れと債権管理方法

財団においては、業務フローに従い奨学金の貸付と返還処理を行うとともに、債権について「財団法人鹿児島県育英財団奨学金の債権管理マニュアル」を作成し、債権の分類と債権管理の対応策について定めている。また、具体的な債権の管理業務は「奨学資金受付選定・貸与・返還管理システム」を利用して行っている。

奨学金の貸与に関する業務フローは以下のとおりである。

募集	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項作成（年2回：予約募集、在学募集） 各市町村教育委員会、高等学校への通知
応募	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類等の審査 奨学生情報（所得、家族情報等）の入力作業
選考	<ul style="list-style-type: none"> 選考委員会資料作成 選考委員会開催
採用決定	<ul style="list-style-type: none"> 採用決定通知 奨学生情報（連帯保証人、口座情報等）の入力
送金	<ul style="list-style-type: none"> 進学先確認（予約採用者）、在学・進級確認（継続者） 送金データ作成 各高等学校・大学等を通じた送金通知 奨学生口座へ年4回に分けて送金
貸与終了	<ul style="list-style-type: none"> 借用証書受理

奨学金の返還に関する業務フローは以下のとおりである。

返還手続	<ul style="list-style-type: none"> 貸与終了者を返還者データへ移行 返還猶予申請の審査及びデータの修正 返還開始通知（貸与終了後6月経過後10月から返還開始） 月賦返還希望者のとりまとめ及びデータの修正
返還開始	<ul style="list-style-type: none"> 半年賦返還者へ払込取扱票を送付（年2回） 月賦返還者へ残額通知（年2回） 入金処理（納入期限：月賦返還者は毎月、半年賦返還者は6月と12月）
返還猶予及び返還免除	<ul style="list-style-type: none"> 返還猶予申請の受理（随時実施） 返還免除申請の受理（随時実施）
滞納対策	下記、「財団における債権の分類と債権回収の対応策」参照
返還完了	<ul style="list-style-type: none"> 返還完了通知

財団における債権の分類と債権回収の対応策は以下のとおりである。

債権分類	債権分類の基準	対応策
I	1年未満の債務者	① 文書による督促 ・債務者及び第一・第二連帯保証人へ督促文書の発送 ② 債権管理協力員による返還指導 ・14地区（39市町村）を対象に実施 ③ 事務局職員による個別指導 ・電話による督促、訪問督促、事務局への招喚指導の実施
II	1年以上9年未満の債務者	① 債権分類Iに対する対応を行う。 ② 特別な者については、分割納入を促す。 ③ 法的措置を行う。 ・滞納額の多い者 ・返還額が0円の者

Ⅲ	9年以上10年未満の債務者	法的措置を行う。 ・支払督促申立⇒仮執行宣言付支払督促申立 ・強制執行
Ⅳ	10年以上の債務者	引き続き、法的措置を徹底し、時効の中断を図る。
Ⅴ	1. 10年以上で住所不明の債務者 2. 債務者本人の死亡 3. 自己破産をした債務者 4. その他	下記参照

債務者区分Ⅴに分類された債務者に対しては、以下の対応を行う。

- ① 滞納期間が10年以上経過した者で住所不明の者
 - ・住民票等による本人の住所調査を行い、「払込取扱票」を送付する。
 - ・本人へ不着の場合、第一・第二連帯保証人へ「払込取扱票」を送付する。
 - ・第一・第二連帯保証人へ不着の場合は、住民票等により第一・第二連帯保証人の住所調査を行い、再度「払込取扱票」を送付する。
 - ・上記の状態が3年以上続き、回収不能と判断した場合は、寄付行為第12条に基づき債権放棄の取り扱いについて理事会に諮る。
- ② 返還中に債務者本人が死亡したにも関わらず、返還免除の手続がなされなかったために未収のある者
 - ・債務者本人の死亡を公的書類で確認する。
 - ・未収額のうち、債務者本人の死亡後の調定分については、遡って貸与規程第16条を適用し、返還免除をする。
 - ・債務者本人の死亡以前の未収額については、第一・第二連帯保証人へ督促する。
 - ・上記の債務者本人の死亡以前の未収額について、第一・第二連帯保証人についても本人の債権放棄及び免除に相当すると判断した場合には、寄付行為第12条に基づき債権放棄の取り扱いについて理事会に諮る。
- ③ 返還中に債務者が自己破産（免責）のため、返還が中断し未収のある者
 - ・第一・第二連帯保証人へ「払込取扱票」を送付する。
 - ・上記において、第一・第二連帯保証人についても回収不能と判断した場合は、寄付行為第12条に基づき債権放棄の取り扱いについて理事会に諮る。
 なお、自己破産とは、裁判所から決定の通知があったものに限る。
- ④ 上記①～③以外の事由により長期にわたって回収の見込みがない者
 - ・回収不能と判断した場合には、寄付行為第12条に基づき債権放棄の取り扱いについて理事会に諮る。

5-3 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

財団において、債権管理における留意事項及び債権回収促進のために採用している方法について質問を行い、以下の回答を得た。

債権管理において特に留意している事項	・滞納額の抑制
--------------------	---------

債権回収業務における弁護士等との契約として、債務名義の正本を有し、その返還が無い滞納者に対する強制執行の法的措置がある。

債権回収促進のために採用している方法

- ・返還が始まる前（在学中）に、これまでの返還金を貸付の財源として奨学制度が維持されていることを自覚させるなど学校長を通じて返還意識の涵養を図る。
- ・滞納が発生したら、初期の段階から督促を行うとともに、滞納額の大きい奨学生へも、滞納額を分割して納入させるなど継続的な返還指導を行っている。
- ・事務局からの文書及び電話督促、債権管理協力員（県下各地に20人を配置）による訪問指導（督促・返還指導及び相談への対応）、出身高校からの電話督促及び法的措置の実施を行っている。

実施される督促等の具体的内容は以下のとおりである。

- ・5月と11月に、返還者全員へ文書で通知を実施している。
- ・7月と1月に、第一連帯保証人へ文書で督促を実施している。
- ・年2回、出身高校に対して電話督促を行うよう依頼し、実施している。
- ・なお、電話督促、法的措置及び債権管理協力員による訪問督促を随時行っている。

5-4 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

財団において、債権管理に係る委員会や検討会等は設置されていない。

5-5 債権回収における事務委託

財団において、当該債権の回収事務についての事務委託は行っていない。

5-6 滞納債権に関する遅延利息等の取扱い

年7.3%の延滞利息を規定している。

5-7 債権管理に関する課題等

現在課題となっている事項	財団で今後採用を検討している方策
平成17年度に旧日本育英会から移管された高校等奨学金の返還者が年々増加し、滞納者も増加傾向にある。	債権回収業務の民間委託

5-8 債権残高の状況

財団における未返還額の推移状況は以下のとおりである。



左図のとおり、平成 21 年度及び平成 22 年度の当年度に係る未返還額が著しく増加しているが、これは、平成 17 年度に旧日本育英会から移管された高校奨学金事業に係る返還が開始し、返還対象者が大幅に増加したことによるものである。

さらに、直近期における未返還額を返還のない期間ごとに区分すると、以下のとおりであり、返還のない期間が 2 年未満の債権が全体の 84.8%を占めている。

また、長期滞留傾向にある返還のない期間が 2 年以上の債権についても、前年度と比較して減少している。これは、

法的措置や債権管理協力員による訪問督促等により回収が図られたものと考えられる。

区分	平成 23 年 3 月 31 日現在 (A)		平成 24 年 3 月 31 日現在 (B)		増減 (B-A)
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)
2 年未満	283,560	80.2	298,437	84.8	14,877
2~4 年	21,921	6.2	18,966	5.4	△2,955
4~6 年	13,563	3.8	8,417	2.4	△5,146
6~8 年	5,725	1.6	3,981	1.1	△1,744
8~9 年	1,483	0.4	3,046	0.9	1,563
9~10 年	2,046	0.6	2,620	0.7	574
10 年以上	25,225	7.2	16,609	4.7	△8,616
計	353,523	100.0	352,076	100.0	△1,447

6 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況

平成 21 年度の包括外部監査において、以下の意見が述べられている。

借入金の不一致について

平成 21 年 3 月末における県の貸付金残高 11,101,403 千円に対し、同財団が決算書に計上している長期借入金は 10,918,269 千円と、183,133 千円の差額が生じている。原因は同財団が奨学金返済免除として処理した額と県が補てん貸付金として投入した額についての処理について、両者の意思疎通が図られていなかったことによるものである。県も差異発生については分かっていたが、必要な調整が出来ていなかった。

検討した結果、会計処理基準の違いなどから差異が発生することはやむを得ないものと考え

えられるため、県と同財団は毎期末時には残高確認の実施等により残高の実質的な合致をそれぞれ検証するとともに、同財団は決算書に必要な注記事項を記載するなどの対応が必要である。

財団の直近期における決算書を査閲したところ、上記の意見に対応すべき注記が付されており、適切に対応されていることが確認された。

7 まとめ

育英奨学資金貸付原資貸付金は、財団が経済的理由によって修学が困難な学生や生徒に対して学資金を貸与する際の原資を、同財団に対して契約によって貸付けるものである。

今回、財団における債権の管理状況等についても調査を行った。その結果、財団における債権の管理は財団が定める規定に従い適切に行われていることが確認された。また、滞留傾向にある債権についても、独自の回収努力により回収を進めていることが確認された。

財団においては、今後も適切な債権管理と滞留傾向にある債権の回収に引き続き取り組むことが求められる。

VIII-2 高校教育課 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則
事業目的	高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する勤労青少年に対し、修学資金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程への修学を促進することを目的とする。
期待される成果	勤労青少年の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程への修学促進が図られる効果がある。
事業開始年度	昭和 49 年度 (平成 16 年度までは国庫補助事業であったが、 <u>17 年度から県単独事業として実施している。</u>)
今後の継続予定	継続中
貸付対象者	次に掲げる要件を備える者が貸与対象者となる。 ① (ア) 県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 54 条第 3 項に規定する広域の通信制の課程(以下「広域の通信制の課程」という。)を除く。)に在学していること。 (イ) 広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有していること。 ② 経常的収入を得ることができる職業に就いていること。 ③ 経済的理由により著しく修学が困難であり、かつ、その者又はその者を扶養している者の年間所得が以下に定める額以下であること。 ・ 修学資金の貸与を受けようとする者に係る額 279 万円(その者に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 34 号に規定する扶養親族がある場合においては、同法に基づく所得税の課税対象とならない額の最高額の 192 パーセントに相当する額) ・ 修学資金の貸与を受けようとする者を扶養している者に係る額 所得税の課税対象とならない額の最高額の 192 パーセントに相当する額 ④ 独立行政法人日本学生支援機構の学資又は財団法人鹿児島県育英財団の高等学校奨学事業補助奨学金の貸与を受けていないこと。 ⑤ 修学資金の貸与期間が修学資金を貸与すべき月数と既に貸与した月数(既に貸与した修学資金を返還しているときは、既に返還した修

	<p>学資金に対応する月数を除く。)を通算して4年以内であること。</p> <p>⑥ 通信制の課程又は学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校(以下「単位制高等学校」という。)における定時制の課程に在学する者については、その者が在学する高等学校において定められた卒業までに修得させる各教科に属する科目及びその単位数並びに特別活動及びその授業時数を4年以内で修了し卒業までに至る学習計画を有すると認められる者であって、年間18単位以上の単位数を履修していること。</p>
貸付対象 (資金の使途)	高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する勤労青少年に対する修学資金
資金の内容	<p>修学資金は、貸与契約に定められた月から、毎月14,000円が貸与される。ただし、特別の事由があるときは、2月分以上を併せて貸与することができる。</p> <p>知事は、貸与契約を結ぶ際には、当該年度において結ばれる貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。</p>
債権に係る管理 規程、マニュアル等	高等学校定時制・通信制修学資金債権管理マニュアル
債権管理システム等	修学資金貸与台帳、修学資金返還台帳
債権保全	修学資金の貸与を受けようとする者は、貸与契約を結ぶに際し、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則で定めるところにより2人の保証人を立てなければならず、保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する。

2 貸付条件等

貸付利率	0% (無利子)
還期間等	<p>① 返還の債務の当然免除 (条例^{*1}第10条) 知事は、修学生が、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の状況にあるときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。</p> <p>② 返還の債務の裁量免除 (条例第11条) 知事は、修学生が死亡し、又は心身に著しい障害を生じたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>③ 修学資金の返還 (条例第8条) 知事は、修学生が条例第7条第1号^{*2}に該当したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、修学資金の貸与を受けた月数に相当する期間内に、月賦又は半年賦の均等償還の方法により、修学資金を返還させるものとする。</p> <p>④ 返還の猶予 (条例第9条) 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。この場合において、第2号の規定により猶予するときは、猶予の期間は、1回の猶予につき1年以内とするものとする。</p> <p>(1) 高等学校、高等専門学校又は大学に在学する場合 卒業するまでの期間</p>

	(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その事由が継続する期間（5年を限度とする。）
※1	高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例
※2	修学資金の貸与の打ち切り（条例第7条） 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める月以後の月分に係る修学資金の貸与を打ち切るものとする。 (1) 次に掲げる要件のいずれにも該当しなくなったとき。その事実が生じた日の属する月の翌月 (ア) 県内の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程（広域の通信制の課程を除く。）に在学していること。 (イ) 広域の通信制の課程に在学し、かつ、県内に住所を有していること。 (2) 経常的収入を得ることができる職業に就いている者でなくなったとき。その事実が生じた日の属する月の翌月 (3) 独立行政法人日本学生支援機構の学資又は財団法人鹿児島県育英財団の高等学校奨学事業補助奨学金の貸与を受けることとなったとき。貸与された学資又は高等学校奨学事業補助奨学金に係る最初の月 (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。辞退した日の属する月の翌月

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
件数	2	0	1	—	1
金額	252	84	168	—	168
回収					
件数	2	2	2	1	2
金額	301	178	331	132	225
不納欠損 ^{※1}					
件数	2	6	6	10	6
金額	322	1,680	1,610	3,444	1,092
年度末残高					
件数	15	19	13	10	10
金額	2,188	2,696	2,701	1,085	1,378
(うち滞納分)					
(件数)	8	6	5	4	3
(金額)	592	498	335	203	146
(うち時効経過分)					
(件数)	—	—	—	—	—
(金額)	—	—	—	—	—

※1：平成23年度以前5カ年の間に不納欠損処理されているものは、いずれも条例第10条に基づくものである。

[参考]高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例

第10条（返還の債務の当然免除）

知事は、修学生が、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の状況にあるときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

4 平成23年度における貸付残高について

4-1 貸付残高の内容について

1 当初返還予定期間を超えている債権 (単位：円)						
貸付先	貸与期間	貸与額	返還理由	当初返還予定期間	期首残高	期末残高
A	自昭和58年4月 至昭和59年3月	84,000	退学	自昭和60年1月 至昭和60年12月	11,000	0
B	自平成3年4月 至平成4年12月	189,000	退学	自平成5年7月 至平成7年3月	53,000	45,000
C	自平成4年4月 至平成5年3月	99,000	退学	自平成7年10月 至平成8年8月	55,000	41,000
D	自平成16年4月 至平成17年3月	168,000	退学	自平成19年10月 至平成20年9月	84,000	60,000
					合 計	146,000
2 当初返還予定期間内の債権						
貸付先	貸与期間	貸与額	返還理由	当初返還予定期間	期首残高	期末残高
E	自平成22年4月 至平成23年3月	168,000	退学	自平成23年10月 至平成23年10月	168,000	0
					合 計	0
「当初返還予定期間内の債権」が、平成23年度において発生している債権に該当する。 当該債権は債務者の申し出により、一括返還されることとなった為、当初返還予定期間が1ヵ月となっている。						
3 在学中の対象生徒に対するもの						
貸付先	貸与期間	貸与額	状 況		期首残高	期末残高
F	自平成23年4月 至平成24年3月	154,000	定時制高校2年生在籍中		0	154,000
G	自平成23年4月 至平成24年3月	168,000	定時制高校2年生在籍中		0	168,000
H	自平成22年7月 至平成24年3月	294,000	定時制高校1年在籍時より貸付を受けており、2年生在籍中		126,000	294,000
I	自平成23年4月 至平成24年3月	168,000	定時制高校2年生在籍中		0	168,000
J	自平成23年4月 至平成24年3月	168,000	定時制高校2年生在籍中		0	168,000
K	自平成23年4月 至平成24年1月	140,000	通信制高校2年生在籍中		0	140,000
L	自平成23年6月 至平成24年3月	140,000	通信制高校2年生在籍中		0	140,000
					合 計	1,232,000

表における貸与期間は貸付先となる生徒に対して修学資金を貸与した期間であり、貸与額は貸与期間中に貸与を行った合計金額である。また、当初返還予定期間は退学した日の属する月の翌月から6月を経過した後、修学資金の貸与を受けた月数に相当する期間である。返還猶予の手続を行わず、この当初返還予定期間内に入金がなされなかった債権について、**延滞債権**として取り扱われる。

「1. 当初返還予定期間を超えている債権」に記載のとおり、債権発生時期が昭和60年に遡る古い債権も存在するが、担当職員の努力により、完済している債権がある。また、同じ債務者区分における、その他の債務者においても、少額ずつながらも回収を行っていることを返還台帳の査閲において確認した。

4-2 回収不能見込み額について

上記に記載の平成23年度末の債権残高のうち、在学中の生徒に対する貸付金残高の総計である1,232千円の全額については、卒業を要件とする返還免除を前提に回収不能見込額として計上されている。一方で、延滞債権である当初の返還予定期間を超えている債権残高の146千円については、3に記載のとおり平成23年度においても回収が行われていることから、回収不能見込額は計上されていない。

5 債権の管理

5-1 債権の分類の状況

「高等学校校定時制・通信制修学資金債権管理マニュアル」において「債務者の分類」及び「債務者への対策」が作成されており、このマニュアルに従って債権を分類の上で回収に向けた対応が行われている。

債務者の区分		対応策
I	返還可能者	自主的に毎月返還中の者
II		催促時のみ返還する者
III	返還困難者	返還意識欠如
IV		経済的理由
V		所在不明者

■ 文書による催促：年二回（6月、1月）催促状と返還計画書を配達証明文書で送付

① 所在不明で文書が返送された場合

まずは、電話連絡し電話連絡がとれない場合、親族（保証人）と連絡をとり、本人の所在地を明らかにする。また、親族等も所在を知らない場合は役所等に転居先を尋ね、転居先の追跡調査を行う。

② 受け取り拒否や不在が重なり返送された場合

電話が通じれば事情を聞き、再送付する。電話も通じない場合は普通郵便により文書を再送付し、送付文に担当者あて連絡の旨を伝える。

■ 電話による催促：催促の文書発送後、随時実施する。（夜間も実施）

全員に電話連絡を行い口頭による返還催促を行う。また、電話がない場合は文書による催促を行う。

5-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
・ 新規延滞の抑制	・ 文書、電話及び直接訪問による催促 ・ 学校で、卒業の意義についての指導徹底を図るとともに、退学者（債務者）への修学資金返還義務の周知を図っている。

（参考）債権回収業務における弁護士等との契約はない。

5-3 債権管理に係る委員会及び検討会等の状況

「未収債権プロジェクトチーム」を中心に全庁的な未収債権対策の推進が図られている。

5-4 債権管理に関する財務事務の執行状況

滞納債権について、貸付対象者が勤労青少年であることや、債権者が経済的に困窮し、支払能力の低い者であったことから、延滞利息は徴収していない。

また、督促等に係る手数料の徴収も行っていない。

（意見）延滞利息及び督促手数料の徴求について

滞納債権に係る利息（貸付金利息等）について延滞利息は徴収していない。また、督促等に係る手数料の徴収も行っていない状況である。

担当課の意見によれば、当該貸付金の趣旨が資金的に困難な勤労青少年に対し修学資金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程への修学を促進するもので、返還義務が生ずるのは、貸与を受けた修学生が卒業できなかった場合である。これまでの返還義務者については、中途退学後の生活環境が従前にもまして厳しい状態になっていたことから、延滞利息は徴収していなかったとのことである。

なお、中途退学した生徒が、安定的な収入を得ることができる職に就いているにもかかわらず期限内に返還がなされなかった場合は、延滞利息を徴収するとのことであった。

条例第12条に記載されている「**正当な理由**」の解釈については、これまで、明記されたものがなく、期限内に返還された場合との整合性を図る上からも、その判断においては慎重かつ適正な対応が求められるべきものとする。

※1：高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例第12条

修学資金を返還すべき者が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、知事は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95%の割合で計算した延滞利息を徴するものとする。

2 前項の延滞利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5-5 事務手続きの検討

貸付事務は以下の流れにて実施される。

資金の貸し付けが行われた時点で、債権者毎に「**貸与台帳**」が作成される。貸与台帳には、修学生氏名、修学生番号、学校名、貸与期間及び貸与金額等の記載が行われて管理される。

また、休止期間、打切り及び当然免除の記載が行われ、貸与期間終了に関する管理が行われる。

退学を理由に返還義務が生じた者については、債権者毎に「**返還台帳**」が作成される。返還台帳には、貸与台帳に記載されている事項の他に、返還額及び返還方法（返還予定期間を含む）、各年度における月別の入金金額及び返還未納額が記入されて管理されている。

延滞債権については、「**定通修学資金返納者個票**」が個別に作成され、年度毎に担当者が返還を促す為に実施した電話や文書による催促の内容が、実施した日時とともに記載されて管理されている。

6 債権回収における事務委託

当該債権の回収事務について、外部への委託は行っていないことから委託費は発生していない。

7 債権管理に関する課題等

債権管理において特に留意している事項	債権者と連絡がとれる状態の維持を図る。
債権回収促進のために採用している方法	文書、電話及び直接訪問による催促

8 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況

平成 22 年度の包括外部監査において、定通教育振興奨励事業の側面についての合規性、正確性及び有効性についての監査を実施しているが、特段の指摘事項はなかった。

9 他府県で採用されている回収促進策等

特に記載すべき事項はない。

10 まとめ

当貸付金制度は、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する勤労青少年に対し修学資金を貸与することにより、勤労青少年の高等学校の定時制の課程又は通信制の課程への修学を促進することを目的に実施されている。

経済的な理由によって修学が困難な生徒に対する補助制度は、当貸付金制度以外にも**財団法人鹿児島県育英財団**が行う育英奨学金制度があるが、当貸付制度が同財団の制度と異なる点は、貸付対象が勤労青少年であることから卒業等を理由に返還義務が免除される点にある。近年においても、当貸付金制度を活用して定時制や通信制課程の高等学校を卒業している実績もあることから、県事業として継続的に実施していくことは、勤労青少年の修学補助の観点から必要であると思われる。

また、対象となる定時制や通信制の課程を有する高等学校が、鹿児島市内のみならず奄美大島にもあることから、当該事業を各市町村に委ねることなく、県が直接実施することは平等に勤労青少年の修学機会を確保する観点から意味のあるものとなっている。

延滞債権についても回収が進んでいる状況にあり、早期の延滞解消が期待される。

VIII-3 人権同和教育課 地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金

1 債権の概要

当該債権に関する根拠法令等、事業目的、期待される成果等は次のとおりである。

項目	摘要
根拠法令等	鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与規則 鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還債務の免除に関する条例 (注)当該事業は国庫補助事業として全国的に実施されている。
事業目的と期待される成果	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟で、学校教育法に基づく高等学校や大学等に進学する能力を持ち、将来、社会において有為な人材として活躍することが期待されながら、経済的な理由により、進学後修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与することで、同和関係者の生活の向上に資することを目的としている。
事業開始年度	大学：昭和57年度 高校：昭和62年度
今後の継続予定	高校・大学とも奨学金制度は平成16年度、通学用品等助成金は平成13年度で貸与事業は終了し、現在は償還事務のみである。
貸付の種類	① 鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学金（以下「奨学金」という。） ② 鹿児島県地域改善対策高等学校等通学用品等助成金（以下「通学用品等助成金」という。）
貸付対象者	貸付対象者は次に掲げる要件（通学用品等助成金にあつては、第1号から第3号までに掲げる要件）を備える者である。 (1) 対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。 (2) 高等学校等に在学する者（短期大学又は大学に在学する者で学校教育法第54条の2に規定する通信による教育を受けているものを除く。）であること。 (3) 奨学資金の貸与を受ける者の属する世帯の全収入が日本育英会から貸与される場合の収入基準額以下であつて、経済的な理由により修学が困難な者であること。 (4) 日本育英会法（昭和59年法律第64号）に基づく学資金、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく修学資金、財団法人鹿児島県育英財団による奨学金又は県の制度による修学に必要な資金の貸与又は給付を受けていない者であること。 2 通学用品等助成金は、当該貸与の申請をした日の属する年度に高等学校等に入学した者に対し貸与するものとする。

債権に係る管理 規程、マニュアル等	地域改善対策高等学校等奨学資金債権管理マニュアル 地域改善対策高等学校等奨学資金返還管理マニュアル
債権管理システム等	返還管理カード、現年度管理シート、過年度管理シート、奨学資金貸与 返還管理システム

2 貸付条件等

「1 債権の概要 今後の継続予定」に記載のとおり、当貸付金は平成16年度で貸与事業は終了し、現状では償還事務手続のみを実施している。そのため、下記の内容は償還中の貸付金についての貸付条件である。

貸付利率	0%（無利子）																																							
償還期間（うち据置期間）	<p>下記に記載の事実が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、20年以内に、奨学資金を返還しなければならない。</p> <p>（1）高等学校等を卒業したとき。ただし、高等学校又は高等専門学校で奨学資金の貸与を受けていた者が短期大学又は大学へ入学又は編入学した場合はその入学又は編入学した短期大学又は大学を卒業したとき、短期大学で奨学資金の貸与を受けていた者が大学へ入学又は編入学した場合はその入学又は編入学した大学を卒業したとき。</p> <p>（2）鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与規則第11条第1項の規定により奨学資金の貸与を打ち切られたとき。</p> <p>2 前項の規定による返還は、月賦、半年賦又は年賦の方法によるものとする。ただし、繰上償還の方法によることができるものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、奨学資金を直ちに返還するよう命ずることがある。</p> <p>（1）偽り又は不正の手段により奨学資金の貸与を受けたとき。</p> <p>（2）正当な理由がなく奨学資金の返還を怠ったとき。</p> <p>（猶予期間：奨学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる期間、奨学資金の返還の債務の履行を猶予することがある。</p> <p>（1）高等学校等に在学するとき。卒業までの期間</p> <p>（2）災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することが著しく困難になったと認められるとき。当該事由が継続する期間）</p>																																							
貸付限度額	<p>・奨学金及び通学用品等助成金の支給単価（貸与月額）は、制度発足時である昭和57年より年度毎に見直しが行われている。制度終了年度における月額単価は以下のとおりである。</p> <p>・奨学資金の制度終了年度：平成16年度</p> <p>・通学用品等助成金の制度終了年度：平成13年度</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">奨学資金</th> <th colspan="2">通学用品等助成金 (入学年度のみ)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">高校</th> <th colspan="2">大学</th> <th rowspan="2">高校</th> <th rowspan="2">大学</th> </tr> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25,500円</td> <td>46,500円</td> <td>51,000円</td> <td>85,000円</td> <td>30,600円</td> <td>61,750円</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(うち、県単独事業負担金額)</td> </tr> <tr> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>7,500円</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)平成13年度入学者が、高校3年間、大学4年間在籍した場合の貸与金額と償還額は以下のとおりとなる。</p>						奨学資金				通学用品等助成金 (入学年度のみ)		高校		大学		高校	大学	公立	私立	公立	私立	25,500円	46,500円	51,000円	85,000円	30,600円	61,750円	(うち、県単独事業負担金額)						2,500円	3,500円	3,000円	3,000円	7,500円	25,000円
奨学資金				通学用品等助成金 (入学年度のみ)																																				
高校		大学		高校	大学																																			
公立	私立	公立	私立																																					
25,500円	46,500円	51,000円	85,000円	30,600円	61,750円																																			
(うち、県単独事業負担金額)																																								
2,500円	3,500円	3,000円	3,000円	7,500円	25,000円																																			

		貸与額等		償還額（20年償還）	
		貸与月額×月×年+通学用品	貸与総額	年額	月額
高 校	公立	25,500×12×3+30,600	948,600	47,430	3,952
	私立	46,500×12×3+30,600	1,704,600	85,230	7,102
大 学	公立	51,000×12×4+61,750	2,509,750	125,487	10,457
	私立	85,000×12×4+61,750	4,141,750	207,087	17,257

3 最近5年間の当該債権の状況

最近5年間における当該債権の発生、回収、不納欠損処理及び年度末残高の状況は次のとおりである。

(金額単位：千円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発生					
金額	—	—	—	—	—
回収					
金額	27,862	21,911	31,004	18,335	15,169
不納欠損					
金額	—	—	—	—	—
年度末残高					
金額	370,492	348,581	317,577	299,242	284,073
(うち滞納分)					
(金額)	101,246	108,350	114,434	121,725	129,529
(うち時効経過分)					
(金額)	—	—	—	—	—

平成23年度における滞留残高の発生年度別残高は以下のとおりであり、回収実績としては、過年度分回収予定金額が121,725千円であったのに対し、1,796千円を回収している。回収率は8.6%であり、前年の9.2%を僅かながら下回る結果となった。

なお、滞留債権が生じている対象者の実人数は280名である。

年度	滞納額（千円）	(%)	人数（人）
平成元年	198	0.15%	3
平成2年	781	0.60%	11
平成3年	1,031	0.80%	19
平成4年	1,537	1.19%	29
平成5年	1,905	1.47%	39
平成6年	2,178	1.68%	44
平成7年	2,827	2.18%	55

年度	滞納額（千円）	(%)	人数（人）
平成8年	2,909	2.25%	56
平成9年	3,128	2.42%	66
平成10年	5,217	4.03%	99
平成11年	6,055	4.67%	116
平成12年	6,821	5.27%	128
平成13年	7,213	5.57%	133
平成14年	7,340	5.67%	142
平成15年	7,998	6.17%	155
平成16年	8,552	6.60%	166
平成17年	9,065	7.00%	171
平成18年	8,228	6.35%	160
平成19年	8,974	6.93%	174
平成20年	8,971	6.93%	165
平成21年	9,408	7.26%	171
平成22年	9,582	7.40%	171
平成23年	9,600	7.41%	171
合計	129,529	100.00%	

3-1 不納欠損処理の状況

平成19年度から23年度において実施された不納欠損処理はない。

4 債権の管理

4-1 分類別債権残高の状況

「地域改善対策高等学校等奨学資金債権管理マニュアル」において「債権の分類」及び「債権分類に応じた納入指導」が作成されており、この分類に基づく債権残高は以下のとおりである。なお分類Ⅰの2以下の債権が、長期延滞債権として取り扱われる。

債権分類	分類基準		納入指導の内容
分類Ⅰ	1 納期内に納入している者 (延滞のない者)		・納入通知書発送時に文書による納入依頼
	2 返還が可能で一部を返還している者	(1) 返還が見込まれる者	・納入通知書発送時の返還督促 ・納入通知書の再発行と納入依頼書の送付 ・電話による納入指導 ・訪問等による納入指導 ・分割納入の指導
		(2) 返還意識が薄い者	・貸与である奨学資金制度の再度の周知 ・納入通知書発送時の返還督促 ・納入通知書の再発行と納入依頼書の送付 ・電話による納入指導 ・訪問等による納入指導 ・分割納入の指導

債権分類	分類基準		納入指導の内容
	3 返還が可能で全額返還がない者	(1) 返還が見込まれる者	・債権分類Ⅰ、2、(1)と同じ
		(2) 返還意識が薄い者	・債権分類Ⅰ、2、(2)と同じ
分類Ⅱ	1 経済的理由により返還が困難な者	(1) 返還が見込まれない者	・市町教委を通じ、早期の免除申請を促進
		(2) 返還が見込まれる者	・分割納入等による、計画的な納入を指導
		(3) 免除中の者	・免除終了時に、免除申請又は計画的な納入の指導
分類Ⅱ	2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により返還が困難な者	(1) 猶予中の者	・猶予終了前及び返還開始時に、文書による納入指導
		(2) その他の者	
分類Ⅱ	3 死亡、心身の著しい障害、長期間所在不明により返還が見込めない者	(1) 死亡、障害等の者	・市町教委を通じ、住民異動票等による所在地の確認・手続きの指導 ・不納欠損処分検討
		(2) 長期所在不明の者	
分類Ⅲ	1 返還期間が終了し未納金のある者	(1) 返還が見込まれる者 (2) 返還意識が薄い者	・債務が未完であることのお知らせ ・貸与である奨学資金制度の再度の周知 ・納入通知書の再発行と納入依頼書の送付 ・電話による納入指導 ・訪問等による納入指導 ・分割納入の指導
	2 返還が完了している者		

上記分類による、平成23年度債権残高に含まれる長期延滞債権の明細は以下のとおりである。

債権分類	分類基準		件数	金額(千円)
分類Ⅰ	2 返還が可能で一部を返還している者	(1) 返還が見込まれる者	47	13,035
		(2) 返還意識が薄い者	39	23,230
	3 返還が可能で全額返還がない者	(1) 返還が見込まれる者	10	5,734
		(2) 返還意識が薄い者	38	24,741
分類Ⅱ	1 経済的理由により返還が困難な者	(1) 返還が見込まれない者	12	3,107
		(2) 返還が見込まれる者	15	5,094
		(3) 免除中の者	31	8,067
分類Ⅱ	2 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により返還が困難な者	(1) 猶予中の者	2	954
分類Ⅲ	1 返還期間が終了し未納金のある者	(1) 返還が見込まれる者	81	37,891
		(2) 返還意識が薄い者	13	7,670
合計			288	129,529
※件数は貸与単位であり人数ではなく、同一人が高校・大学両方該当する場合は、個々に計上されている。 ※決算時点での連絡・納入状況等により分類したものであり、面談や自宅訪問等で判明した状況については反映されていない。				

(意見) 回収不能見込額の計上について

公表されている平成23年度貸借対照表における長期延滞債権明細表の地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金残高は129,529千円である。担当者による回収への取り組みが行われているところであるが、上表に記載のとおり、長期延滞債権の内容を検討するとその全額の回収は難しいものと推測される貸出先も存在する。回収不能見込額の計上についても今後の重要な課題となるものとする。

4-2 債権管理における留意事項及び採用している債権回収促進方法

債権管理において特に留意している事項	債権回収促進のために採用している方法
・同和関係者の子弟を対象とした奨学資金制度のため、返還金の未納者に対しては、奨学生や家族のプライバシーの保護に細心の注意を払いながら督促等を行っている。	・関係市町教育委員会を通じた文書・電話による納入催促や、県教育委員会から直接滞納者に対し返還状況を示して返還計画の提出を求める督促文書の発送。

(参考) 債権回収業務における弁護士等との契約はない。

4-3 債権管理に関する財務事務の執行状況

当該債権に関しては以下のようなスケジュールで督促が実施されている。

- ・毎月 納入通知書発送時に滞納者への納入督促及び返還免除の周知文を同封する
- ・9月～ 県教委から直接滞納者に対し、返還状況を示して返還計画の提出を求める督促文書を発送する
- ・10月～ 市町教委、隣保館等において、滞納者の状況把握及び面談・自宅訪問等による納入督促の実施

4-4 債権管理事務手続きの検討

債権管理は貸与者毎に「奨学資金貸与者返還個別カード」を作成し、毎月の返還状況を記入し、年度毎の返還金額及び償還開始時期からの返還累計額及び貸与金額残高を管理している。

個別に当該管理カードを査閲し、管理状況が適切に実施されていることを確認した。

5 債権回収における事務委託

債権の回収事務について外部への委託は行われていない。

また、当貸付制度は全国的に実施されていた制度であるが、外部委託を行うと貸付対象者のプライバシーが保護されない恐れがあるため、他都道府県においても、他の奨学金と一括で取扱う1県を除き債権回収事務の外部委託を行っている事例は無いとのことであった。

6 債権管理に関する課題等

現在課題となっている事項	県で今後採用を検討している方策
<ul style="list-style-type: none"> ・この制度は、創設当初給付制度であったが、その後、大学が昭和 57 年度、高校が昭和 62 年度から貸与制度に改正されたため、返還に対する意識が低い者がいる。 ・定職がなく収入が不安定で、経済的に困窮している者が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町教育委員会や、関係機関と連絡をとりながら、債務者への返還を要請していく。

7 過年度の包括外部監査等における指摘事項と改善状況

過年度の包括外部監査等において指摘事項を受けた事実は無かった。

8 他府県で採用されている回収促進策等

他県において特別に記載すべき回収促進策等はないとの回答であった。

9 まとめ

当該貸付金は平成 16 年度に制度自体が廃止され、現在では債権の回収事務手順のみが実施されている状況にある。当県が実施している複数の修学者補助金制度の中でも、当貸付金は同和関係者の子弟を対象に実施されるものであることから、債務者のプライバシー情報の取扱いに細心の注意を払って対応を行わなければならない。

また、制度発足当時は給付制度であり、途中から貸与制度に変更になった経緯もあり、制度利用者の返還意識が低いという問題もある。

このような状況下において、今後も引続き、債権回収に取り組むことが求められる。

(意見) 延滞利息の徴収手続について

延滞債権に係る利息についての対応について質問を行ったところ「該当なし」との回答を受け、実際に延滞債権利息の計上は行われていなかった。

一方、鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与規則の第 15 条において、延滞利息として年 7.3%の割合で計算した延滞利息を徴収することが求められている。

担当課の意見によれば、「滞留債権者（奨学生又は連帯保証人）のほとんどが経済的に余裕のない支払能力の低い者であること」、「同和関係者としての事情がそれぞれあること」及び「正当な理由の有無についても判断が困難であること」から延滞利息を徴収していないとのことである。

条例第 15 条に記載されている「**正当な理由**」の解釈については、これまで明記されたものはなく、その判断については慎重になされるべきものと考えるが、仮に当該奨学資金制度の趣旨から延滞利息を徴収することが困難であるのであれば、規則の改正について検討を行うことが望ましいものとする。

鹿児島県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与規則第15条

奨学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年7.3パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項の延滞利息を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

IX 県立病院局の私債権

IX-1 県立病院 医業収益

1 病院事業の概要

(1) 基本方針等

県立病院は、企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、地域の中核的医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な救急・結核・精神等の政策医療や高度・専門医療など県立病院にふさわしい医療の提供を目的とする。

県立病院事業については、安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「**県立病院事業改革基本方針**」に基づき、平成18年4月から地方公営企業法の「**全部適用**」を導入し、県立病院改革に取り組んでいるところである。病院改革の推進に当たっては、企業意識やコスト意識の向上など、職員の意識改革が重要であり、病院事業に携わる全職員に「県民に高度・良質で満足を得られる医療を提供するためには、経営基盤が安定して初めて可能である」という共通意識を持たせるため、各県立病院で県立病院事業管理者による改革に向けた職員研修会を開催するなど、病院改革に取り組む体制づくりを行ったほか、全職員参加による経営への取組を進めるために導入した目標管理システム等を活用しながら、経営の効率性、独立採算性の向上に努めている。

県立病院は、鹿屋医療センター、大島病院、薩南病院、北薩病院及び始良病院の5病院を設置し、一般病床、結核病床、精神病床合わせて**987**床で運営している。

(平成24年3月31日現在)

病院名	種別	所在地	設立年月日	現病院開設許可年月日	病床数				診療科目
					一般	結核	精神	合計	
鹿屋医療センター	一般	鹿屋市札元	昭和24.12.1	平成12.3.9	150	-	-	150	内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科
大島病院	一般	奄美市名瀬真名津町	明治34.3.29	昭和31.7.4	300	15	-	315	内科、精神科、神経内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科
薩南病院	一般	南さつま市加世田	昭和27.7.1	昭和28.1.19	120	20	-	140	内科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、放射線科
北薩病院	一般	伊佐市大口宮人	昭和29.8.1	昭和59.6.27	115	-	-	115	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、脳神経外科、耳鼻咽喉科、放射線科
始良病院	精神	始良市平松	昭和6.12.1	昭和6.12.11	-	-	267	267	精神科、神経科、歯科
合計					685	35	267	987	

2 医業未収金の概要

2-1 医業未収金の推移

最近5年間の医業未収金の推移

(単位：千円)

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
当年度保険者未収金	1,018,945	1,017,843	1,060,803	1,154,774	1,135,288
当年度個人未収金	99,306	72,949	77,082	42,782	34,880
過年度個人未収金 (過年度個人未収金の割合)	95,641 (7.9%)	98,994 (8.3%)	97,517 (7.9%)	89,683 (7.0%)	83,567 (6.7%)
医業未収金合計	1,213,892	1,189,786	1,235,402	1,287,240	1,253,735

注1 当年度保険者未収金は、当年度に発生した医業収益のうち保険者負担分の未収金である。

注2 当年度個人未収金は、当年度に発生した医業収益のうち個人負担分の未収金である。

注3 過年度個人未収金は、前事業年度までに発生した医業収益のうち個人負担分の未収金である。

医業未収金とは医業収益に係る未収金をいい、①当年度保険者未収金、②当年度個人未収金及び③過年度個人未収金からなる。このうち、①当年度保険者未収金は、翌年度にほぼ回収され、未収となる可能性が極めて低く、病院事業において問題となるのは、医業未収金のうち個人負担分に係る未収金（②当年度個人未収金及び③過年度個人未収金）である。

医業未収金残高は平成19年度から23年度まで12～13億円で推移しているが、過年度個人未収金の残高及び医業未収金全体に占める割合は20年度の98百万円（8.0%）から毎年減少している。

「県立病院事業中期事業計画（経営安定化計画）」の目標等に掲げられている経営安定化のためには、病院経営の基幹的根源である診療報酬の増大のみならず、当該診療報酬を確実に資金として回収することなしに資金収支及び経常収支の改善には寄与せず、特に個人未収金の新たな発生を防止するとともに、過年度個人未収金の徴収を徹底することが必要となる。

2-2 過年度個人未収金残高の推移

過去5年間の過年度個人未収金残高の推移

(単位：千円)

病 院	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
鹿屋医療センター	16,416 (17.2%)	18,638 (18.9%)	18,674 (19.2%)	19,018 (21.2%)	20,058 (24.0%)
大島病院	54,930 (57.4%)	56,464 (57.0%)	56,125 (57.6%)	49,903 (55.7%)	41,432 (49.6%)
薩南病院	2,166 (2.3%)	1,591 (1.6%)	1,502 (1.5%)	1,187 (1.3%)	964 (1.2%)
北薩病院	7,027 (7.3%)	6,933 (7.0%)	6,868 (7.0%)	5,845 (6.5%)	6,127 (7.3%)

病 院	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
始良病院	15,145 (15.8%)	15,369 (15.5%)	14,345 (14.7%)	13,730 (15.3%)	14,986 (17.9%)
合計	95,684	98,995	97,514	89,683	83,567

注 %は合計に占める割合。

県立病院全体の過年度個人未収金残高は平成 20 年度末 98 百万円から 23 年度末 83 百万円へと年々概ね減少している。これを病院ごとに見てみると、大島病院の過年度個人未収金残高は県立病院全体に対して約半数を占めており、20 年度末 56 百万円から 23 年度末 41 百万円と約 15 百万円減少したことが主因となって県立病院全体の残高が減少している。

一方、鹿屋医療センターの過年度個人未収金残高は年々増加している。この理由は、分納中の納入義務者の入金額が少額なため回収額が少額となっていること、生活困窮等の理由により新たな未収金の発生が増加していることが原因であると思われる。このため、過年度未収金の回収額に対し、新たに発生する未収金が増えていることから、年々未収金の額が増加している。

[参考]

各病院の最近 5 年度の年度別収入未済の状況は以下のとおりである。

(1) 鹿屋医療センター

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
医業未収金	調定額 (A)	2,924,435	2,609,859	2,627,492	3,087,620	3,234,609
	収入済額 (B)	2,690,330	2,360,067	2,366,550	2,806,153	2,933,992
	不納欠損額	2,038	540	402	439	1,126
	収入未済額	232,066	249,251	260,539	281,027	299,490
	収入歩合 (B/A)	91.99% (529 人)	90.43% (303 人)	90.07% (401 人)	90.88% (333 人)	90.71% (288 人)

(2) 大島病院

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
医業未収金	調定額 (A)	4,717,479	5,107,652	5,490,872	5,740,380	6,055,455
	収入済額 (B)	4,161,597	4,562,555	4,963,043	5,168,336	5,549,136
	不納欠損額	14,473	14,914	10,444	10,924	9,518
	収入未済額	538,408	530,183	517,384	561,119	496,801
	収入歩合 (B/A)	88.3% (1,728 人)	89.3% (1,862 人)	90.4% (2,079 人)	90.0% (1,771 人)	91.6% (1,234 人)

(3) 薩南病院

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
医業未収金	調定額 (A)	2,064,637	2,003,190	2,128,245	1,984,031	2,146,302
	収入済額 (B)	1,911,978	1,863,000	1,973,839	1,822,373	1,980,172
	不納欠損額	306	615	215	82	50
	収入未済額	152,352	139,574	154,191	161,575	166,079
	収入歩合 (B/A)	92.61% (218 人)	93.00% (173 人)	92.74% (119 人)	91.85% (110 人)	92.26% (126 人)

(4) 北薩病院

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
医業未収金	調定額 (A)	1,831,924	1,787,163	1,772,161	1,821,500	1,678,119
	収入済額 (B)	1,676,341	1,648,485	1,623,724	1,682,162	1,545,407
	不納欠損額	947	921	1,098	1,164	1,014
	収入未済額	154,635	137,757	147,338	138,172	131,697
	収入歩合 (B/A)	91.51% (239 人)	92.24% (245 人)	91.62% (239 人)	92.35% (237 人)	92.09% (290 人)

(5) 始良病院

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	
医業未収金	調定額 (A)	1,634,246	1,651,799	1,718,233	1,699,105	1,979,167
	収入済額 (B)	1,497,817	1,513,628	1,578,400	1,551,462	1,819,280
	不納欠損額	-	5,692	2,964	2,298	220
	収入未済額	136,428	132,479	136,868	145,344	159,666
	収入歩合 (B/A)	91.65% (192 人)	91.64% (360 人)	91.86% (318 人)	91.31% (293 人)	91.92% (235 人)

3 医業未収金の管理状況

3-1 県立病院全体の管理状況

医業未収金の発生、回収及び債権管理に係る手続については、「鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領」（以下、「取扱要領」という。）において規定されている。

～鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領より～

第1 目的

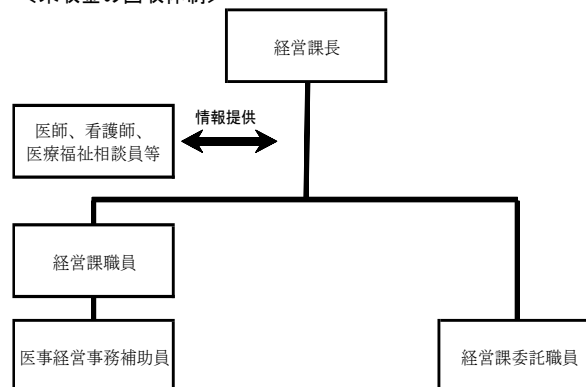
この要領は、鹿児島県立病院事業における患者又は関係者が負担すべき診療費等のうち未納となっている診療費等（以下「未収金」という。）の発生防止及び早期回収並びに適正な債権管理に関し必要な事項を定め、当該事務の効率的運用を図ることを目的とする。

未収金の回収体制については、各病院それぞれに経営課を中心として組織され、これに医師、看護師及び医療福祉相談員等との連携及び協力がなされる体制が設けられている。

各病院の回収体制については概ね右図のとおりである。

- ・経営課職員は主に未収金の債権管理及び回収を行う常勤職員である。
- ・医事経営事務補助員は非常勤職員で、主に未収金の請求及び督促を行う。
- ・経営課委託職員は主に窓口において診療報酬請求を行う。
- ・経営課職員、医事経営事務補助員及び経営課委託職員は各病院の規模等により人数等が異なる。

<未収金の回収体制>



～鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領より～

第4 未収金の回収

1 未収金の回収体制

各病院は、未収金を回収するため、院内において経営課を中心として、医師、看護師及び医療福祉相談員等関係部署との連携及び協力により回収体制の充実を図るものとする。

未収金の回収は基本的に次のような手続により行われている。県立病院のうち、鹿屋医療センター及び薩南病院に往査し、事務執行手続について検討を行った。

(1) 外来未収金

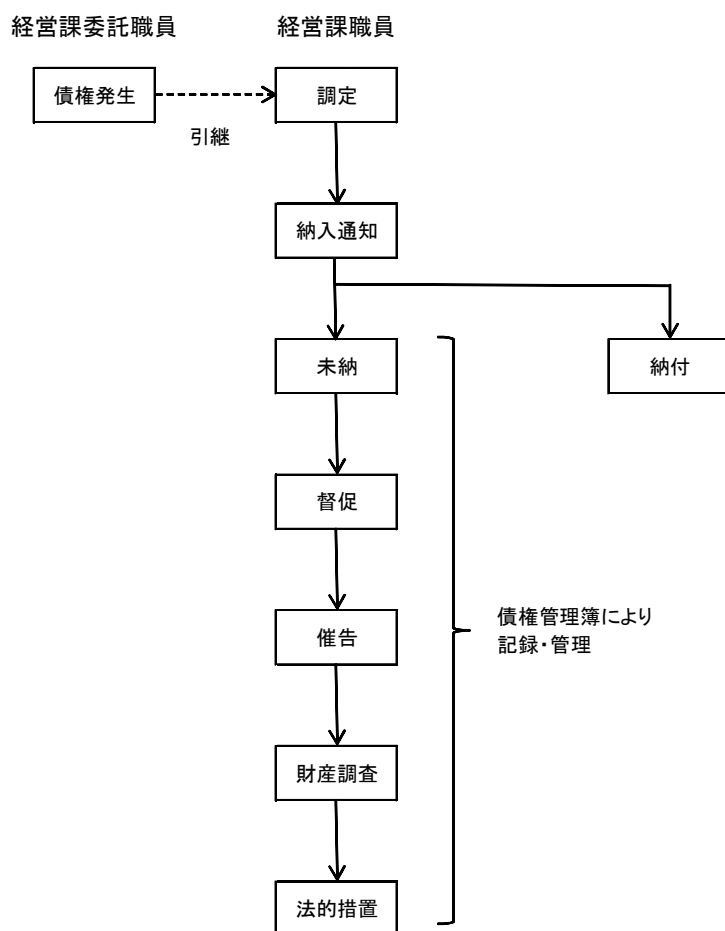
時 期	経営課委託職員	経営課職員及び医事経営事務補助員
診療日の 属する月	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外来未収金は、ほとんどが夜間・休日等時間外の受診患者である。</u> ・翌診療日に診療費の計算が済み次第未納者に電話連絡を行う。 ・出力された「請求書兼領収書」（以下「請求書」という。）は窓口にて保管し、次回受診の際に未納者にまとめて請求を行う。 	
診療日の 属する翌 月末	<ul style="list-style-type: none"> ・外来未収金をまとめて調定を行うため、「<u>診療費等未納者明細書</u>」を作成して請求書等を添付して経営課職員へ引継ぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課委託職員から請求書等を引継ぎ、未収調定を行い、「<u>未収金管理簿</u>」を作成するとともに、管理資料（エクセルにて作成）を作成する。
未収調定 以降		<ul style="list-style-type: none"> ・納入期限内に納入のない者について「<u>督促状</u>」を発行する。 ・「<u>督促状</u>」の納入期限内に納入のない者について、文書、電話、訪問による催告を行う。

(2) 入院未収金

時期	経営課委託職員	経営課職員
入院中	<ul style="list-style-type: none"> ・入院未収金は、<u>退院時に支払が困難な場合や入院中に患者が死亡した場合</u>に発生する。 ・支払が困難な入院患者については直ちに経営課職員に引き継ぐ。 ・納付書を渡した後支払がない場合は未納者に電話連絡を行う。 	
退院日の 属する翌 月	<ul style="list-style-type: none"> ・入院未収金をまとめて調定を行うため、「<u>診療費等未納者明細書</u>」を作成して請求書等を添付して経営課職員へ引継ぎを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営課委託職員から請求書等を引継ぎ、未収調定を行い、「<u>未収金管理簿</u>」を作成するとともに、管理資料（エクセルにて作成）を作成する。

時期	経営課委託職員	経営課職員
調定以降		<ul style="list-style-type: none"> ・納入期限内に納入のない者について「督促状」を発行する。 ・「督促状」の納入期限内に納入のない者について、文書、電話、訪問による催告を行う。

<基本的な未収金回収手続の流れ>



3-2 経営課委託職員から経営課職員への引継

経営課委託職員は、外来未収金及び入院未収金に関して「未収金台帳（未納者明細書）」等を作成して経営課職員に引き継ぐことになっているが、1,000円未満の未収金について、経営課職員に引継がなされず、未収金として調定されていないものが見受けられた。また、それらの「請求書兼領収書」の中には発行日が3年以上前のものも散見された。

(意見) 未収金の引継について

外来未収金及び入院未収金に関して、1,000円未満の未収金について経営課委託職員から経営課職員への引継がなされず、未収金として調定されていないものが見受けられた。回収金額に対して債権管理に要する手間や費用を考慮すれば、少額な債権についてまでも管理簿等によって管理する必要はないとも考えられるが、診療費負担の公平性という観点から、少額なものであっても未収金として調定を行い、債権管理を行うべきである。

3-3 未収金整理簿の作成及び管理

経営課職員は、調定を行った未収金については、個人ごとに未収金整理簿を作成し、未収金の納入の状況及び納入督促状況等について記載することとなっている。未収金整理簿は未収金の回収状況や手続状況等の把握及び関係者の情報共有等を行う上で重要な管理資料であるため、調定後は適時及び適切に作成する必要がある。

鹿屋医療センター及び薩南病院が管理する未収金整理簿から一部を抽出し、適時及び適切に作成されているか検討した。

(単位：円)

病院	債務者	平成23年度 未残高	調定額合計	調定年月	未収金整理簿 の作成日
鹿屋医療センター	債務者A	1,068,680	1,140,330	平成16年5月 18年～19年 21年～23年	平成16年5月7日
	債務者B	803,570	1,009,146	18年4月～23年	18年4月7日
	債務者C	745,850	749,350	17年9月	17年9月21日
	債務者D	723,830	748,830	17年5月	17年5月13日
	債務者E	666,980	669,270	22年10月～23年6月	22年10月20日
薩南病院	債務者F	342,856	403,856	17年9月	19年5月28日
	債務者G	279,760	402,160	18年11月	21年3月31日
	債務者H	79,210	79,210	21年12月～22年4月	22年5月20日
	債務者I	68,729	130,140	20年6月	20年6月17日
	債務者J	37,710	44,070	19年11月	21年8月25日

鹿屋医療センター及び薩南病院ともに、未収金整理簿に調定年月日、債務者の状況及び督促等の状況に関して詳細に記載してあった。

未収金整理簿が調定後適時に作成されているかどうかについて、鹿屋医療センターにおいては、全て調定日に速やかに未収金整理簿が作成されていた。一方で、薩南病院においては、例えば「債務者F」のように調定年月が平成17年9月であるにもかかわらず、未収金整理簿の作成日が19年5月28日のように、調定日から長期間経過後に作成されているものが見受けられた。これは、債務者と連絡が取れるようになるまでは一覧表により管理していることを理由としている。

(意見) 未収金整理簿の作成及び管理について

上述のとおり、未収金整理簿はその後の未収金の回収状況や督促等の手続の状況等の把握及び関係者の情報共有等を行う上で重要な管理資料であり、督促状等文書督促や文書催告書、債務確認書等を添付して保管され、法的措置を行使する際にも重要な管理資料であるため、調定後は速やかに作成する必要がある。

3-4 督促状の発行

納入期限内に納入のない者については、速やかに督促状を発行することになっているが、各病院によりその対応が異なっている。

鹿屋医療センター及び薩南病院が管理する未収金から一部を抽出し、速やかに督促状が発行されているかどうかについて検討した。

(単位：円)

病院	債務者	平成23年度 未残高	調定額合計	調定年月	督促状の発行日
鹿屋医療センター	債務者 A	1,068,680	1,140,330	平成16年5月 18年～19年 21年～23年	平成16年5月7日
	債務者 B	803,570	1,009,146	18年4月～23年	18年9月12日
	債務者 C	745,850	749,350	17年9月	17年9月21日
	債務者 D	723,830	748,830	17年5月	17年5月13日
	債務者 E	666,980	669,270	22年10月～23年6月	23年2月4日
薩南病院	債務者 F	342,856	403,856	17年9月	なし
	債務者 G	279,760	402,160	18年11月	なし
	債務者 H	79,210	79,210	21年12月～22年4月	なし
	債務者 I	68,729	130,140	20年6月	なし
	債務者 J	37,710	44,070	19年11月	20年5月13日

鹿屋医療センターにおいては、病院独自のマニュアル（「未収金対策マニュアル」）が策定されており、納期限内までに納入のない未納者について全員に督促状を送付している。

これに対して薩南病院においては、病院独自のマニュアルは作成されておらず、ほとんど督促状の発送は行われていなかった。これは、当病院においては未納者の数が少ないこと及び電話督促等により概ね回収されていることを理由としている。

～鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領より～

4 督促

納入期限内に納入のない者については、速やかに「督促状」を発行するものとする。

なお、督促状に指定する期限は、鹿児島県債権管理規則（昭和39年鹿児島県規則第44号）（以下「債権管理規則」という。）第5条の規定に準じ、督促状を発行する日から起算して9日を経過した日とする。

(意見) 督促状の発行について

病院の特異性や医療圏の地域性等があり、病院ごとに未収金の具体的な管理方法に多少の違いはあるにしろ、各病院において督促の実施時期や方法など未納者への基本的な対応や手続が異なるのは、未収金の管理及び診療費負担の公平性の観点から問題である。特に督促は速やかに行うことが効果的で、最初の督促の期間が経過するほど回収率が低下する傾向にある。

また、取扱要領の規定上、督促状の発送を行っていないければ、未納者に対して文書・電話・訪問による催告及び債務承認などの手続を行うことができない。

督促状の発送基準や催告等の実施タイミングなど未収金管理の実務について、より具体的かつ詳細なマニュアルを作成し、常にそれを実施する必要がある。当該マニュアルは各病院の特異性や医療圏の地域性等により、各病院で多少の違いはあるにしろ、督促の実施時期や方法など未納者への基本的な対応や手続については、全病院において規定内容及び運用方法を統一する必要がある。

3-5 債権管理における留意事項及び債権回収促進のために採用している方法等

項目	内容
現在課題となっている事項	<ul style="list-style-type: none"> ・未収債権の発生防止 ・生活困窮者等の分割納付長期化
債権回収促進のために採用している方法	<ul style="list-style-type: none"> ・病院ごとに回収目標額や回収強調月間等を定めた未収金回収計画を作成し、その計画に基づき未収金の回収に努めている。 ・未収金回収等の事務補助を行うため、医事経営事務補助員（非常勤職員）を各病院に配置している。 ・平成23年度は、支払能力があるにもかかわらず、高額・長期の滞納がある、いわゆる悪質な未納者3名について、裁判所に対し支払督促の申立を行った。

3-6 未収金回収計画等

各病院ごとに、未納者の納入状況、資産及び収入等実態に応じて未収債権を分類し、当該分類債権ごとに当年度末までの回収金額及び回収率などの目標を立て、それに対して実施する督促等の対策の実施時期及び具体的内容について計画を策定している。

未収債権の分類

分類	分類の内容	
A	現在、納入している者（未収債権額に比較して納入額が極めて少額のものを除く。）	
B	現在納入していない者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者で、資産、収入等の状況から一括又は分割による納入が可能と見込まれる者	①一括納入が可能と見込まれる者
		②分割納入が可能と見込まれる者
		③上記①又は②に該当するもので、再三の指導催告にもかかわらず納入しない者

C	失業、疾病等の理由により、一時的に、納入することが困難な者又は未収債権額に比較して納入額が極めて少額の者
D	生活困窮等の理由により納入能力がない状態にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者若しくは要保護者又はこれに準ずる状態にある者）で、その状態が消滅時効完成時期以降も続くと認められるもの
E	死亡している者、行方不明の者又は心身の著しい障害等により納入不可能な者

鹿屋医療センターにおいては、上記のほか債権回収促進のために、未納者に対して未収金の明細を添付し、「診療費残高のお知らせ」及び「債務残高確認書」を定期的に照会しており、未収金の回収のため病院独自の工夫が施されている。

平成 年 月 日

診療費残高のお知らせ

〇〇様

県民健康プラザ鹿屋医療センター
院長

あなたの診療費残高は、平成 年 月 日現在、下記のとおりとなっておりますので、残高確認のほどよろしくお願ひします。

なお、同封の債務残高確認書にご署名および捺印後、ご返送くださいますようお願いいたします。

記

内 訳	金 額

平成 年 月 日

債務残高確認書

〇〇様

県民健康プラザ鹿屋医療センター
院長

あなたの診療費残高は、下記のとおりとなっておりますので、残高確認のほどよろしくお願ひします。

記

平成 年 月 日

県民健康プラザ鹿屋医療センター御中

平成24年7月31日現在の残高は、下記の通りであることを確かに確認しました。

内 訳	金 額

住所： _____

氏名： _____ 印 _____

3-7 法的措置

債権回収促進等に特化した委員会及び検討会はないものの、各病院の院長及び事務長等で構成される経営会議において法的措置の可否等を検討しており、平成23年度において、高額・長期の滞納があり、支払能力があるにもかかわらず、再三にわたる支払の督促及び催告に応じない債務者3名について、裁判所に対し支払督促の申立を行った。

当該債務者については次のとおりである。

(単位 金額：円)

債務者	調定年月	未収金額 (調定額)	対 応 状 況	
債務者 A	平成 16 年 11 月～12 月	549,140 (550,140)	文書督促・催促：7 回 電話対応：17 回 自宅訪問：3 回	平成 21 年 9 月に電話し面会を要請したが拒否され、その後随時接触を図るも拒否される。23 年 11 月に最終催告書が送達済み。 生活状況の調査によれば、就業している上に持ち家等財産があり、支払能力はあるものと推測される。
債務者 B	平成 15 年 7 月～8 月	324,110 (354,110)	文書督促・催促：8 回 電話対応：2 回 自宅訪問 10 回	平成 21 年 9 月以降電話及び訪問するも接触を拒絶される。23 年 11 月に最終催告書が送達済み。 生活状況の調査によれば、一般事業会社に勤務しており、定期的な収入を得ているものと推測される。
債務者 C	平成 18 年 12 月～19 年 2 月	680,980 (833,980)	文書督促・催促：6 回 電話対応：数十回	平成 22 年 3 月に一部入金があった後も督促を行い、支払う旨の約束をするも入金がなされていない。23 年 11 月に最終催告書を送付するも本人受け取らず、23 年 12 月に再度送付を行った。 生活状況の調査によれば、一般事業会社に勤務しており、定期的な収入を得ていると推測される。

当該申立を行った結果、一部納付や分割納付の確約が得られるなど、一定の成果が得られている。

4 不納欠損処分の状況

4-1 最近5年間の不納欠損処分類等

県立病院全体の最近5年間の不納欠損処分類及びその事由ごとの内訳は以下のとおりである。

(単位 件数:件、金額:円)

事由	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活困窮					
件数	275 74.9%	277 71.2%	153 66.2%	317 70.0%	134 43.9%
金額	13,812,898 77.7%	15,936,285 70.3%	12,750,801 84.3%	7,964,796 53.4%	4,908,071 41.1%
行方不明					
件数	32 8.7%	46 11.8%	47 20.3%	60 13.2%	87 28.5%
金額	1,312,630 7.4%	1,529,734 6.7%	1,366,065 9.0%	2,388,510 16.0%	2,954,560 24.8%
本人死亡					
件数	60 16.3%	66 17.0%	31 13.4%	76 16.8%	84 27.5%
金額	2,640,767 14.9%	5,218,421 23.0%	1,008,240 6.7%	4,556,090 30.6%	4,069,077 34.1%
合計					
件数	367 100.0%	389 100.0%	231 100.0%	453 100.0%	305 100.0%
金額	17,766,295 100.0%	22,684,440 100.0%	15,125,106 100.0%	14,909,396 100.0%	11,931,708 100.0%

医業未収金は診療報酬に係る未収金で、診療報酬は診療契約に基づく医療行為に対する対価と考えられ、診療契約は民法の準委任契約の一種と考えられることから、診療報酬に係る債権は私法上の債権であり、当該債権の消滅時効期間は3年である。

分納等時効の中断がなければ、基本的に調定日から3年を経過した年度末において不納欠損処分を行っている。

過去5年間の不納欠損処分類額は平成20年度22,684千円が最も多く、一括納入が困難な未納者に対しては、分割納入の相談及び指導を積極的に行うことが主因となって21年度以降は漸減傾向にあり、23年度は11,931千円と20年度に比べ約半分に減少している。

～鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領より～

第5 不納欠損処分

- 1 会計規則第37条の規定により不納欠損処分の承認を受ける場合は、不納欠損処分調書に未収金整理簿の写し他その他関係書類を添付するものとする。
 - 2 不納欠損処分の承認を受けた場合は、未収金整理簿にその旨を記入することとし、経理上は過年度損益修正損又は雑損失として処理するものとする。
 - 3 診療費等の時効は民法第170条第1項の規定により納入期限の翌日から進行し、3年間で消滅時効となるものである。ただし、督促・分納・債務承認により中断した時効は、それぞれ督促状の納入期限、分納、債務承認の翌日から再び進行するものである。
- なお、文書等による催告は時効の中断にはあたらないものである。

〔参考〕 各病院の平成23年度不納欠損処分

各病院の平成23年度不納欠損処分した金額は以下のとおりである。

(1) 鹿屋医療センター

(単位 金額：円 件数：件)

区分 理由別	不納欠損 処分件数	年度中に不納欠損処分した額					
		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
生活困窮	14	5,480	381,220	—	51,320	—	438,020
行方不明	31	—	—	229,760	362,140	60,110	652,010
本人死亡	2	—	—	32,740	—	4,100	36,840
計	47	5,480	381,220	262,500	413,460	64,210	1,126,870

(2) 大島病院

(単位 金額：円 件数：件)

区分 理由別	不納欠損 処分件数	年度中に不納欠損処分した額					
		平成16年度 以前	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
生活困窮	114	352,560	62,780	448,550	485,940	2,552,081	3,871,911
行方不明	49	420,210	269,490	249,730	797,680	446,450	2,183,560
本人死亡	72	103,820	1,720	76,480	598,210	2,682,807	3,463,037
計	235	876,590	333,990	774,760	1,881,830	5,651,338	9,518,508

(3) 薩南病院

(単位 金額：円 件数：件)

区分 理由別	不納欠損 処分件数	年度中に不納欠損処分した額					
		平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	合計
生活困窮	—	—	—	—	—	—	—
行方不明	—	—	—	—	—	—	—
本人死亡	5	—	—	—	—	50,750	50,750
自己破産	—	—	—	—	—	—	—
計	5	—	—	—	—	50,750	50,750

(4) 北薩病院

(単位 金額：円 件数：件)

区分 理由別	不納欠損 処分件数	年度中に不納欠損処分した額					
		平成 16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合計
生活困窮	4	—	83,110	293,890	—	—	377,000
行方不明	7	—	4,980	114,260	—	—	119,240
本人死亡	5	—	-	518,450	—	—	518,450
計	16	—	88,090	926,600	—	—	1,014,690

(5) 始良病院

(単位 金額：円 件数：件)

区分 理由別	不納欠損 処分件数	年度中に不納欠損処分した額					
		平成 10 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	合計
生活困窮	2	220,890	—	—	—	—	220,890
行方不明	—	—	—	—	—	—	—
本人死亡	—	—	—	—	—	—	—
計	2	220,890	—	—	—	—	220,890

4-2 不納欠損処分の検討

平成 23 年度に不納欠損処分がなされたもののうち一部を抽出して適切に不納欠損処分がなされているか検討した。

本人死亡や行方不明等により、未納の状態が調定日から 3 年を経過した年度において不納欠損処分がなされていたが、次のようなものが見受けられた。

(単位：円)

債務者名	調定年月日	調定額	未収金残高	23 年度末未 収金残高	摘 要
債務者甲	平成 19.1.12	60,520	40,520	—	平成 23 年度に不納欠損処理
	2.15	36,100	36,100	—	平成 23 年度に不納欠損処理
	4.12	10,730	10,730	10,730	
	5. 9	26,300	26,300	26,300	
	合計	133,650	113,650	37,030	

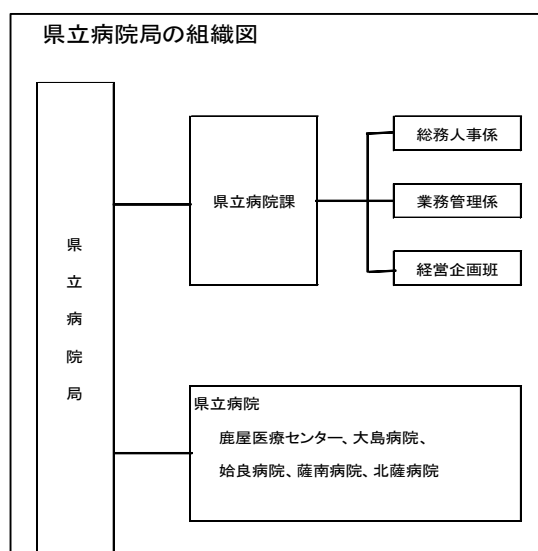
債務者甲は、家族及び身元保証人へ連絡しても所在把握ができず、再三催告書等を送付しても返戻されており、これ以上追及しても回収不能と判断して平成 23 年度に 18 年度に調定された未収金は不納欠損処分を行っている。しかし、19 年度に調定された未収金については不納欠損処分がなされていない。

両債権は調定年度の相違はあるものの、債務者甲に対する債権であり、両債権ともに回収不能であるという点では同じである。この点を考慮すれば、19 年度に調定された未収金についても同様に不納欠損処分を行うべきである。

不納欠損処分については、長期滞留債権のうち不納欠損処分を行うべきか否かは各病院で判断し、不納欠損調書を作成して県立病院課に不納欠損処分の申請を行うが、各病院により不納欠損処分に対する考えや処理方法が相違する。すなわち、上の例で見ると、平成18年度に調定された債権のみならず、19年度に調定された債権についても未納の状態が23年度末までに3年以上経過しているため、本来であれば19年度分についても不納欠損処分を行うべきであるが、それがなされていない。基本的に、時効の中断がなければ、調定日から3年を経過した債権については全額年度末に不納欠損処分を行うことになっているが、各病院の裁量に応じて不納欠損処分の対象となる債務者及び債権額が決められ、それが県立病院課に申請されている。

こういった状況が生じているのは、不納欠損処分に関して、取扱要領に規定はあるものの、具体的かつ画一的な指針及び方針が明確に定められていないことが主因である。

本来、未収金については債務者個人ごとに管理すべきであり、実際に未収金整理簿も個人ごとに作成されている。しかし、統計等における未収金件数は調定の延べ件数として把握されるため、不納欠損処分についても調定の延べ件数で報告されている。そのため、同じ債務者に対する債権であるにもかかわらず、調定年度によって不納欠損処分されるものとされないものが混在するという状況が生じている。



また、実際には回収不能であるにもかかわらず、長期間にわたり県の債権として管理帳簿上存在し続けると、督促や状況報告等事務手続が行われるため事務効率が阻害される可能性がある。また、回収不能な債権が財産として計上されることは病院事業の財政状態を正確に把握することの妨げになり得る。

～鹿児島県立病院事業未納診療費等適正管理事務処理要領より～

第3 未収金の発生防止

9 未収金整理簿への登記等

(1) 経理課においては、・・・(中略)・・・。

なお、未収金整理簿は、個人ごとに作成するものとし、統計等における未収件数の把握においては調定の延べ件数とする。

(意見) 不納欠損処分について

未納者に対する債権について、本人死亡、行方不明又は自己破産等債権回収が不能と判断されたのであれば、調定年度の相違はあるものの、当該未納者に対する債権は回収不能であるという点では同じである。したがって、ある未納者に対する債権が回収不能と判断されたのであれば、調定日から3年を経過せずとも債権全部を不納欠損処分するのが適当である。

また、各病院により不納欠損処分に対する考え方や処理方法が相違するため、県立病院局全体で具体的かつ画一的な指針及び方針を明確に定める必要がある。その際、未収金管理は債務者個人ごとに未収金整理簿により管理されていることから、債務者ごとに債権の回収可能性を判断し、不納欠損処分の要否を決定する必要がある。

さらに、実際には回収不能であるにもかかわらず、長期間にわたり県の債権として管理帳簿上存在し続けると、督促や状況報告等事務手続が行われるため事務効率が阻害される可能性があり、また、回収不能な債権が財産として計上されることは県の財政状態を正確に把握することの妨げになり得る。したがって、未収債権が法律上又は事実上、回収不能の状況にある場合には不納欠損処分を行い管理から外すことが適当である。

また、不納欠損処分の中に次のようなものが見受けられた。

未 収 金 整 理 簿					
患者氏名	債務者乙 (本人死亡)	傷病名 (診療科目)	外科	費用区分	国保
患者住所	〇〇市△△町	診療期間	平成 20 年度診療費 H20 年 3 月外来分		
調定年月日	調定番号	調定	収納額	未収額	
20.5.12	〇〇	790	0	790	
納入督促 の状況等	平成 20 年度	電話督促（娘：退院時に支払いは済んだ、と主張）			
	平成 21 年度				
	平成 22 年度				
	平成 23 年度	平成 20 年度に家族へ督促したが、上記のような主張であり今後も支払は期待できないと判断した。			

患者本人は死亡し、平成 23 年度に時効が成立したとして不納欠損処分を行っている。未収金整理簿を見ると、20 年度に患者家族に対して電話により督促を行ったものの、「退院時に支払いは済んだ」と支払を拒否されている。

初期の段階で診療費用について説明を行い、納期限が経過した段階で速やかに督促状を送付する手続を行っていただければ状況は変わっていたかもしれないが、結果として未収債権を回収できずに、不納欠損処分を行うに至っている。また、20 年度に拒否されて以降、21 年度及び 22 年度においては督促及び催告等を実施しておらず、取扱要領に規定されている基本的な手続が実施されていない。

（意見）未収金回収の初期段階の対応について

未収金の回収を促進するためには、基本的な手続については取扱要領の規定に従って行うことが必要であり、特に督促状は初期の段階で速やかに発送を行うべきである。

当該手続を実施することが未収債権の回収及び滞納発生防止になり、ひいては不納欠損処分の発生防止に繋がると考えられる。

5 回収不能見込額（貸倒引当金）

現行の地方公営企業においては、引当金として退職給与引当金と修繕引当金が認められているが、回収不能見込額（貸倒引当金）については規定がないため、県の病院事業会計においては計上がなされていない。

地方公営企業会計基準の見直しが行われ、退職給与引当金や修繕引当金以外のものについても、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として貸借対照表に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当金額を費用に計上することが求められる（地方公営企業施行規則第22条）。

したがって、医業未収金について将来の債権の貸倒れ（不納欠損）に備えるために、上記引当金の要件を満たすものと考えられる見積額については、発生主義の観点から回収不能見込額を貸倒引当金として計上しなければならないと考えられる。

この貸倒引当金の見積りは、債務者ごとに回収可能性を判定するのが原則ではあるが、債務者は多数存在し、個々に判定するのは困難であるため、未納者の納入状況、資産及び収入等実態に応じて実施されている債権分類（AからE）に応じて、当該分類ごとに回収可能性を判定し、過去の不納欠損率等を鑑みて回収不能見込額（貸倒引当金）を計上するなど、計上方法を検討することが必要になると思われる。

6 病院事業会計

病院事業については、地方公営企業会計基準に準拠して作成されるが、平成24年1月27日に、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令が公布され、地方公営企業法施行令の一部が改正されるとともに、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、地方公営企業法施行規則の一部が改正された。

これに併せて、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」が告示され、地方公営企業会計基準の見直しが行われている。改正後の政令、省令及び規則の規定は平成26事業年度（予算及び決算）から適用されるため、当該事業年度から見直し後の地方公営企業会計基準に準拠することになる。

地方公営企業会計の主な改正の内容は次のとおりである（「地方公営企業会計制度の見直しについて」（平成24年5月 総務省自治財政局公営企業課））。

地方公営企業会計の見直し
1 借入資本金
2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
3 引当金
4 繰延資産
5 たな卸資産の価額
6 減損会計
7 リース資産に係る会計基準
8 セグメント情報の開示
9 キャッシュ・フロー計算書
10 勘定科目等の見直し
11 組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）

当該地方公営企業会計基準の見直しは、財務諸表、特に貸借対照表に大きな影響を与える。特に影響が大きいと思われる変更は、資本金に計上されている借入資本金を負債項目に変更して計上すること、及び剰余金に計上されている補助金のうち、償却資産の取得等に伴い交付される補助金等については長期前受収益として負債項目に変更して計上すること、である。この変更により、従来資本項目として計上されていたものが負債項目に計上されることになるため、資本の金額が減少し、同額負債の金額が増加することになる。

地方公営企業会計基準の見直しによる影響について、直近の平成23年度病院事業貸借対照表をもとに試算を行うと以下のとおりとなり、資本の金額が大きく減少し、その分負債の金額が大きく増加することになる。

・「3 資本金 (2) 借入資本金 企業債」9,102百万円が、「1 固定負債 (2) 借入金 企業債」及び「2 流動負債 (1) 1年内返済借入金 企業債」に計上される

・「4 剰余金 (1) 資本剰余金 補助金」5,997百万円のうち、償却資産の取得等に伴い交付された補助金が、「1 固定負債 (3) 繰延収益 長期前受金」に計上される

見直し後の地方公営企業会計基準は平成26事業年度からの適用であるが、その影響を考慮した対策の検討が必要となる。

◆平成23年度 病院事業貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
1 固定資産 (減価償却累計額控除後)	20,422,606	1 固定負債	1,945,983
(1) 有形固定資産	20,405,806	(1) 引当金	1,945,983
土地	326,987	退職給与引当金	1,945,983
建物	16,236,438	2 流動負債	1,959,524
構築物	834,358	(1) 未払金	1,895,691
器械備品	2,943,332	(2) その他	63,833
車両	2,483	負債合計	3,905,507
建設仮勘定	62,206	3 資本金	32,719,011
(2) 無形固定資産	12,200	(1) 自己資本金	23,616,647
電話加入権	6,724	(2) 借入資本金	9,102,363
その他	5,475	企業債	9,102,363
(3) 投資	4,600	他会計借入金	-
長期貸付金	4,600	4 剰余金	△5,673,252
2 流動資産	10,528,660	(1) 資本剰余金	6,363,389
(1) 現金預金	9,233,529	補助金	5,997,241
(2) 未収金	1,263,381	受贈財産評価額	366,148
(3) 有価証券	-	(2) 欠損金	12,036,642
(4) 貯蔵品	31,749	当年度未処理欠損金	12,036,642
(5) その他	-	資本合計	27,045,759
資産合計	30,951,267	負債・資本合計	30,951,267

◆見直し後の会計基準を適用した場合の平成23年度 病院事業貸借対照表

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
1 固定資産 (減価償却累計額控除後)	20,422,606	1 固定負債	※
(1) 有形固定資産	20,405,806	(1) 引当金	1,945,983
土地	326,987	退職給与引当金	1,945,983
建物	16,236,438	(2) 借入金	※
構築物	834,358	企業債	※
器械備品	2,943,332	(3) 繰延収益	※
車両	2,483	長期前受収益	※
建設仮勘定	62,206	2 流動負債	※
(2) 無形固定資産	12,200	(1) 1年内返済借入金	※
電話加入権	6,724	企業債	※
その他	5,475	(1) 未払金	1,895,691
(3) 投資	4,600	(2) その他	63,833
長期貸付金	4,600	負債合計	※
		3 資本金	23,616,647
		(1) 自己資本金	23,616,647
		4 剰余金	※
2 流動資産	10,528,660	(1) 資本剰余金	※
(1) 現金預金	9,233,529	補助金	※
(2) 未収金	1,263,381	受贈財産評価額	366,148
(3) 有価証券	-	(2) 欠損金	12,036,642
(4) 貯蔵品	31,749	当年度未処理欠損金	12,036,642
(5) その他	-	資本合計	※
資産合計	30,951,267	負債・資本合計	30,951,267

※ 具体的かつ精緻な数値の検証が行われていないため数値の記載を行っていない。

[巻末資料]

関連諸法令規則等

■ 鹿児島県債権管理規則

昭和 39 年 4 月 1 日
規則第 44 号

鹿児島県債権管理規則をここに公布する。

鹿児島県債権管理規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、県の債権の管理に
し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると
ころによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)をいう。
- (2) 令 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)をいう。
- (3) 債権 金銭の給付を目的とする県の権利で、法第 240 条第 4 項各号に掲げる債権以外の債権をいう。
- (4) 債権管理者 知事又は知事の債権の管理に関する事務の権限の委任を受けた者
をいう。
- (5) 部長 鹿児島県会計規則(昭和 62 年鹿児島県規則第 30 号)第 2 条第 5 号に規定
する部長をいう。
- (6) 主管課長 鹿児島県会計規則第 2 条第 4 号に規定する主管課の長をいう。
(平 17 規則 64・一部改正)

(債権管理事務の委任)

第 3 条 知事は、別に定めるものを除くほか債権の管理に関する事務を、鹿児島県会計
規則第 3 条の規定により歳入徴収権の委任を受けた機関の長に委任する。
(昭 62 規則 30・平 17 規則 64・一部改正)

(管理の基準)

第 4 条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生又は帰属
の原因及び内容に応じて、財政上もつとも県の利益に適合するように処理しなければ
ならない。

(督促)

第 5 条 債権管理者は、法第 231 条の 3 第 1 項又は令第 171 条の規定により督促する場
合は、督促状(別記第 1 号様式)によるものとし、その指定する期限は督促状を発する
日から起算して 9 日を経過した日とする。

(保証人に対する履行の請求)

第 6 条 債権管理者は、令第 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対して履行を請求
する場合は、次に掲げる事項を記載した書面を保証人に送付してするものとする。

- (1) 債務者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。以下同じ。)
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行を請求する理由
- (4) 弁済の充当の順序
- (5) 履行期限
- (6) 履行場所
- (7) その他必要な事項

(履行期限の繰上げ)

第 7 条 債権管理者は、令第 171 条の 3 の規定により通知をする場合は、次に掲げる事
項を記載した書面によるものとする。

- (1) 履行期限を繰り上げる旨及びその理由
- (2) 新たな履行期限
- (3) その他必要な事項

(担保の種類及び評価)

第 8 条 債権管理者は、令第 171 条の 4 第 2 項の規定により担保の提供を求める場合において法令又は契約に別段の定めがないときは、次表左欄に掲げる種類の担保の提供を求めるものとし、その担保の価値はそれぞれ当該右欄に掲げる基準により評価するものとする。

種 類	評価の基準
国債及び地方債	額面、登録金額又は振替口座簿に記載され、若しくは記録された金額
債権管理者が確実と認める社債その他の有価証券	額面又は振替口座簿に記載され、若しくは記録された金額(株券にあつては、時価評価額)の 10 分の 8 以内
土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械	時価の 10 分の 7 以内
債権管理者が確実と認める金融機関その他の保証人	保証人の保証する金額
その他債権管理者が適当と認めるもの	時価の 10 分の 6 以内

(平 20 規則 14・一部改正)

(担保の提供の手続)

第 9 条 有価証券のうち登録国債を担保として提供しようとする者は、その登録を受け、その登録済通知書を提出するものとする。

- 2 有価証券のうち社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の規定により振替口座簿に記載され、又は記録された国債、地方債、社債その他の債権を担保として提供しようとする者は、振替を申請し、県の口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録をさせるものとする。
- 3 土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産を担保として提供しようとする者は、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を債権管理者に提出するものとする。
- 4 債権管理者は、前項の書面の提出を受けたときは、遅滞なくこれらの書面を添えて抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に嘱託しなければならない。
- 5 金融機関その他の保証人の保証を担保として提供しようとする者は、その保証人の保証を証明する書面を債権管理者に提出するものとする。
- 6 債権管理者は、前項の保証人の保証を証明する書面の提出を受けたときは、遅滞なく当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。
- 7 動産で第 1 項から第 3 項までに規定するもの以外のものを担保として提供しようとする者は、これを債権管理者に引き渡すものとする。
- 8 指名債権を担保として提供しようとする者は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 364 条の措置をとつた後その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証明する書類を債権管理者に提出するものとする。

(平 19 規則 43・平 20 規則 14・一部改正)

(徴収停止)

第 10 条 債権管理者は、令第 171 条の 5 の規定により徴収停止の措置を採る場合には、同条各号のいずれかに該当する理由、その措置を採ることが債権の管理上必要であると認める理由及び当該各号に掲げる場合に依りて業務又は資産に関する状況、債権者の所在その他必要な事項を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ、財政課長を経て総務部長(各課(室)長専決に属する範囲のものについては、財政課長)に合議しなければならない。この場合において、出先機関にあつては主管課長及び部長を経由してするものとする。

(平 17 規則 64・一部改正)

(履行延期の特約等)

第 11 条 債権管理者は、令第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)をするときは、債務者からの次の各号に掲げる事項を記載した書面による申請に基づくものとする。

- (1) 債務者の住所及び氏名
- (2) 債務金額

- (3) 債務の種類又は発生原因
- (4) 履行期限の延長を必要とする理由
- (5) 延長に係る履行期限
- (6) 履行期限の延長に伴う担保及び利息に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 債権管理者は、履行延期の特約等をしようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。

3 第10条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(履行期限を延長する期間)

第12条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合においては、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から5年(令第171条の6第1項第1号又は第5号に該当する場合には10年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(延納担保の提供)

第13条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、延納担保を提供させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、担保の提供を免除することができる。

- (1) 債務者から担保を提供させることが、公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合
- (2) 同一債務者に対する債権金額の合計額が5万円未満である場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合
- (4) 担保として提供すべき適当な物件がなく、かつ、保証人となるべき者のない場合
- (5) 前各号に準ずる場合で知事が特別の理由があると認めるときその他の知事がやむを得ないと認める場合

(平23規則66・一部改正)

(延納利息)

第14条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、年7.3パーセントの延納利息を付するものとする。ただし、その率によることが著しく不相当であると認める場合は、この率を下回る率によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、延納利息を付さないことができる。

- (1) 令第171条の6第1項第1号に該当する場合

(注) 同号は「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。」である。

- (2) 履行延期の特約等をする債権が県立学校の授業料若しくは寄宿舎使用料又は県立の病院、療養所等の療養費に係るものである場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を付することとなっているものである場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより一定期間に応じて付する加算金に係る債権である場合
- (5) 履行延期の特約等をする債権の金額が1,000円未満である場合
- (6) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が100円未満となる時。
- (7) 前各号に準ずる場合で知事が特別の理由があると認めるときその他の知事がやむを得ないと認める場合

(昭46規則22・平23規則66・一部改正)

(履行延期の特約等に附する条件)

第15条 債権管理者は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者が県にとって不利益にその財産を隠し、損ない、処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 令第 171 条の 4 第 1 項の規定に基づき、債権の申出をすることができるとき

エ 債務者が前号の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認められるとき。

(3) 債権管理者は、第 13 条ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は前条第 2 項の規定により延納利息を付さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を付することができること。

(平 23 規則 66・一部改正)

(免除)

第 16 条 債権管理者は、令第 171 条の 7 の規定により、債権を免除しようとするときは、その該当する理由及びやむを得ないと認める理由を記載した書類に債務者からの申請書その他関係書類を添えて知事の承認を受けなければならない。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(帳簿への記載)

第 17 条 債権管理者は、債権管理簿を備え、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を記載しなければならない。

2 前項の債権管理簿の様式及び記載の方法等については総務部長が別に定める。

(債権現在高報告書)

第 18 条 債権管理者は、その所掌に属する債権の毎年度末現在における現在高について、債権現在高報告書(別記第 2 号様式)を作成し、翌年度の 6 月 10 日までに総務部長に送付しなければならない。

(平 17 規則 64・一部改正)

(会計管理者への通知)

第 19 条 債権管理者は、その所掌に属する債権につき、徴収停止、履行延期の特約等及び免除をしたときは、会計管理者及び出納員等(鹿児島県会計規則第 4 条に規定する「出納員等」をいう。)へその旨を通知しなければならない。

(昭 62 規則 30・平 19 規則 43・一部改正)

(債権管理事務の総括)

第 20 条 総務部長は、債権の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、債権管理者に対し、債権に関する資料若しくは報告を求め、実地について調査し、又は債権の保全その他必要な措置を求めることができる。

(その他必要事項)

第 21 条 この規則の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(昭和 46 年 3 月 17 日規則第 22 号)抄

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第 21 条 (前略)改正後の規定に定める延滞金、遅滞利息、遅滞賠償金、返納利息、加算金、賠償金及び損害賠償金の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、閏^{じゆん}年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

附 則(昭和 46 年 3 月 17 日規則第 22 号)

(施行期日)

～中略～

附 則(平成 23 年 12 月 27 日規則第 66 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

(平17規則64・全改)

その1(法第231条の3第1項の場合)

(納入義務者 住所) (氏名又は名称) 様					
督促状					
債権金額					円
債権の名称					
納入期限	年		月		日
年度					
調定番号		内訳番号		月別	
上記の金額が納入期限までに完納されていませんので、年 月 日までに に納入してください。 (なお、上記期限までに完納されないときは、その翌日から納入の日までの期間の日数に応じ債権金額につき年 パーセントの割合で計算した延滞金を併せて納付してください。) (債権管理者 氏名) 年 月 日 印					

注1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。なお、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立て(審査請求)をすることができなくなります。2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えは、地方自治法第231条の3第9項の規定により異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立て(審査請求)があつた日から3月を経過しても決定(裁決)がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(当該期間内であっても、当該決定(裁決)の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)に県を被告として(訴訟において県を代表する者は となり、)提起しなければなりません。

その2(令第171条の場合)

(納入義務者 住所) (氏名又は名称) 様					
督促状					
債権金額					円
債権の名称					
納入期限	年		月		日
年度					
調定番号		内訳番号		月別	
上記の金額が納入期限までに完納されていませんので 年 月 日までに に納入してください。 (なお、上記期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ債権金額につき年 パーセントの割合で計算した遅滞賠償金を併せて納付してください。) (債権管理者 氏名) 年 月 日 印					

備考 督促状は、必要に応じて適宜修正することができる。

第 2 号様式(第 18 条関係)

(平 17 規則 64・全改)

債権現在高報告書(年度末現在)

(単位 円)

種類	前年度以前発生額				本年度発生額(履行期限未到来額)E	本年度末現在高 B + D + E	本年度増減額 E - A	備考
	本年度履行期限到来額			履行期限未到来額 D				
	収入済額 A	収入未済額 B	計(A+B)C					
				前年度末現在高 C + D				

- 注 1 この報告書は、貸付金その他履行期限が2会計年度以上にわたり到来する債権(履行延期の特約をしたものを含む。)について記載するものであること。
 2 種類欄には、債権の種類ごとに具体的な名称を記載すること。

■鹿兒島県会計規則(抜粋)

(歳入の調定)

第 33 条 歳入徴収者は、歳入を徴収しようとするときは、調定票(別記第 14 号様式)により調定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 42 条の規定により会計管理者又は出納員等(物品出納員を除く。以下この章において同じ。)が直接収納する歳入については、既に調定してあるものを除き、現金収納(払込)票(別記第 15 号様式)をもって調定票に代えるものとする。

3 2人以上の納入義務者に係る歳入のうち、その内容、所属年度、所属会計、歳入科目及び納入期限が同一であるものについては、調定票に調定内訳票(別記第 16 号様式)を添付して集合して調定することができる。

4 調定は、次に定める場合のほか、法令又は特約に定める納入期限 20 日前までに行わなければならない。ただし、歳入の性質上納期の 20 日前までに調定不可能なものにあっては、それが可能になった日に行うものとする。

- (1) 使用料、手数料等で月額又は月割額で定めたもの(次号に掲げるものを除く。)にあっては、毎月 1 日。ただし、月の途中で徴収すべき事実が発生したときは、その発生日
- (2) 県立学校授業料、県立職業能力開発校授業料、県営住宅使用料及び公舎入居料にあっては、年度当初。ただし、年度の途中で徴収すべき事実が発生したときは、その発生日
- (3) 入院患者の入院料にあっては、毎月末日。ただし、退院する患者にあっては、退院の日
- (4) 法令の規定に基づいて、審査機関を通じ決定する歳入金にあっては、決定のあつた日
- (5) 国庫支出金にあっては、当該国庫支出金の交付決定通知を受けた日
- (6) 県債にあっては、当該県債の貸付決定通知を受けた日

(平 13 規則 38・平 18 規則 66・平 19 規則 41・一部改正)

(分納金の調定)

第 34 条 歳入徴収者は、既に調定した歳入について地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 171 条の 6の規定により分割して納入させる特約又は処分がなされたときは、当初の調定を取り消した後、当該特約又は処分に定める分納金について、納入期限ごとに調定しなければならない。

(返納未済金の調定)

第 35 条 歳入徴収者は、第 52 条に規定する返納未済金を翌年度の歳入へ組み入れるときは、翌年度の歳入として調定しなければならない。この場合において、当該返納未済金に係る返納通知書は、当該調定に係る納入通知書とみなす。

(平 19 規則 41・一部改正)

(調定の取消し又は変更)

第 36 条 歳入徴収者は、法令の規定又は過誤納その他の理由により調定を取り消し、又は調定の内容を変更しようとするときは、直ちに**取消調定票(別記第 17 号様式)**又は**変更調定票(別記第 18 号様式)**により調定を行わなければならない。この場合において、調定した金額を変更しようとするときは、当該変更に係る増加額又は減少額について調定しなければならない。

2 **第 33 条第 3 項**の規定は、前項の規定により調定を取り消し、又は調定の内容を変更する場合に準用する。

(納入期限)

第 37 条 歳入の納入期限は、法令又は特約に定めがある場合を除くほか、調定の日翌日から起算して**20 日以内**とする。ただし、前条第 1 項に規定する減額変更の調定に係る歳入にあつては、当初の納入期限をその納入期限とする。

(調定の通知)

第 38 条 歳入徴収者は、**第 33 条から第 35 条**までの規定により調定をしたときは、会計管理者又は出納員等に**通知**しなければならない。

2 前項の規定は、**第 36 条第 1 項**の規定により調定を取り消し、又は調定の内容を変更した場合に準用する。

(平 19 規則 41・一部改正)

(納入の通知)

第 39 条 歳入徴収者は、**第 33 条第 1 項**又は**第 34 条**の規定により調定したときは、直ちに**納入通知書(別記第 19 号様式)**により納入義務者に納入の通知をしなければならない。

2 歳入徴収者は、**第 36 条第 1 項**の規定により調定を取り消し、又は調定の内容を変更したときは、次により処理しなければならない。

(1) 調定を取り消した場合で、歳入金が収納済であるときは**第 55 条**の規定により当該歳入金を払い戻し、収納未済であるときは納入義務者に対し納入の通知を取り消す旨の通知をすること。

(2) 調定した金額を増額したときは、増加額に係る納入通知書により納入義務者に納入の通知をすること。

(3) 調定した金額を減額した場合で、歳入金 that 収納済であるときは過納額について**第 55 条**の規定により払い戻し、収納未済であるときは納入金額が減少した旨を通知し、併せて正当額(分割納入させたものについては、当該金額を控除した金額)についての納入通知書を納入義務者に送付すること。

3 歳入徴収者は、**令第 154 条第 2 項**に規定する納入の通知を必要としない歳入について、請求書等により支払の請求をしたときは、速やかに歳入科目その他必要な事項を会計管理者に通知しなければならない。

(平 13 規則 38・平 19 規則 41・一部改正)

(納入通知書の再発行)

第 40 条 歳入徴収者は、納入義務者から納入通知書の亡失又は損傷による再発行の請求を受けたときは、これを再発行しなければならない。この場合において、当該納入通知書及び調定票(当該納入通知書が**第 33 条第 3 項**に係るものであるときは、調定内訳票)の余白に「何年何月何日再発行」と表示するものとする。

(平 13 規則 38・一部改正)

(収納の確認)

第 41 条 会計管理者は、収納があつたときは、その都度所属別収納済一覧表(**別記第 20 号様式**)を作成し、関係の歳入徴収者に送付しなければならない。

2 歳入徴収者は、前項の送付を受けたときは、収納の状況を確認しなければならない。

(平 13 規則 38・平 19 規則 41・一部改正)

(直接収納)

第 42 条 会計管理者及び出納員等は、次に掲げる歳入については、直接収納することができる。

～ 省略 ～

(不納欠損処分)

第 50 条 歳入徴収者は、調定した歳入金が次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損として処分するものとする。

- (1) 債権の消滅時効が完成したとき。
 - (2) **法第 96 条第 1 項第 10 号**の規定による**債権の放棄**の議決があつたとき。
 - (3) **法第 231 条の 3 第 3 項**の規定により滞納処分をした徴収金について、その執行の停止が 3 年間継続したことによりその**債権が消滅**したとき。
 - (4) 納入義務者が死亡し、限定承認をした相続人がその相続により納入の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た**財産の限度**において納入してもなお未納があるとき。
 - (5) **破産法**(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項又は**会社更生法**(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条の規定により納入義務者が**債権につき免責**されたとき。
 - (6) 納入義務者である法人の**清算が結了**したことにより当該法人の債務が消滅したとき。ただし、当該法人の債務について他の弁済の責めに任ずべき者があり、その者について前各号に規定する理由がない場合を除く。
 - (7) その他法令の規定により納入義務者の**債務が消滅**したとき。
- 2 知事の委任を受けて歳入の徴収を行う者は、前項の規定により不納欠損処分をしようとするときは、**不納欠損処分調書(別記第 37 号様式)**に関係書類を添えて**知事の承認**を受けなければならない。
- 3 歳入徴収者は、第 1 項の規定により不納欠損処分をしたときは、当該調定票を整理するとともに、会計管理者又は出納員等に**通知**しなければならない。

(平 16 規則 97・平 19 規則 41・一部改正)

(収入未済金の繰越し)

第 51 条 歳入徴収者は、**出納閉鎖期限までの収入未済金**については、出納閉鎖期限の翌日付けで翌年度の歳入として繰り越さなければならない。

- 2 歳入徴収者は、前項の規定により翌年度の歳入に繰り越された収入未済金が当該年度終了の日までに納入済みとならなかつたときは、当該年度終了の日の翌日付けで更に翌年度の歳入として繰り越さなければならない。その翌年度以降も、同様とする。

■地方自治法

第 96 条(議決事件) (抜粋)

- 1 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 1. 条例を設け又は改廃すること。
 4. 法律又はこれに基く政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 5. その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 6. 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 7. 財産を信託すること。
 8. 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、**権利を放棄**すること。
 12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
 13. 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第 231 条の 3(督促、滞納処分等) ※公債権に係る規定である。

- 1 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税

の滞納処分等の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする
(第4項以下省略)

第236条(金銭債権の消滅時効)

- 1 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律¹に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定め²がある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条³(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

第240条(債権)

- 1 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 1. 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権
 2. 過料に係る債権
 3. 証券に化されている債権(社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)又は国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。)
 4. 預金に係る債権
 5. 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 6. 寄附金に係る債権
 7. 基金に属する債権

■地方自治法施行令

第171条(督促)

普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

¹第1項から第3項までの規定は公債権・私債権にも適用されるが、「他の法律」には民商法を含むから、結果的には私債権には適用されない(「Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」(ぎょうせい) p6を参考とした。)とされている。

²私債権については、民法、商法等の民事法が適用され(第236条第2項の「法律に特別の定めがある場合」に該当する。)、同条同項の適用がない(「自治体のための管理債権マニュアル」(ぎょうせい) p170を参考とした。)とされている。

³第153条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

第 171 条の 2 (強制執行等)

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義⁴のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
3. 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

第 171 条の 3 (履行期限の繰上げ)

普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

第 171 条の 4 (債権の申出等)

1. 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
2. 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え⁵若しくは仮処分⁶の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

第 171 条の 5 (徴収停止)

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

⁴「債務名義（さいむめいぎ）」とは、強制執行によって実現すべき請求権の内容を表示した公の文書。例えば、借金を返さない者を相手取って貸金返済請求訴訟を起こし、その請求を認容する判決が確定すれば、その確定判決を債務名義として強制的に貸金を返済させることが可能となる。

⁵「仮差押え（かりさしおさえ）」とは、金銭債権の執行を保全するために、債務者の財産の処分に一定の制約を加える裁判所の決定をいう。

⁶「仮処分（かりしょぶん）」とは、権利関係に争いがあり、確定を待っていたのではその間に著しい損害を受ける場合などに、紛争の訴訟的解決または強制執行の可能となるまで暫定的に行われる処分をいう（民事訴訟法第 760 条）。仮処分の申立てには、時効中断効がある（民法 147 条 2 号）が、権利者の請求によりまたは法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効中断効を生じない（民法 154 条）。

第 171 条の 6 (履行延期の特約等)

1 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 4. 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 5. 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第 3 者に貸付けを行なった場合において、当該第 3 者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第 3 者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。
- この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

第 171 条の 7 (免除)

1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から **10 年**を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第 3 者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。

この場合における免除については、債務者が当該第 3 者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前 2 項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

■ 民法

第 145 条 (時効の援用)

時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(補足説明) 時効の援用

時効によって利益を受ける者（援用権者）が時効が成立したことを主張すること。時効による権利の取得・消滅は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定的に生ぜず、援用があつてはじめて確定的に生じる。時効の利益を受けないで真実の権利関係を認めようとする者の意思も尊重する必要があるからである。

(注) 以下、参考説明として Wikipedia での解説を抜粋して記載する。

●時効の効力 (時効の援用)

時効は当事者が援用しなければ裁判所は時効の効果を前提とした裁判をすることができない (145 条、除斥期間との相違点)。時効による利益を享受するか否かをその利益を受けるべき者の意思に委ねるという考え方であり、時効により本来なら得ることのできなかつた利益を得ることを潔しとしない「武士道精神」を尊重するのに適した「良心規定」として、フランス法にならって導入されたといわれる。こうした趣旨から、時効が援用された場合の効力は時効を援用した本人にしか及ばない。これを時効の相対効という。また援用とは逆に、時効が完成した後で時効の利益を受けないという意思表示、つまり時効利益の放棄をすることもみとめられている (146 条反対解釈)。放棄も援用と同様、放棄した本人にしかその効力は及ばない。

●援用権者

時効は誰でも援用できるわけではない。時効の利益を受けるかどうかを当事者の良心に委ねるというのが制度上の建前だからである。時効の援用をすることができる者のことを援用権者という。民法の規定では、時効を援用することができるのは「当事者」だけであると規定している（145条）。

ここにいう「当事者」とは、時効によって直接利益を受ける者、すなわち取得時効によって権利を取得し、消滅時効によって権利の制限または義務を免れる者をいい、間接に利益を受ける者は含まれない（大判明43年1月25日民録16・22）。判例上、以下の者は「当事者」に該当するとされている。

- 保証人、連帯保証人
- 物上保証人
- 抵当不動産の第三取得者
- 詐害行為の受益者

一方、後順位抵当権者は、先順位抵当権者の被担保債権が時効によって消滅しても、それによって受ける利益は抵当権の順位上昇による反射的利益にすぎないことを理由として、援用権者には当たらないとされている（最判平11年10月21日民集53・7・1190）。

●時効利益の放棄・喪失

146条は、時効の利益（援用権）はあらかじめ放棄することはできないと規定している。これは債務者の足下を見てあらかじめ時効利益の放棄を約定させておくといった弊害を防ぐためである。この規定の反対解釈として、時効が完成した後で時効利益を放棄することはできるということになる。

時効利益の放棄は時効が完成していることを知りつつもあえて放棄するという意思表示である。ところが、時効完成を知らずに消滅時効の対象となっている債務を承認したり、債務の存在を前提とする行為（自認行為）をしてしまう場合もある。かつての裁判例は、時効完成後の債務の承認は「時効利益の放棄」であると考え、しかも時効が完成したことを知った上で承認したと推定するという立場を取っていた。しかし「時効完成を知っていた」という推定は経験則から逸脱するものだとして学説の批判を浴びた。

その後裁判所は態度を改め、時効が完成した後に債務を承認する場合は時効完成の事実を知らないのが通常であり、以前のような推定は許されないと判示した。しかしながら、時効完成後いったん承認などを行った場合には、信義則上もはや時効を援用することは許されないと、結論としては従来通り時効援用を認めなかった。これは、一度は債務の存在を認めておきながらたまたま時効が完成していたことを知るや否や一転して時効を援用するという態度は矛盾しており、また相手方ももう時効が援用されることはないという期待を抱くのであってそれを裏切ることは許されない、という考えによる。

(注)上記「関連諸法令規則等」における下線、網掛け及び太字は便宜的に包括外部監査人が付したものである。

■参考文献等

- ・「Q&A 自治体の私債権管理・回収マニュアル」ぎょうせい 大阪弁護士会自治体債権管理研究会
- ・「自治体のための債権管理マニュアル」ぎょうせい 東京弁護士会弁護士業務改革委員会 自治体債権管理問題検討チーム編
- ・「自治体職員が知っておきたい債権管理術」ぎょうせい 大塚康男 著
- ・「地方公務員のための債権管理・回収実務マニュアル 債権別解決手法の手引き」
第一法規 大阪弁護士会 自治体債権管理研究会
- ・「自治体のための債権回収」第一法規 青田悟朗 著
- ・「自治体法務研究 No.27」ぎょうせい
- ・「自治体の債権管理に関する調査研究報告書 ～債権の発生から消滅までのあるべき姿を考える～」平成 22 年 3 月 財団法人東京市町村自治調査会
- ・「平成 22 年度 調査研究発表フォーラム報告書 自治体にける債権管理のあり方 ～債権の発生から消滅までを考える～」平成 22 年 12 月 財団法人東京市町村自治調査会・
東京都市町村職員研修所
- ・「自治体病院経営ハンドブック（平成 24 年）」ぎょうせい 自治体病院経営研究会 編集

■監査実績

場 所	執 務 内 容	延日数(日)
本庁外部監査人室	・監査テーマ選定 ・監査計画の立案 ・監査手続の実施 資料内容検討、ヒアリング 質問 等 ・報告書の作成	190
県立南薩病院	・監査手続の実施 諸資料の内容検討、質問等 現場視察	2
県立鹿屋医療センター	・監査手続の実施 諸資料の内容検討、質問等 現場視察	1
計		193

■監査報酬

1,500 万円（上限）

包括外部監査の結果に関する報告書に添えて提出する意見

1 事業としての債権管理¹について

今回の監査においても「監査テーマの選定の理由」で記載しているとおり、「県の役割という観点を念頭に置きながら、(中略)債権発生を伴う事業(中略)その事業に関する対目的有効性の判断や回収見込みに関する判断は適切か(中略)事業開始時における判断から結果として生じた債権の管理・回収や事業評価までを事業一連の流れとして把握し、検討を行うことは有意義であると判断し」監査を実施したところである。県の役割の変化は債権の在り方にも影響を生じ、継続的に必要な修正が求められるものと考ええる。

事業と債権

「事業継続」という場合、事業をそっくりそのまま継続するのではなく、事業目的は維持しながら手段については時代の要請に応じて変化する必要がある。

特に私債権の大半を占める貸付金は、事業成果を獲得するための一手段として位置付けて監査計画を立案したところであった。事業成果を得るための手段として、必ずしも貸付金という方法でなくてもよい場合もあるのではないかとの考えも含まれる。

事業を前提とするということからいえば、たとえば生活困窮者を対象とする事業とそうでない者を対象とする場合では債権という法的な性質は同一であっても県の役割の観点からみると異なるのではないかという思いもあったからである。

この役割の相違に対応して管理方法や回収方法についても弾力的に考えられる部分もあり、画一的な法解釈がすべてではない場合もあるように思う。

資金提供と技術・経営支援体制

資金を貸して利息収入を得、貸付資金を回収し、さらに多くの資金を貸すために支援する民間金融機関と形態的には同様に、県は事業目的を達成するために資金的な基礎を提供し、事業目的を達成するために諸技術や経営の指導を行う。

ただ県の場合、主眼は事業目的の達成であり、資金提供はその手段に過ぎない。したがって、そのウェイトは技術・経営の指導の方にあると考える。目的達成のためには指導面の方に重点があることを念頭においた事業推進体制が事業実施の全般をとおして忘れてはならない重要な視点ではないかと考える。

県自らが指導できればそれに越したことはないのであるが、人員配置や時間的な制約もあることは否めず、大学等の研究機関や民間の関連団体と連携体制を構築するいわばコーディネーターの役割を担って、その事業全体を見据えながらマネジメントするところにも県の役割発揮の場がまだまだあるのではないかと思われる。

¹ 「住民訴訟事件で、最高裁判所は、自治体の債権管理についての規定によれば、「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」(最判平成16年4月23日民集58巻4号892頁)と判示している。これは財務責任追及型の住民訴訟であるが、その意義は、今日自治体が置かれている財政状況からすると、自治体の財務を住民に対してさらに公正で開かれた仕組みにすることが求められていると解することができるだろう。」(本文掲載の「調査研究報告書」の「はじめに」から抜粋した。)

ライフサイクルアプローチ

監査の過程において入手した「自治体の債権管理に関する調査研究報告書 ～債権の発生から消滅までのあるべき姿を考える～」²（平成 22 年 3 月 財団法人東京市町村自治調査会、以下、「調査研究報告書」という。）においては「本調査研究は、調査の網羅性を確保するために、自治体債権をその「発生」から「消滅」に至るライフサイクルの視点でとらえ、フェーズごとに論点・問題点を整理する「ライフサイクルアプローチ」を基本的な考え方としている。³すなわち、発生（債権回収を見据えた手続と課題）、日常管理（日常の債権管理方法の課題）、回収（債権の回収手段と課題）、保全（債務者に信用不安が生じたときの対応と課題）、停止等（債務者が債務の履行が困難な場合の対応と課題）、消滅（債権を消滅させる手段と課題）というライフサイクルとして整理されている。債権管理の網羅性を確保するという意味においても、ライフサイクルで考えるという方法は有用ではないかと思われる。

事業を経営サイクルで考えることの有効性は前年度の報告書においても記載したところであったが、個々の債権についてもその債権を独自のサイクルにおいて考える。そして、県の役割として実施する事業目的を達成するための一手段として、事業全体の観点からその有効性や成果を考えるという観点が重要と考える。

[参考]自治体の債権管理における課題と方向性

先の調査研究報告書においては、債権管理を「制度」、「組織」、「情報」及び「人材」という 4 つの視点から整理し作成されているが、適正化に向けた方向性として次のようなものが考えられるとしている。

当年度の監査過程においても意見として記載している事項も多く、本県においても考え方を整理する場合に有用と思われるため参考として記載する。

視点		課題	方向性	課題の解決策
制度	共通する方向性	債権のライフサイクル全体を通じて、債権管理において実施すべき手順等がルール化されていない。	債権管理に関する基準の整備	・債権のライフサイクル全体を通じて、適正に業務を執行するための基準をつくる。
			債権管理の委託	・自治体内に不足しているノウハウを、外部のノウハウを活用することによって補う。
組織	個別的な方向性	債権の回収に関するノウハウが不足している。	債権管理の一元化	・債権の回収に関するノウハウを、一元的に効率的に蓄積させる仕組みをつくる。
			組織の横断化	・複数の部門が連携して債権回収に取り組む仕組みをつくる。
		滞納者に対して複数部門で連携して対応できない。		

² 調査研究報告書をベースに自治体における債権管理のあり方を共に考えることを目的に開催されたフォーラムの報告書である「平成 22 年度 調査研究発表フォーラム 報告書 自治体における債権管理のあり方 ～債権の発生から消滅までを考える～」（平成 22 年 12 月 財団法人東京市町村自治調査会・東京都市町村職員研修所）も公表されている。

³ 調査研究報告書 4 頁 1-2 (1)

情報	他部門との間で、必要な情報が共有できていない。	情報の共有化	・債権管理に必要な情報を共有するための仕組みやルールを整える。
人材	債権管理に対する職員の意識が不十分である。	人材の育成	・研修等を通じて、債権管理に関する職員の意識を向上させる。
	職員の専門知識が不足している。	人材の育成	・研修等を通じて、専門知識を有した職員を育成する。
		債権回収の委託	・外部のノウハウ・専門知識を活用する。
職員数が不足している。	債権回収の一元化	・債権回収業務の一元化により効率化を進め、不足を補う。	

出所：「調査研究報告書」65頁、下線は筆者が説明のために付した。

当年度の監査過程において必要性を感じたのは、表中の文言を借りれば「債権管理の一元化」、「組織の横断化」、「情報の共有化」であろうか。自治体の縦割り組織形態という特徴や個人情報保護の観点からも浸透が容易ではない部分ともいえる。

債権そのものは事業目的により異なるが、債権管理面においては共通する部分も多い。特に滞納となった場合の対応や法的に解決せざるを得なくなった場合の対応など、日常業務とは異なる場合が多いため、知識や経験の蓄積が難しいという面を有し、その結果、問題解決や対策に時間的を浪費し、効率面での障害になる。

特に法的な取扱いについては専門家の利用もあるが、県ほどの人材がいれば、蓄積された情報等がありさえすれば問題なく対応できるように思う。

そして、自治体においては「制度」として組み込まないと行動を起こしにくいという面があるため、組織内に制度として組み込むということが適当だと考える。

2 回収不能見込額について

個別債権の検討箇所においても（意見）として回収不能見込額の計上を検討すべき旨を記載しているものが多い。発生主義会計の考えを基にした財産⁴の「評価」に関する事項であり、制度的にも未だ完全には浸透していないということにも要因があるように思われる。

債権を適正に評価するためには、将来回収が見込めないものがある場合には控除して、回収可能な金額にする必要があるが、確定した回収不能額を当該債権から直接控除する不納欠損処理のほか、年度末時点の判断において、将来回収不能が予測される見込額については間接的に回収不能見込額という「控除科目」を用いることになる。結果的には債権金額から当該見込額を控除した金額が当該債権の年度末における適正な評価額となり、直接控除した場合と同様の効果をもつことになる。

貸倒引当金（ここでいう徴収不能見込額に相当する。）は複式簿記が採用されている民間事業会社等では一般的な勘定科目となっているが、金額算出においては見積りの要素が入ってくるため「恣意性」が介入する余地もあることから、算定方法についてはあらかじめ決められた方法を継続して適用するという「継続性」が求められている。

⁴ 地方自治法は、「財産」を「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」（第237条第1項）としている。

当年度の監査対象債権においても各債権の所管課において回収可能性の判断に応じた債権分類が行われており、その分類に適応した回収促進策を行うという債権管理が採用されている場合も多い。因みに金融機関等では債権の分類結果に基づいて貸倒引当金の引当率が決定されてくる仕組みになっていることから、債権の分類（債務者分類）には自己査定手続による慎重な対応がなされている。

このように債権の回収可能性による分類は重要な意味を持っているが、仮に分類ごとに統一的な算定方法を検討するのであれば、現在の分類方法は所管課により多少の差異も見られるので分類段階におけるできるだけ具体的な判断基準を定め、各所管課の調整も必要になると思われる。

私債権は時効に加えて援用が必要であるが、回収不能見込額で対応せざるを得ない場合が多いと思われることから大きな意味を持っているのではないかと考える。

ただ、例えば森林整備公社運営資金貸付金や住宅供給公社健全化資金貸付金のように、県の債権額も大きく、現状では何らかの損失が見込まれると推測されるが諸外部不確定要因を勘案する必要があり、見込額の算定を難しくしている債権もある。

そもそも公的な役割として実施せざるを得ないような事業における貸付債権等においては、民間金融機関等の債権に比較すると回収不能額が発生する可能性が高いことは推測に難くない。そうであればなおさら回収対策面での強化が図られなければいけないのではないかとということにもなる。民間とは異なった性格をもつ債権も多く、回収不能見込額の見積り過程においても何らかの前提を設ける必要もある。算定方法については今後の重要な検討課題と考える。

[参考]新地方公会計制度実務研究会報告書 総務省方式改訂モデル

2. 投資等

(5) 回収不能見込額

② 長期延滞債権に係る回収見込額

291. 一定額(例えば1件当たり100万円)以上の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を算定する。例えば、消滅時効の期限が到来しているもの、債務者の居所が不明のものなどについては債権額の100%などとする。

292. 一定額未満の債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いるなどとする。

3. 流動資産

(3) 回収不能見込額

302. 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の回収不能実績率等合理的な基準により回収不能見込額を算定する。過去5年間の不納欠損額÷(滞納繰越収入額+不納欠損額)の平均値を用いるなどとする。

● 総務省方式改訂モデルに関するQ&A

問73 長期延滞債権及び未収金の回収不能見込額について、回収不能あるいは回収懸念とする判断基準や回収可能額の算定方法を示して欲しい。

答1. 回収可能性の判断については、あくまで個々の債務者の実情に応じて判断すべきものであり、一律に算定方法を示すことは困難。

2. ただし、個々に判断することが困難な場合は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第291段落に示した例示の他、当初の調定後一定年数(例えば3年)以上が経過しているものについては、「金融商品会計に関する実務指針」を参考に、例えば一律に50%と評価するなどの方法が考えられる。

3. なお、一定額未満の長期延滞債権については同292段落、未収金については同302段落に回収不能見込額の算定方法が記載されている。

3 未収債権対策プロジェクトチームについて

県における全庁的な未収債権回収促進策の一環として平成9年2月に「未収債権対策プロジェクトチーム」が設置されている（後掲の「未収債権プロジェクトチーム設置要綱」参照。）当プロジェクトチームの会議は「必要に応じて会長が招集する。」となっており、通常の年度は年2回程、平成23年度においては4月27日と7月21日に開催されている。

全庁的な債権回収に対する取組姿勢を標榜するものであり、県全体における未収債権の回収促進に貢献している組織となっている。

また、前記1記載の[参考]自治体の債権管理における課題と方向性 における「債権管理の一元化」、「組織の横断化」、「情報の共有化」の観点からも役割が期待される組織ではないかと考えられる。

議事録等の作成と活用

現状では正式な議事録等は作成・保管されていないようであるが、副知事を会長とするプロジェクトチームにおける具体的な案件に関する検討過程や結論は、他の部署においても同様の問題を抱えていることも想定されることから、回収対策を立案するうえでの利用価値は高いと思われる。

プロジェクトチームで決定した方針や債権回収策は、全庁的な共通認識として担当者レベルまで周知徹底する必要があることから結果等については書面で作成し、周知の方法についても有効な方法を再検討し要綱等において規定しておくのが適当ではないかと思われる。

平成9年に設置されていることから約16年経過しているが、この委員会において今まで検討された具体的事案や採用された対策方法などをまとめると県債権の全般を網羅した実用性の高い債権回収手引も作成できるし、後述する債権管理条例を策定する場合には現状における債権管理上の課題把握の段階においても利用できると思われる。さらに、人材育成における職員研修教材としても有用ではないかと考える。

監査委員事務局の会議参加

委員等に監査委員事務局は入っていないが、「県の財務に関する事務の執行状況及び県の経営に係る事業の管理状況の監査、行政監査、例月現金出納検査、決算審査並びに県が補助金等財政的援助をしている団体等の監査など、地方自治法や公営企業法に基づく監査に関する業務」を行っていることから、当該事務局が会議に参加することによって、有用な意見・提案が得られることもあるのではないかとと思われる。

また、事務局側でも問題とされることの多い未収債権についての全庁的な状況と対策方針が把握できるため、より有効で効率的な監査の実施に生かせるのではないかとと思われる。

[未収債権プロジェクトチーム設置要綱] (設置)

第1条 県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、貸付金償還金その他の歳入に係る債権について、収入未済となっている原因及び徴収事務の経過等を明らかにし、その対策を推進するため、未収債権対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について、調査・審議する。

- (1) 未収債権となった原因及び徴収事務の経過に関すること。
- (2) 未収債権の対策に関すること。
- (3) 前号の対策の実施状況に関すること。
- (4) その他未収債権の対策に関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副知事（出納局担当）をもって充てる。
- 3 委員は、会計管理者、総務部長、県民生活局長、企画部長、環境林務部長、保健福祉部長、商工労働水産部長、農政部長、土木部長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、プロジェクトチームの事務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 プロジェクトチームは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 プロジェクトチームの事務を補助させるため、プロジェクトチームに幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、委員の属する部局の主管課長、財政課長、税務課長、子ども福祉課長、経営金融課長及び住宅政策室長をもって充てる。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成9年2月3日から施行する。

(略)

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

<プロジェクトチーム>

会長 副知事（出納局担当）

委員 会計管理者、総務部長、県民生活局長、企画部長、環境林務部長、保健福祉部長、商工労働水産部長、農政部長、土木部長、教育長、警察本部長

<幹事会>

幹事長 総務部次長

幹事 財政課長、人事課長、企画課長、環境林務課長、保健医療福祉課長、商工政策課長、農政課長、監理課長、会計課長、教育庁総務福利課長、警察本部警務部会計課長、税務課長、子ども福祉課長、経営金融課長、住宅政策室長

4 債権管理条例について

近年、国における債権管理法（国の債権の管理等に関する法律）にならって、多くの自治体において債権管理条例が検討・制定され、債権に係る研修等においてもテーマとなることも多いようである。法体系上は必須の条例ではないとのことであるが、権利放棄に関する議決を求めた地方自治法第96条第1項第10号を受けて、債権放棄の要件などを定める意義があるし、また地方自治法や同法施行令の内容を具体化するためにも意味があるとされている。

当年度の監査においても（意見）として記載されている場合も多いが、地方自治法や同

施行令においては徴収停止、履行期限の延長の特約、債務免除等の徴収緩和措置についてはその要件を厳格に規定している（「巻末資料」参照）ことから、現実に即した柔軟な対応がとりにくく、実態として回収見込みがないと思われる貸付先に対しても長期間にわたって催告を続けなければならない、人員減少の状況と相俟って、事務効率性等の観点からの問題が生じていると思われるものもある。

また、私債権のため債務者が時効の援用をしない限り債権は消滅しないことから、未処理のまま長期間滞留せざるを得ない要因となっているものもある。

特に新規の貸付が減少又は移管されている事業にあつては、正常債権の回収が進むにつれて必然的に債権残高に占める滞留債権の割合が増加することになるが、実質的には回収困難な状況にあるにも係らず、敢えて定められた事務手続を継続し続けるということに効用は見出せないように思う。

債権管理条例の設置の理由は種々考えられているが、当年度の監査においては債権管理部署の事務効率面から検討すべき事項として挙げられているものが多かった。

仮に債権管理条例を制定する場合においても、県の債権管理における課題を解決又は改善するための手段とならなければ意味がないが、そのためには現状で抱えている又は将来予想される債権管理上の問題は何かを具体的にかつ正確に把握しておく必要がある。

当年度の監査においても各部署からのヒアリングは実施しているが、時間的な制約等もあることから必ずしも充分とは言えない面もあると思われるため、債権種類の明確化と債権管理面における問題点を詳細に捕捉して、整理しておくことが有用であると考えます。

また、債権管理条例を制定する場合でも忘れてはならないのが、債権管理条例を前提にしない管理体制の構築・維持が必要であるということであろう。債権管理上の問題点を整理する過程で、現状における不備があれば正し、他部署でより有効な回収促進策が採用されている場合にはそれを参考にして対応策の見直しを実施しておく必要がある。不納欠損処理はすべての回収対策を実施してもなお回収できないと判断されたときに検討されるべきものであろうから、法的手続の前にはそれまでの回収対策の内容や経過が明確に説明できるような管理資料整備が求められると考える。

いずれにしても債権管理条例を策定する場合は、各部署の債権の理解にも役立ち、債権管理業務を行っている担当者の利便に資するものでなければならない。

[参考]債権管理条例・規則に盛り込まれている規定の分類

参考として「調査研究報告書」68項に記載されている分類を記載すると次のようである。

既存の債権管理条例・規則に盛り込まれている規定は、図表 4-4 のように分類できる。

図表 4-4 債権管理条例・規則に盛り込まれている規定の分類

分類	定義	代表例
確認規定	自治法の規定をそのまま引き写している規定	・強制執行等、履行期限の繰上げ、債権の申出等
補足規定	自治法等の規定の不足部分を補っている規定	・督促、徴収停止等
独自規定	自治法等に規定のない事項を定めている規定	・債権放棄、専決処分等

既存の主な債権管理条例・規則で盛り込まれている規定について、図表 4-4 の分類にならって整理したものが図表 4-5 である。

図表 4-5 債権管理条例・規則に盛り込まれている規定の分類

規定	関連条文等	確認規定	補足規定	独自規定
督促	自治令第 171 条	○	○	
滞納処分等	自治法第 231 条の 3	○		
強制執行等	自治令第 171 条の 2	○	○	
履行期限の繰上げ	自治令第 171 条の 3	○		
債権の申出	自治令第 171 条の 4	○		
徴収停止	自治令第 171 条の 5	○	○	
履行延期の特約	自治令第 171 条の 6	○	○	
債務免除	自治令第 171 条の 7	○	○	
期限の利益の喪失	期限の利益の喪失に係る規定			○
債権放棄	自治法第 96 条第 1 項第 10 号			○
訴えの提起に係る専決	訴えの提起を専決処分とする旨の規定			○
検討組織等の設置	債権管理本部等の検討組織の設置根拠規定			○
計画等の策定	徴収計画等の策定を要する旨の規定			○
保証人の設定	必要に応じて保証人の設定を求める旨の規定			○
台帳の整備	台帳の整備を要する旨の規定			○
情報の共有	必要に応じて債務者情報の共有を可能とする旨の規定			○

[参考]

債権管理条例等について記載してある書物等が多いが、例えば「自治体のための債権管理マニュアル」（東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編）の 250 頁「3 債権管理条例制定に当たって検討すべき基本的事項」として (1) 条例の適用範囲と私債権の定義、(2) 徴収停止、履行延期の特約等、免除、(3) 債権放棄、(4) 専決処分、(5) 期限の利益の喪失条項等 が取り上げられている。

5 最後に

発生認識段階と回収段階での考え方

債権回収において債務者と対峙し生活の厳しい実態を眼前にした場合、回収することに関する疑問が生じる場合もあると思われる。また場合によっては、県と民間金融機関の差異は何かとの疑問が生まれる場面でもあろう。

滞納者も同じ県民であり、県は県民の社会福祉に貢献するという基本的な役割はあるが、債権発生認識の段階では「公平性」の観点重視されるべき視点ではないかと考える。回収が困難な状況であることと収入に関する調定を行わないことは区別して考えておく必要があるように思われる。

調定は法令規則等に基づいて粛々と実施すべきであり、俎上に上げる段階での裁量の余地はないのではないかと考える。未収債権の発生を認識し、回収対象としかどうかの段階で担当者の裁量が入ってしまうと明確な判断基準が存在しないため恣意性が介入し、極端な場合においては、不正が生じる可能性も否定しえないため避けるべきである。

網羅的に債権発生を捉え、あとは回収促進、回収不能見込額の計上や不納欠損処理の判断の段階で対応策を検討することになるのではないかとと思われる。

地域医療を守る最後の砦

これは往査した「南薩地域における薩南病院の役割」として概要資料に記載されていた言葉であるが、公的機関の役割を模索する上で使命感と気概を感じさせられる印象深い言葉として残ったものであった。

地域という場合には市町村もあるが、県民の安心・安全を担保する医療については県の単位で検討する必要のある、県の重要な役割の一つと考えられる。県民の期待に応え、公共の福祉を支える上で常に意識しておくべき言葉のようにも感じた。

そもそも公共は採算性を目的とするものではない事業が多いと思われるが、その不採算の費用が県民の心情的な負の不安を埋めるという成果で不採算が補完されることもある。金額的な尺度で単純に測定できないことは公共の宿命ともいえるが、成果を示すのに工夫を要する難しい課題である。